

# **（改訂） 添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想**

**平成 30 年 3 月**

**添田町**



(改訂) 添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想 目次

|                                |       |    |
|--------------------------------|-------|----|
| 第1章 基本構想の目的、位置づけ               | ・ ・ ・ | 1  |
| 1. 基本構想の目的                     | ・ ・ ・ | 1  |
| 2. 基本構想の位置づけ                   | ・ ・ ・ | 2  |
| 3. 基本構想の対象地                    | ・ ・ ・ | 2  |
| 4. 基本構想の構成                     | ・ ・ ・ | 3  |
| 第2章 地域の歴史文化の特徴                 | ・ ・ ・ | 5  |
| 1. 自然的環境                       | ・ ・ ・ | 5  |
| (1) 位置                         | ・ ・ ・ | 5  |
| (2) 地勢                         | ・ ・ ・ | 6  |
| (3) 水系                         | ・ ・ ・ | 7  |
| (4) 気候                         | ・ ・ ・ | 8  |
| (5) 植生                         | ・ ・ ・ | 9  |
| (6) 動物                         | ・ ・ ・ | 10 |
| (7) 国定公園                       | ・ ・ ・ | 11 |
| 2. 歴史的環境                       | ・ ・ ・ | 12 |
| (1) 原始                         | ・ ・ ・ | 12 |
| (2) 古代                         | ・ ・ ・ | 13 |
| (3) 中世                         | ・ ・ ・ | 15 |
| (4) 近世                         | ・ ・ ・ | 17 |
| (5) 近代                         | ・ ・ ・ | 20 |
| 3. 社会的環境                       | ・ ・ ・ | 23 |
| (1) 町の沿革                       | ・ ・ ・ | 23 |
| (2) 人口                         | ・ ・ ・ | 24 |
| (3) 交通                         | ・ ・ ・ | 25 |
| (4) 産業                         | ・ ・ ・ | 26 |
| (5) 歴史的文化遺産を取り巻く法規制            | ・ ・ ・ | 28 |
| 4. 歴史的文化遺産の整理                  | ・ ・ ・ | 36 |
| (1) 指定文化財等                     | ・ ・ ・ | 36 |
| (2) 未指定文化財等                    | ・ ・ ・ | 43 |
| 第3章 歴史まちづくりの基本的な方針             | ・ ・ ・ | 49 |
| 1. 歴史まちづくりの現状と課題               | ・ ・ ・ | 49 |
| (1) 歴史的文化遺産の調査研究、保存活用の現状と課題    | ・ ・ ・ | 49 |
| (2) 歴史的文化遺産の修理・整備に関する現状と課題     | ・ ・ ・ | 50 |
| (3) 歴史的文化遺産の保存活用を行うための施設の現状と課題 | ・ ・ ・ | 50 |
| (4) 歴史的文化遺産を取り巻く環境に関する現状と課題    | ・ ・ ・ | 50 |

|                                         |              |           |
|-----------------------------------------|--------------|-----------|
| (5) 歴史的文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題              | ・ ・ ・        | 51        |
| (6) 歴史的文化遺産の保存活用の普及啓発に関する現状と課題          | ・ ・ ・        | 51        |
| (7) 歴史的文化遺産の保存活用に係る添田町の体制の現状と課題         | ・ ・ ・        | 51        |
| (8) 歴史的文化遺産の保存活用に係る住民や NPO 等の各種団体の現状と課題 | ・ ・ ・        | 52        |
| 2. 歴史まちづくりの目標                           | ・ ・ ・        | 53        |
| 3. 歴史まちづくりの方針                           | ・ ・ ・        | 54        |
| (1) 基本方針                                | ・ ・ ・        | 54        |
| 基本方針 1 歴史的文化遺産の価値を堅実に保存                 | ・ ・ ・        | 54        |
| 基本方針 2 歴史的文化遺産の魅力を積極的に活用                | ・ ・ ・        | 54        |
| 基本方針 3 官民連携による歴史的文化遺産の保存活用              | ・ ・ ・        | 54        |
| (2) 実施方針                                | ・ ・ ・        | 55        |
| 実施方針 1 歴史的文化遺産の調査、保存措置                  | ・ ・ ・        | 56        |
| 実施方針 2 歴史的文化遺産の保存整備、活用整備                | ・ ・ ・        | 57        |
| 実施方針 3 歴史的文化遺産の保存・活用のための施設整備            | ・ ・ ・        | 57        |
| 実施方針 4 歴史的文化遺産を周辺環境に維持・向上               | ・ ・ ・        | 58        |
| 実施方針 5 歴史的文化遺産の防災・防犯対策の実施               | ・ ・ ・        | 59        |
| 実施方針 6 歴史的文化遺産の普及啓発や活用を通じた交流促進事業        | ・ ・ ・        | 60        |
| 実施方針 7 歴史的文化遺産の保存活用にに向けた体制整備            | ・ ・ ・        | 61        |
| (3) 歴史まちづくりの進め方                         | ・ ・ ・        | 63        |
| 1) 主体に着目した歴史まちづくりの進め方                   | ・ ・ ・        | 63        |
| 2) 官民連携による横断的な歴史まちづくりの協議の場の醸成           | ・ ・ ・        | 64        |
| 3) 地域振興の視点から歴史的文化遺産を活用する担い手の発掘、支援       | ・ ・ ・        | 65        |
| 4. 本町の関連文化財群                            | ・ ・ ・        | 66        |
| (1) 関連文化財群の考え方・捉え方                      | ・ ・ ・        | 66        |
| (2) 関連文化財群の設定                           | ・ ・ ・        | 66        |
| テーマ① 英彦山神宮と松会祈年祭                        | ・ ・ ・        | 67        |
| テーマ② 英彦山門前と彦山踊り                         | ・ ・ ・        | 69        |
| テーマ③ 英彦山詣でと英彦山権現講                       | ・ ・ ・        | 71        |
| テーマ④ 英彦山豊前坊高住神社と信仰                      | ・ ・ ・        | 73        |
| テーマ⑤ 英彦山水系流域と伝統芸能                       | ・ ・ ・        | 75        |
| テーマ⑥ 英彦山参詣に至る街道・要衝の地と祭り                 | ・ ・ ・        | 77        |
| <b>第 4 章 歴史まちづくりの進め方</b>                | <b>・ ・ ・</b> | <b>79</b> |
| 1. 歴史文化保存活用区域                           | ・ ・ ・        | 79        |
| (1) 歴史文化保存活用区域の設定方針                     | ・ ・ ・        | 79        |
| 2. 保存活用計画                               | ・ ・ ・        | 79        |
| (1) 保存活用計画の策定方針                         | ・ ・ ・        | 79        |
| 3. 歴史まちづくりを重点的に進める区域、計画                 | ・ ・ ・        | 80        |
| (1) 英彦山地区保存活用計画                         | ・ ・ ・        | 80        |

|     |                         |       |    |
|-----|-------------------------|-------|----|
| ア   | 計画の対象区域                 | ・ ・ ・ | 80 |
| イ   | 対象区域における歴史文化、歴史的文化遺産の特徴 | ・ ・ ・ | 80 |
| ウ   | 歴史まちづくりの方向性と実施方針        | ・ ・ ・ | 82 |
| (2) | 添田本町等地区保存活用計画           | ・ ・ ・ | 89 |
| ア   | 計画の対象区域                 | ・ ・ ・ | 89 |
| イ   | 対象区域における歴史文化、歴史的文化遺産の特徴 | ・ ・ ・ | 90 |
| ウ   | 歴史まちづくりの方向性と実施方針        | ・ ・ ・ | 91 |



# 第1章 基本構想の目的、位置づけ

## 1. 基本構想の目的

添田町は、福岡県の東南端、大分県との県境に位置し、古くから信仰を集める霊峰「英彦山」をはじめ、国内で初めて指定された「耶馬日田英彦山国定公園」等の豊かな自然を擁するとともに、修験道や五穀豊穰祈願等の様々な英彦山信仰により形成された歴史文化に富む地域です。

添田町は、これらの歴史的文化遺産\*の保存活用を図るため、明治 40(1907)年に国指定文化財となった英彦山神宮奉幣殿をはじめ、様々な歴史的文化遺産の文化財指定に取り組んできました。そのような中、本町が有する様々な歴史的文化遺産を群として相互に活用し、まちの活性化に繋げることを目的として、平成 24(2012)年 3 月『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』（以下、基本構想）を策定しました。また、この実現化を図るため地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称、歴史まちづくり法）に基づく添田町歴史的風致維持向上計画（以下、歴まち計画）を策定し、平成 26(2014)年 6 月に国からの認定を受け、現在様々な歴史文化を基幹としたまちづくり事業を展開しています。添田町でのこのような取り組みが進められる中、国においては、観光庁が平成 28(2016)年 3 月に『明日の日本を支える観光ビジョン』を策定し、文化財を活用した観光まちづくりが位置付けられるなど、文化財の保存に偏りがちであった従来の施策から活用にも力点を置いた施策が位置付けられました。このような情勢において、添田町では『添田町第 5 次総合計画後期基本計画』（平成 27(2015)年度～）において、「豊かな自然と歴史のこころがつくる活力のあるまち」を将来像に、その実現を図るための重点行動プロジェクトの一つとして「歴史まちづくりプロジェクト」を掲げ、歴史的文化遺産の保存活用に係る取り組みを位置付け、歴史まちづくりを推進しています。

基本構想策定後、このような様々な取り組みが進められる中、これからの歴史的文化遺産の保存活用を通じたまちづくり（以下、歴史まちづくり）を推進力持って進めるため、基本構想を改定します。本構想は、『第 5 次総合計画後期基本計画』における「豊かな自然と歴史のこころがつくる活力のあるまち」を実現することを目的に、歴史まちづくりの方針を定めます。

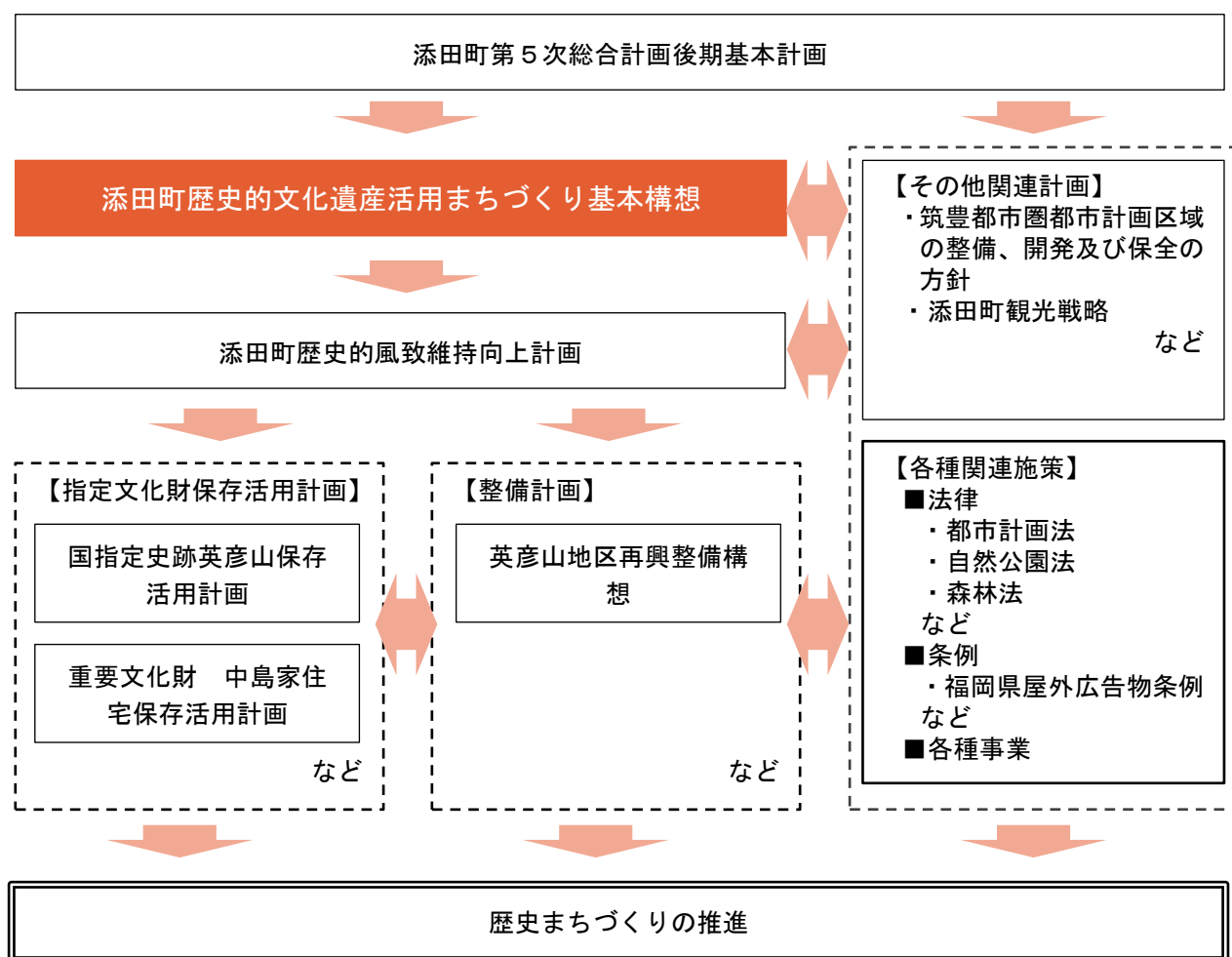
\*本構想における「歴史的文化遺産」とは、添田町に存在する指定文化財、未指定文化財の枠組みにとらわれず、添田町の歴史文化を物語る遺産全般を指し、その周辺環境も含めた概念とします。

## 2. 基本構想の位置づけ

本構想は、『添田町第5次総合計画後期基本計画』における「豊かな自然と歴史のこころが  
つくる活力のあるまち」を実現することを目的に策定された基本構想です。

添田町の最上位計画である『添田町第5次総合計画後期基本計画』に即しつつ、関連計画や  
関連施策と連携・補完しながら、『添田町歴史的風致維持向上計画』や「指定文化財保存活用  
計画」、「整備計画」を通じて、歴史まちづくりの推進を図ります。

図 添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想の位置づけ



## 3. 基本構想の対象地

本構想の対象地は添田町全域とします。

## 4. 基本構想の構成

本構想の構成は以下の通りです。

図 （改訂）添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想の構成

### （改訂）添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想 構成

#### 第1章 基本構想の目的、位置付け

1. 基本構想の目的
2. 基本構想の位置付け
3. 基本構想の対象地
4. 基本構想の構成

基本構想の概要を示す、基本構想の目的、位置づけ、対象地、構成を整理。

#### 第2章 地域の歴史文化の特徴

1. 自然的環境
2. 歴史的環境
3. 社会的環境
4. 歴史的文化遺産の整理

添田町が有する歴史文化の特徴について、自然、歴史、社会の視点から整理するとともに、歴史文化を物語る歴史的文化遺産を整理。

#### 第3章 歴史まちづくりの基本的な方針

1. 歴史まちづくりの現状と課題
2. 歴史まちづくりの目標
3. 基本方針
4. 本町の関連文化財群

歴史まちづくりを進める上での現状と課題を整理し、歴史まちづくりの今後の目標と基本方針を設定。  
歴史まちづくりとして活用する、添田町が有する歴史的文化遺産の相互の関係性（テーマ）を「関連文化財群」として設定。

#### 第4章 歴史まちづくりの進め方

1. 歴史文化保存活用区域
2. 保存活用計画

歴史まちづくりを進める上での保存活用区域の設定の考え方、保存活用計画の策定の考え方を整理。  
添田町が重点的に進めるべき区域、計画を設定。



## 第2章 地域の歴史文化の特徴

本章では、本町が有する歴史的文化遺産の形作った背景となる歴史文化の特徴として、自然的環境、歴史的環境、社会的環境の視点から概括します。

### 1. 自然的環境

#### (1) 位置

本町は、福岡県の東南端、福岡市及び北九州市から約 40km の距離に位置し、田川郡の最南端に位置する町です。町域の北部は、川崎町や大任町、赤村、東部はみやこ町、西部は嘉麻市、南部は東峰村や大分県と接しています。南部の大分県と接する行政界は英彦山の一部で未確定となっています。

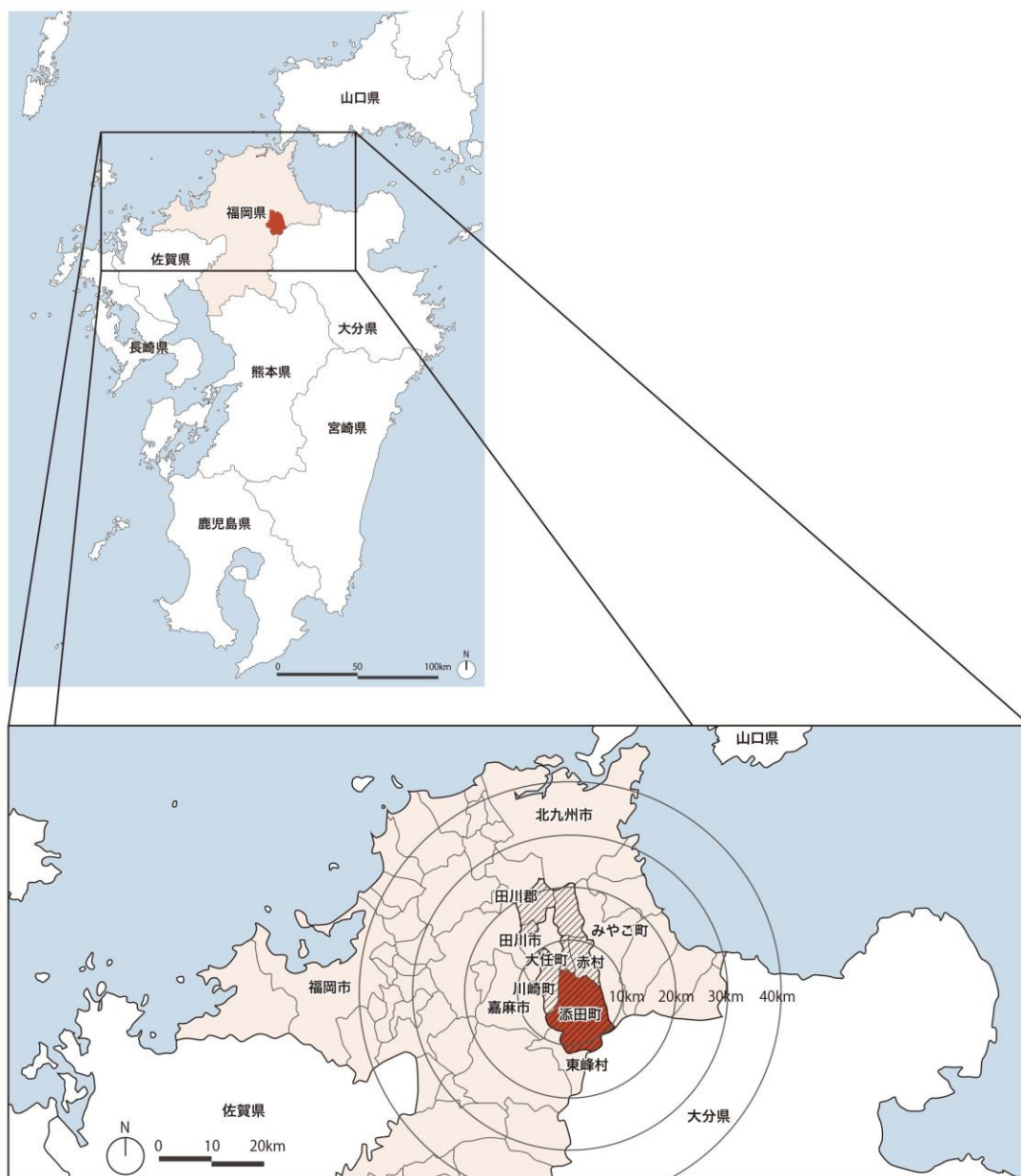


図 本町の位置

## (2) 地勢

町域は、東西 13 k m、南北 16 k m、面積 132. 10 k m<sup>2</sup>であり、県下有数の広大な面積を有しています。

地形は、標高 1, 199mを有する英彦山を主峰として、鷹巣山や岳滅鬼山等の山々が南部の東西に高原状に連なっており、これに直交するように幾つかのまとまった高地や丘陵地が広がり、北部の添田駅周辺に平地が広がっています。英彦山は、北部九州有数の高山であり、北部の眼下には筑豊の山野が広がり、晴れた日には南部の方角に遠く阿蘇の山々を眺望することができます。英彦山に連なる山々には登山道や九州自然歩道等が整備されており、老若男女を問わず気軽に登れる山として、一年を通じて多くの登山客が訪れています。

また、北部に位置する岩石山は、ところどころに巨岩が露出する地形の険しい山である一方、山頂から北西部に位置する田川盆地を望むことができる山として、戦国時代から戦略上の要地として重要視されてきました。

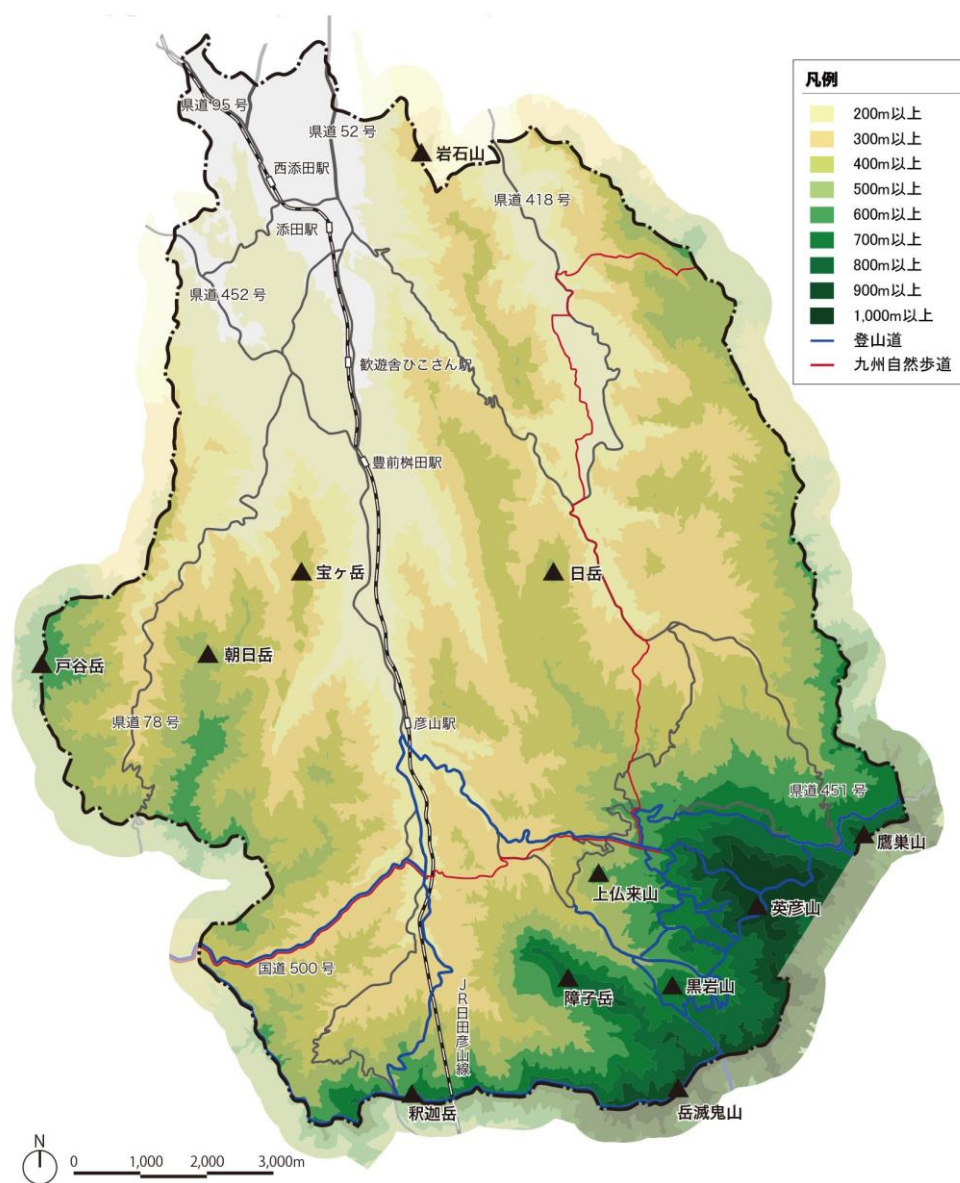


図 地勢

### (3) 水系

本町を流れる主要河川は、英彦山に端を発し、本町の中央を流れる彦山川、東側の津野谷を流れる今川と、本町の西南端の町境を源流とし、西側の中元寺谷を流れる中元寺川があります。今川は、瀬戸内海南西端に広がる海域の周防灘へ、彦山川と中元寺川は、下流域で合流して遠賀川となり関門海峡の北西に広がる海域の響灘へ注いでいます。

これらの河川は、英彦山一帯の諸山の水を集めたもので水量も豊富です。英彦山裾野までの山間部は高低差と狭隘な川幅により急流であるが、平野部は比較的穏やかな流れです。

上流部は深い溪谷と河川敷の桜や紅葉、蛍と相まった絶景が各所にあり、季節ごとに違った風情を醸し出して、訪れた観光客の癒しとなっています。また、河川にはハヤ（カワムツ）やゴヒナ（カワニナ）などが優占する種であるが、近年は鮎やヤマメ等を放流し、清流としての風情保持に努めています。

町内にはダムが二つあり、洪水調整やかんがい等を目的に、昭和 46（1971）年に今川の上流部にあたる下津野に油木ダムが、昭和 50（1975）年に中元寺川の上流部にあたる上中元寺に陣屋ダムが完成しました。

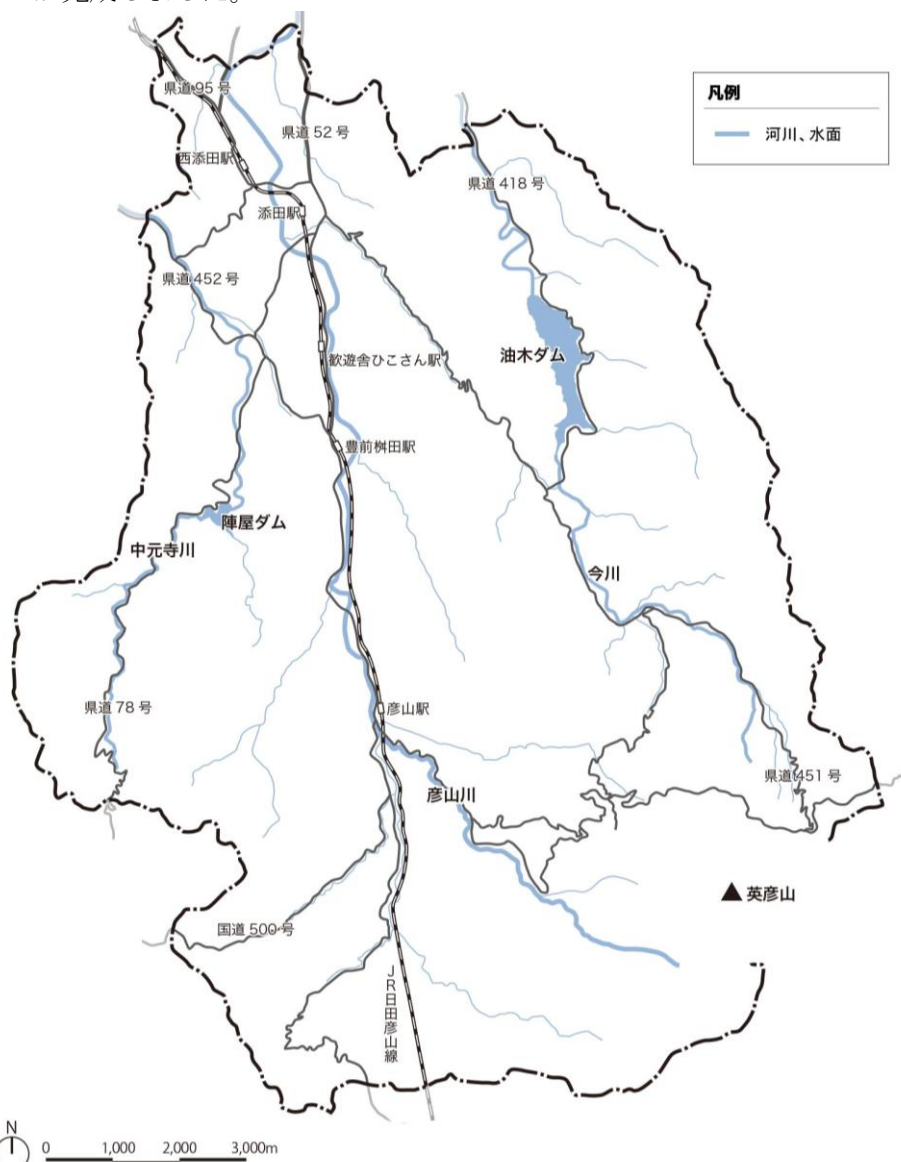


図 水系

#### (4) 気候

本町は、平野部の添田駅周辺から山間部の英彦山の山頂まで 1,100m 以上の標高差があるため、平野部と山間部で気象条件が大きく異なります。

平野部（添田）の気温は、年間平均気温 15.5℃であり、7月から8月の夏期は最高気温が約 33℃まで上がる一方、12月から3月までの冬期は最低気温が氷点下まで下がり、積雪を記録することもあります。一方、山間部（英彦山）の気温は、年間平均気温 12.3℃と平野部よりも低く、相対的に涼しい一方、冬期は多量の積雪に見舞われます。

年間降水量は、平野部（添田）では 1984.75mm に対し、山間部（英彦山）では 2650.65mm と多くなっており、一年を通じて6月から7月の降水量が多いです。

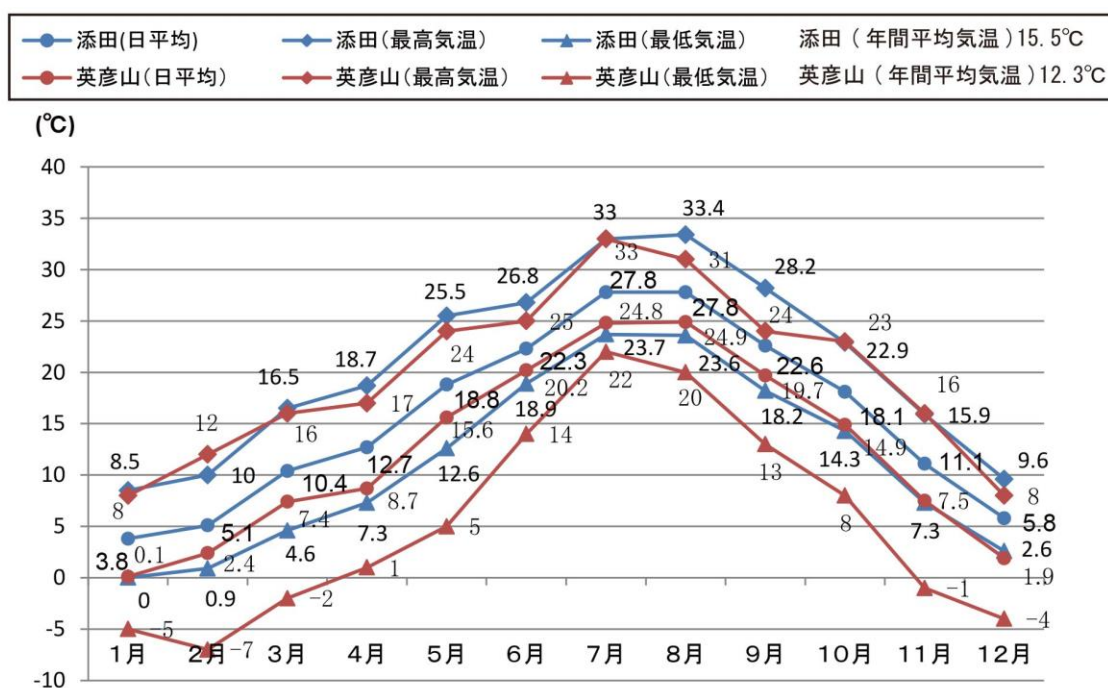


図 気温

【出典：添田／気象庁 HP、英彦山／町資料】

\* グラフ中の数値は、平成 27（2015）年のデータ

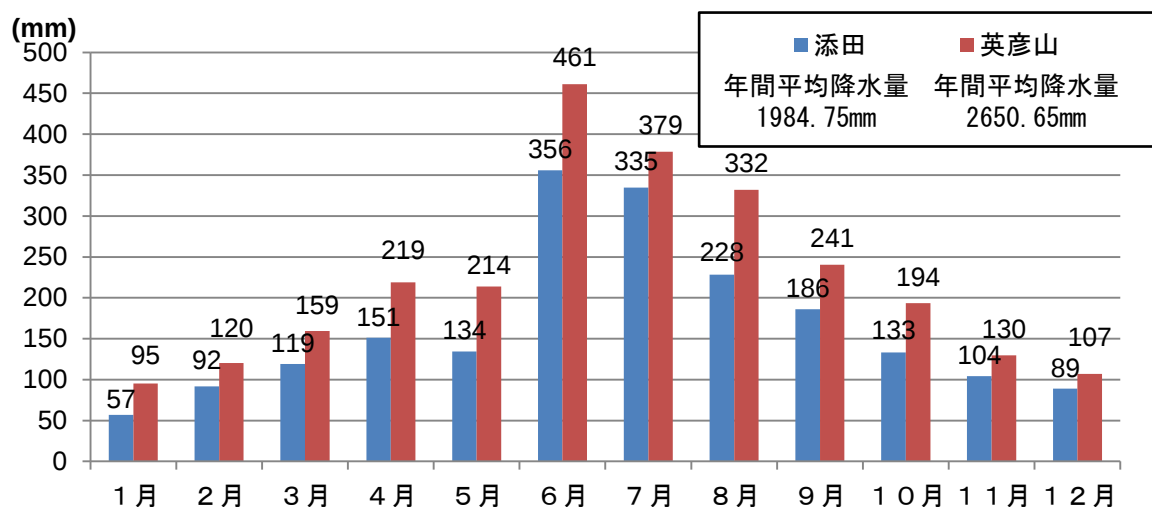


図 月別の降水量

【出典：気象庁 HP】

\* グラフ中の数値は、過去 10 年間（平成 20（2008）年～平成 29（2017）年）の平均値

## (5) 植生

気候と同様に、本町は、添田駅周辺の平野部から英彦山の山頂で1,100m以上の標高差があるため、大きく2つの植生帯に分類することができます。標高700mまではスギやヒノキ、スダジイ等を中心とする照葉樹林が分布し、それより高い場所にはブナやミズナラ、イロハモミジ等を中心とした夏緑樹林が分布しています。英彦山は、我が国屈指の霊山であるため自然が大切にされてきており、原生的な自然が広く存在し、北部九州随一の高山であるため、冷温帯の植物は県内唯一の植生地で、福岡県では最も自然度の高い山域と言えます。

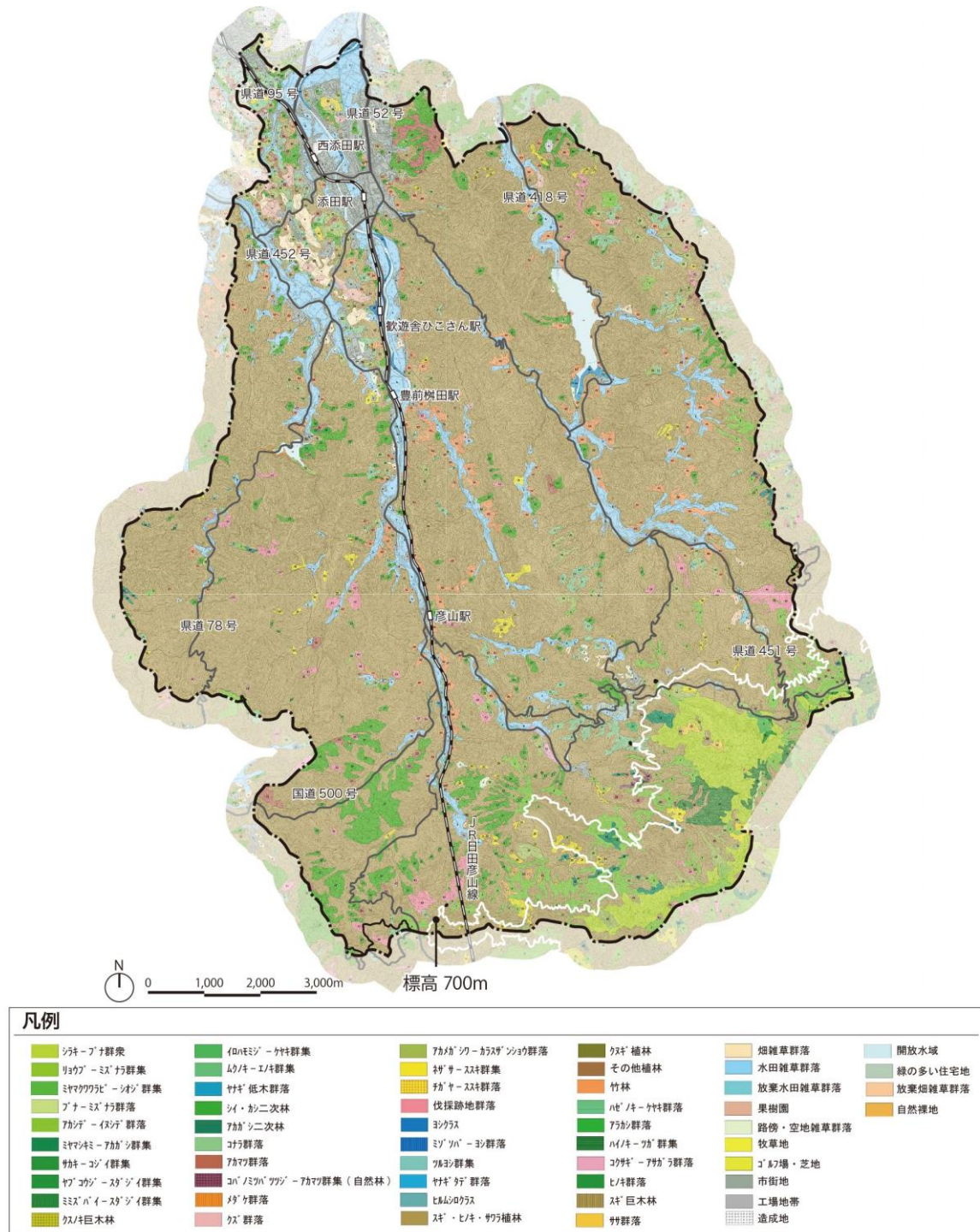


図 植生

【出典：自然環境保全基礎調査】

## (6) 動物

英彦山には多くの植物が生息しているため、それらに依存して極めて多くの動物が棲息しています。ここでは、英彦山における特徴的な動物について整理します。

大形の哺乳類はシカが多く生息しています。英彦山周辺では昔から多く棲んでいたようで、昭和30(1955)年頃は非常に少なくなりましたが、現在数は増えているとされています。その他、イノシシやタヌキ、キツネなどがいます。イノシシは英彦山に明治末期頃まで棲息し、その後、一時姿を消しましたが、昭和41(1966)年には上来仏山やその一帯で確認されました。

鳥類は英彦山神宮であった高千穂宣麿宮司の『英彦山の動物』(明治23(1890)年)の中で51種があげられています。地元の自然観察グループ「みみずくの会」の後藤文嗣氏の平成元(1989)年の報告によると93種と、その数は豊かになっています。これらの中で、ブッポウソウは昭和32(1957)年に福岡県の天然記念物に指定されました。

爬虫類にはタカチホヘビやマムシがいます。タカチホヘビは中国で発見され、国内でも九州から青森県まで広く棲息していますが、明治28(1895)年に英彦山神宮の高千穂宣麿宮司が、国内ではじめて英彦山で発見したので、氏の名をとって命名されたものです。

両生類ではブチサンショウウオ、シュレーゲルアオガエル、カジカガエルなどがいます。ブチサンショウウオは体長10cmの小さいもので、幼生は鬼杉、豊前坊その他の溪流の底や水辺の石の下に見られます。

昆虫類は、これまでに8科87種、蛾類は52科1,600種の蝶類が確認されています。この数字を手がかりに、既に昆虫相が解明されている他の地方と対比させた英彦山の総種類数は、6,000種を大幅に上回るものと推定されます。



ブッポウソウ



タカチホヘビ

## (7) 国定公園

耶馬日田英彦山国定公園は、国内最初の国定公園として、福岡県・大分県・熊本県の3県にまたがる東西約40km、南北約50kmに及ぶ約85,024haの区域が昭和25（1950）年に指定されました。

本国定公園の特色は、火山活動と河川の浸食で形成された山岳、高原、盆地、溪谷からなる自然地形にあります。

添田町内の区域は、英彦山を中心に2,692haが指定されており、英彦山の山頂付近の322haについては、ブナやクマイザサ、モミ、ツガの自然林が分布する県内でも類のない貴重な林であり、学術的・文化的に重要な地域として特別保護地区に指定され保護されています。

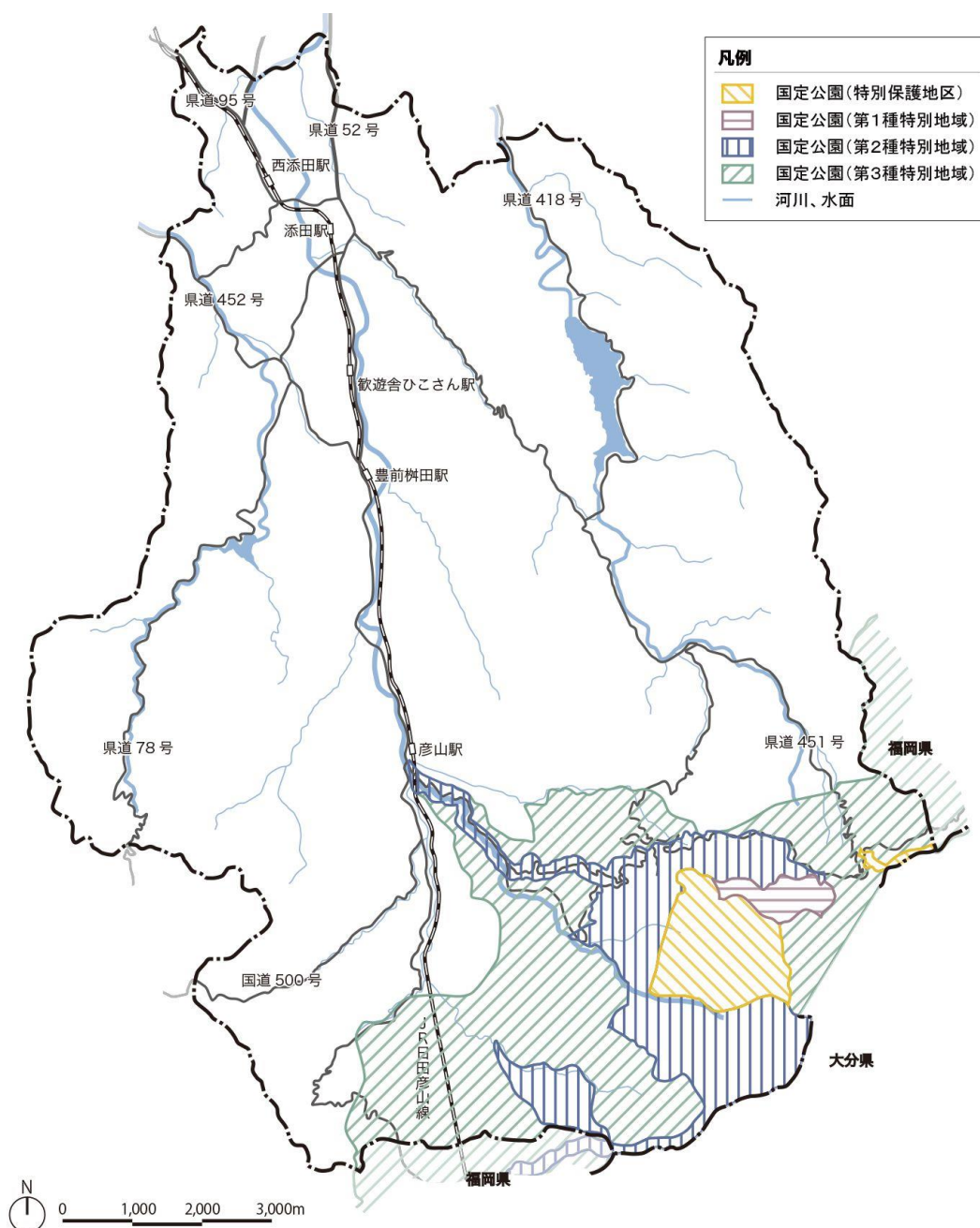


図 国定公園

## 2. 歴史的環境

### (1) 原始

#### ア 縄文時代

本町の南には筑後川、山国川、遠賀川、今川など北部九州の大型河川の源流をなす天水分の山「英彦山」が位置し、豊かな自然に育まれて縄文時代から人々の営みがありました。

英彦山麓の津野地区、梶田地区の扇状地に多くの縄文遺跡が検出され、下井遺跡では筑豊域最古である縄文時代早期のイノシシ捕獲の落とし穴遺構が発見されています。

縄文時代後期には住居を作って定住するようになり、後遺跡、梶田遺跡などで住居跡が発見されています。その中でも、後遺跡の土壌墓から出土したヒスイ製大珠は、遠く 1,000 km も離れた新潟県糸魚川からもたらされたもので、当時の人々の交易の広さを示すものです。



後遺跡の土壌墓



後遺跡のヒスイ製大珠

#### イ 弥生時代

弥生時代の歴史を物語る遺跡として、庄地区丘陵部に初源的青銅器生産遺跡である庄原遺跡(県指定史跡)が存在します。庄原遺跡からは、金属溶解炉跡や周溝状工房跡などの工房遺構とともに青銅鉈鋳型(国内最古級)が出土しています。青銅鉈は古代中国の楚(B.C. 230 頃)の領域で多く発見されており、朝鮮半島で 12 例、日本では、有明海沿岸を中心に 10 例しか見つかっていません。その鋳型が見つかったことは、この庄原遺跡が早くから大陸と文化、技術交流をもっていた遺跡の 1 つということができ、弥生時代の社会を知る重要な遺跡として注目されます。また、多くの砥石や輸入鉄器とともに平成 7 (1995) 年には国内最古の金属溶解炉も発見され、大規模な生産遺跡であることも判明しました。当時の人々が大陸と文化的・技術的に交流していたことを示しています。金属器使用の日本での始まりを考える上で重要な遺跡です。



庄原遺跡の金属溶解炉跡



庄原遺跡の青銅鉈鋳型

## ウ 古墳時代

町内にはこれまで9基の古墳と20基の横穴墓が発見されており、岩瀬古墳群や野田古墳の3基の古墳、土器横穴群が現存します。この古墳群は、遠賀川南限に位置しています。このような内陸最深部まで古墳文化が及んでいたことは大陸・朝鮮半島から進んだ農業生産技術を導入することにより稲作が普及し、いままでの小地域集団の統合が進むことで、小国家の体制が整えられてきたことを示しています。



岩瀬2号古墳

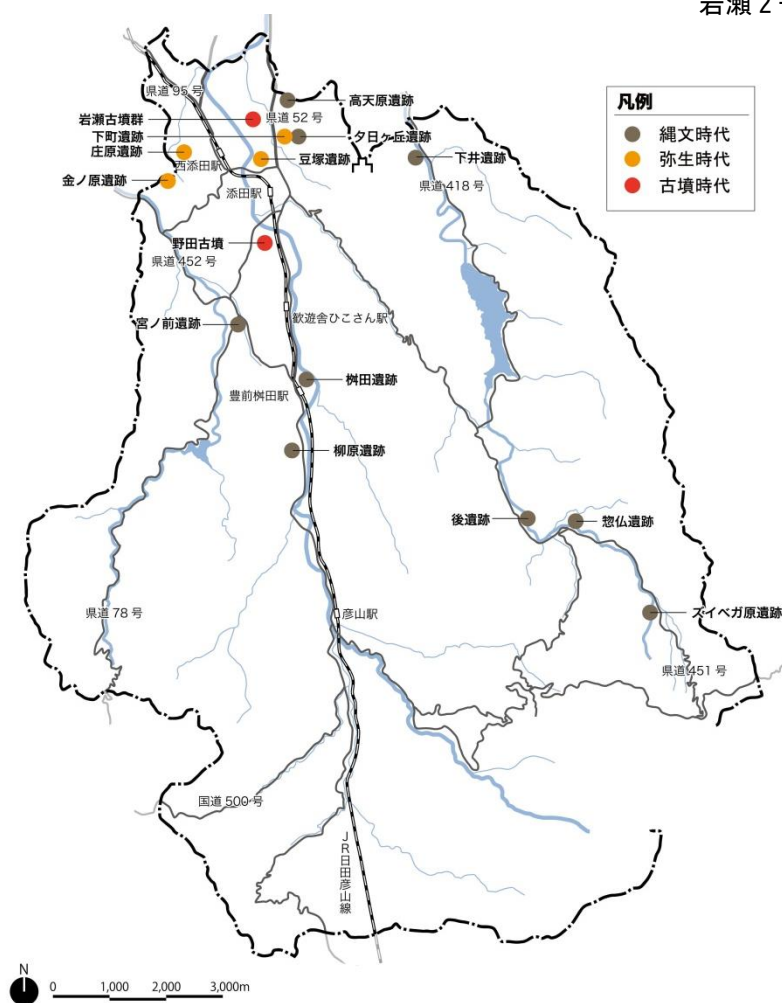


図 主要遺跡の分布

## (2) 古代

### ア 彦山の開山

彦山の開山は、仏教が日本に伝来した初期のころで、中国の僧侶が彦山に靈仙寺を開いたと伝えられています。『彦山縁起』等によれば、継体天皇25(531)年に北魏の僧、善正による開山説が見られるが、8世紀の初め頃になると、役小角の入峯説や、その門流寿元の開山(734)、また豊前宇佐出身の僧である法蓮上人の修験開祖説(822)など様々な説があります。

彦山の名称の由来は、御祭神である天忍穗耳命にあります。天忍穗耳命は、八百万の神の最

高位、日の神である天照大神の御子であることから「日子山」と呼ばれていたと伝わり、その後の弘仁 10 (819) 年、嵯峨天皇が、彦山中興の祖宇佐弥勒寺の別当である法蓮上人に「日子」の 2 文字を「彦」に改めるよう詔勅を下したことで、「彦山」となったと伝わります。

聖域である彦山内は、三つの鳥居を結界とした天台教学の四土結界思想に基づき領域区分がなされており、その聖域の中心的位置づけにある実報莊嚴土には、弥勒菩薩の都卒修行四十九窟を置き、山伏は「即身仏」たる厳しい修行をしました。平安時代、末法思想の隆盛とともに山頂に多くの経塚が営まれ、彦山への信仰が広まっていたことが分かります。

## イ 副田荘の成立

町内では中元寺宮ノ前遺跡から奈良～平安時代にかけての郷庁跡とみられる遺跡が発見されています。官衙遺構でしか見られない墨書土器、中国製青磁、緑釉陶器などの遺物とともに大型の建物跡が発見されています。古来、中元寺から川崎町安真木にかけては「虫生庄」と呼ばれていました。『宇佐大鏡』には「虫生稻光／田数六〇丁、同時定卅五丁」、「仲虫生別符本者府領也」とあり、大宰府領であったことが判ります。その後、永長 2 (1097) 年、宇佐弥勒寺に寄進されたと伝えられています。この虫生別符が後に中元寺荘となったと考えられています。

中元寺薬師堂には横川の恵心僧都が安置したという平安時代後期の薬師如来坐像（県指定文化財）があり、往時をしのぶことができます。また、『大宰府安楽寺草創日記』によると、永承 2 (1047) 年に後



中元寺薬師堂薬師如来坐像

冷泉天皇の御願によって安楽寺金堂が建立され、「副田庄七十町」などが寄進されたとあります。これらは、現在の町域が各地の寺社荘園に組み込まれる程の重要な場所であったことを物語っています。

## ウ 彦山信仰の興隆

10 世紀頃には、僧侶や修験者らが次第に組織化され、強大な勢力を持つようになっていきます。中世、神は仏の仮の姿であるという権現思想が世の中に広まると、十二社権現や四十九窟の行場を有する山林修行の一大道場を築いた彦山にも、彦山権現信仰が生まれます。彦山権現信仰は、醍醐天皇による豊前守惟房をしての奉幣 (919) や、源経基 (940) や伊勢守源頼義 (1062) 等の武士の信仰祈願の記録に記されていることから、武士からも崇敬されていたことが分かります。

『中右記』によると、寛治 8 (1094) 年、彦山と弥勒寺の衆徒が大宰府に強訴して大乱闘を起こし、時の大宰大貳藤原長房は都へ逃げ帰った事件が記されています。このことから、当時の彦山は弥勒寺の支配下にあつて霊山としての体裁を整え、相当数の衆徒を抱えるに至っていたことが知られます。

やがて弥勒寺支配の影響もあってか天台の霊山としての成長を遂げ、長寛元(1163)年『長寛勘文』中の「熊野権現御垂迹縁起」に、「往古、甲寅年(534)、唐の天台山の王子信の旧跡也。日本国鎮西日子の山の峯に天降り給ふ。その体、八角なる水精の石高さ三尺六寸なるにて天下り給ふ」とあり、また後白河法皇が撰じた『梁塵秘抄』に「筑紫の霊験所は、大山四王寺清水寺、武蔵清滝、豊前国の企救の御堂な、竈門の本山彦の山」と中央の典籍に著されており、その名声は京都の朝廷にも届いています。

### (3) 中世

#### ア 彦山修験道の成立

鎌倉時代の紀年銘を持つ『彦山流記』(建保元(1213)年)には、四十九窟の修行窟や山内堂宇の様子が克明に記されており、鎌倉時代初期までに彦山の山内集落や修行形態が完成したことが窺えます。

また、文安2(1445)年の『彦山諸神役次第』によると、前代の仏教的色合いから転じて、神幸祭や御田祭という祈年祭的祭事を「松会」神事と称し、それに焦点を合わせた神道系山伏の宣度行事が一月から二月にかけて最も多く組み込まれていることが示されています。現在行われている柱松神事や御潮井採り、御田祭、神幸祭は、この神事に由来するものです。

室町時代には大峯修行(春)や葛城修行(秋)の「峯入り」が定まり、その様子が『英彦山大権現松会之図』に伝えられています。



図 峯入行事『英彦山大権現松会之図』(英彦山神宮所蔵)

#### イ 彦山の盛行

定着山伏が多くなり組織化されてくると、それを統括する座主を山伏の中から輪番制で選出する統治が始まるが、元弘3(1333)年に、後伏見天皇の第6皇子の長助法親王が彦山座主に就任し、これを機に、輪番制だった座主は世襲制となり、明治維新の衰退まで続きました。その後、室町時代を通じて順調な発展を遂げ、最盛期を迎えています。

宗教面では、文安2(1445)年の『彦山諸神役次第』にみる修験行事の増加や、16世紀の阿吸房即伝による修験儀規・章疏の修験の体系化など、前代には希薄だった山内における修験色の強化・整備が図られています。

世俗面では、神領内の収益を新田開発・交易・産業の振興等によって充実させ、これらの維持・確保のため武装化も行い、治外法権的自治世界が作られました。しかし戦国期に入ると周辺の戦国大名の様々な干渉にさらされ、永禄 11（1568）年、天正 9（1581）年には、大友氏による武力侵攻を受け壊滅状態となりました。さらに豊臣秀吉による天下統一の中で神領は没収され、中世的霊山としての彦山は一旦終焉します。

## ウ 岩石城の築城と廃城

山伏の行場でもあった岩石山においては、筑紫の要城として保元 3（1158）年大宰大貳平清盛の命により、大庭平三景親が山頂を主郭とする城館を築かせました。彦山修験道の行場でもあった奇岩と急峻な山裾で構成され「豊前一の堅城」という要城であったことから、築城以降、菊池氏、大友氏、大内氏、秋月氏に攻められ、帰属の変更を繰り返しながら、重要な城として存続する歴史をたどりしました。天正 15（1587）年 4 月豊臣秀吉の九州平定に際し、島津方秋月氏の支城であった岩石城は前田利長、蒲生氏郷らの攻防により一日にして落城しました。その後、小倉城の付城として豊前領主毛利勝信や細川忠興が支配しましたが、慶長 20（1615）年の一国一城令の発布により廃城となりました。



廃城で放置された岩石城の矢穴石



図 岩石城遺構

#### (4) 近世

##### ア 彦山の再興

江戸時代になると前代の豊後大友勢戦禍の灰塵の中から修験道が再興し、大講堂(現・奉幣殿)の再建、銅鳥居の建立などを中心に英彦山十谷に修験集落が完成しました。細川忠興は領内落合 1100 石を、黒田長政も上座郡黒川 300 石を寄進し、各地の大名の庇護の下に再興しました。

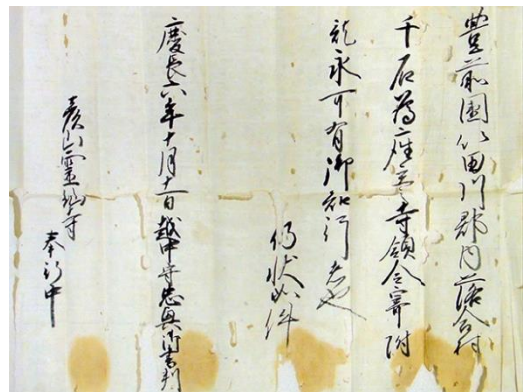
また、江戸幕府が宗教統制として行った寺請制度などによって檀家は九州一円に広がり、彦山は「西

国一の靈験所」としてその数は 42 万軒にも達しました。また、元禄 9 (1696) 年、天台本山派修験京

都聖護院門跡との本末論争の末、幕府より「別山紛れなし」の裁許をくだされ、隆盛を極めました。山伏の数も増加し、俗に「彦山三千八百坊」と言われたように、800 もの坊と 3000 人も

の衆人が山中に集いました。九州各地からの参詣者も増加し、2 月の松会祈年祭には 7 万人もの参詣がありました。

「彦山」の名称は、享保 14 (1729) 年、霊元法皇により「英」の一字を賜り「英彦山」となりました。



細川忠興知行寄進状

##### イ 四土結界思想に基づく集落の配置

江戸時代における英彦山の聖域と集落立地の関係は、天台教学の四土結界思想に基づく相配の構造が認められています。すなわち、英彦山三所権現の三峰を中核に、三つの鳥居を結界として山内に四土結界の聖域観を設け、銅鳥居から下は、凡人・聖人の雑居世界(凡聖同居土)、銅鳥居から奉幣殿の石の鳥居の間は、行者の世界(方便浄土)、石の鳥居から行者堂の木の鳥居の間は、菩薩の世界(実報莊嚴土)、木の鳥居から山頂までは、仏の世界(常寂光土)としました。

##### ウ 英彦山への往来による街道筋の繁栄

英彦山詣でも盛んとなり、佐賀や筑紫野、筑後などを中心に「英彦山権現講」と称して多くの参詣者を集めました。これは成人儀礼も兼ね、15~17 歳程の男子は権現講後、若衆として村役を務めました。現在でも佐賀県神崎市千代田町大島地区では英彦山権現講として 2 月 15 日頃に「水かけ祭り」を行い、後日英彦山詣でを行っています。

この英彦山詣でのために、「日田道」は小倉城下、天領日田と英彦山を結ぶ街道として発達しました。細川忠興は小倉城主となった折に、街道筋の要地と



佐賀県神崎市千代田町大島地区の権現講の水かけ祭り

して、添田本町に「手永」制という行政制度の一つの単位である「添田手永」を導入しました。また、法光寺を大手門跡に移し、大庄屋屋敷を配置することで、岩石城の城下を整備しました。

添田手永が導入されると、その中心地であった添田本町には、添田手永大庄屋の中村家を核として多くの町家ができました。また醸造業などが盛んとなり、「和多屋」中島家は燐蠟製造、「新屋」中村家は酒醤油などを営みました。

## エ 英彦山の末社「大行事社」

英彦山の神領を明確にすることを目的として大行事社が置かれています。江戸時代、伊藤常足が著した『太宰管内志』には「上代、彦山に領じたり地には、其神社を建て限とす。是を七大大行事ノ社と云。其今ものこれり。七大大行事と云は、日田郡 夜開郷林村の大行事、又鶴河内村の大行事、筑前国上座郡福井村の大行事、同郡小石原村の大行事、豊前国田川郡添田村の大行事、下毛郡山国郷守実村の大行事などなり。此社今も有て神官是を守れり」と記しています。

この英彦山大行事社は、弘仁 13(822)年に羅運上人が 48 箇所至高皇産霊神(高木神)を勧請して四境七里の結界の鎮守神として神領七里四方に 48 か所設けられたと伝承され、山内大行事社、六峰内大行事社、山麓大行事社、各村大行事社から成っています。

七大大行事社は山麓大行事社のことで、神領の最も外側で、参道の入口ともいえる所に作られています。

現在の添田町域には津野地区に上下 2 社、落合地区 1 社が明治維新期に「高木神社」と名称を変え残っています。なお、添田村にもあったことが知られているが現存していません。

津野の高木神社では御潮井採りや神幸祭と神楽、おくんち、卯の祭など、落合の高木神社では神幸祭と獅子楽、霜月祭など英彦山と縁の深い祭りが今も執り行われています。

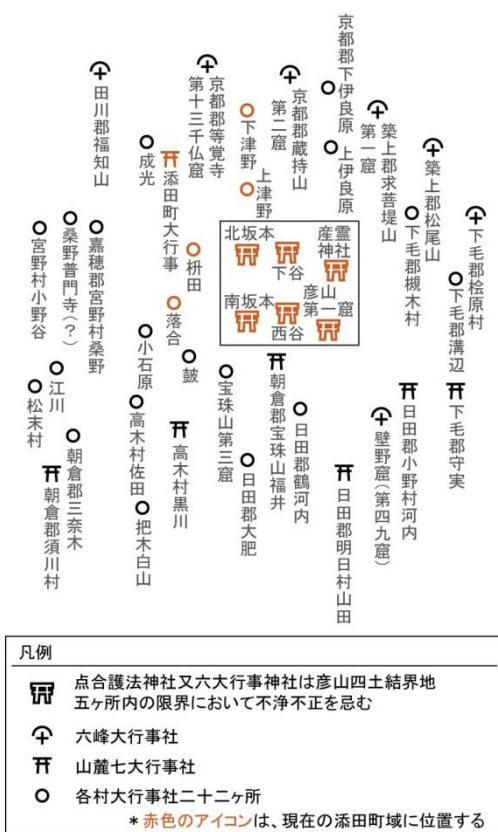
## オ 交通の要衝「英彦山門口」

英彦山詣でのため、多くの参詣者は筑前、豊前、筑後から郡境・国境の峠を越え、英彦山に到達しました。俗に英彦山七口、英彦山四門口と呼ばれ、その添田本町側の門口にあたる場所が野田・梶田、落合、津野です。

豊前から英彦山に至るには、みやこ町伊良原地区帆柱から焼尾峠を越え、旧数山家住宅(重要文化財)のある津野宮元の上津野大行事社から七ツ石、英彦山北坂本を通り英彦山門前に入りました。

筑前からは秋月街道から東峰村小石原の皿山地区に至り、落合緑川から貝吹峠超えで英彦山南坂本を経て英彦山門前へ入る道程と、芝峠超えで下落合大行事社を経て唐ヶ谷から英彦山門

図 四十八箇所大行事社の配置\*



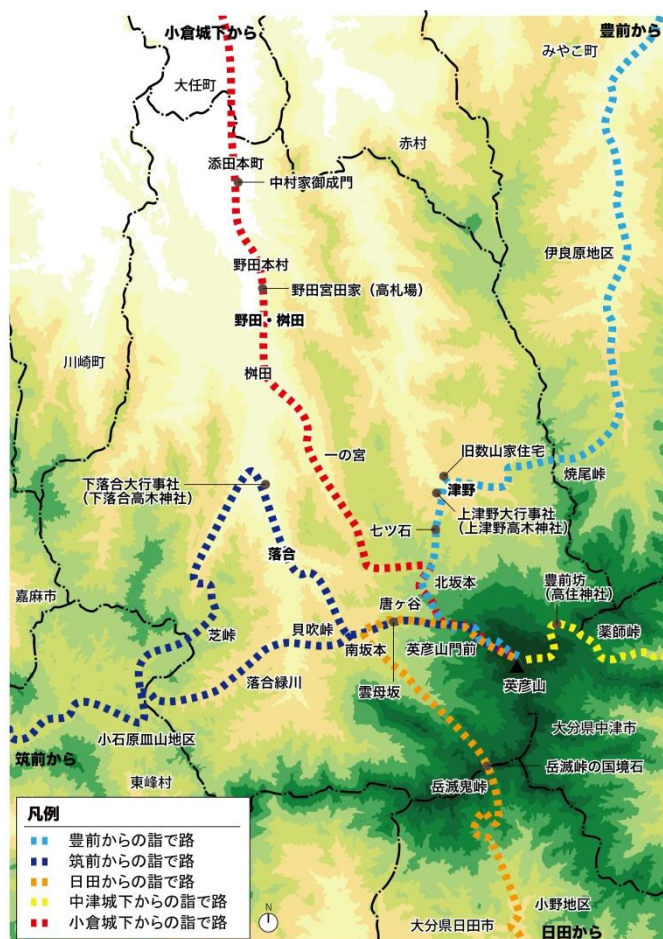
前へと入る道程で入りました。

日田からは日田市小野地区から岳滅鬼峠を越え、英彦山南坂本を通り英彦山門前に入りました。現在の日田市と添田町の間には、当時の境界を示す国境石が残されています。日田咸宜園創設者の広瀬淡窓は文化10(1810)年にこの道を通して英彦山登山を果たしました。

また、大分の自然哲学者の三浦梅園は安永7(1778)年中津城下から耶馬溪、山国守実地区を経て、薬師峠越えで豊前坊から入って英彦山参拝を果たしています。

小倉城下からは添田本町、野田本村、榊田、一の宮を経て、唐ヶ谷から英彦山門前に入りました。添田本町では添田手永大庄屋中村家に御成門があり、藩主が英彦山参拝に際し、宿としたことが知られています。また野田本村には「高札場」を備えた茅葺の趣のある旧家宮田家があり、文政元(1818)年の「草鞋接待」の幟が保存されており、英彦山参詣の草鞋替えの場所として、今もその名残を留めています。

図 英彦山詣での参詣路



岳滅鬼峠の国境石



野田宮田家の高札場

## カ 英彦山修験道の衰退

江戸後期になると、度重なる飢饉などの社会不況や大火災などで山伏社会は衰退しました。幕末には急進派の山伏が長州奇兵隊と結び、尊皇攘夷へと傾倒し、座主教有は攘夷祈禱を發願しました。この不穏な動きを察知した小倉藩は文久3(1863)年、多くの山伏を小倉の獄に繋ぎ「英彦山義僧事件」が起こりました。明治維新を迎え、神仏分離令の発令に因り、座主教有は僧籍を返上し、英彦山靈仙寺を英彦山神社に改称しました。

## キ 伊原水路

伊原村に生まれた伊藤次郎衛門は、伊原村が水利乏しく毎年旱ばつになっていたことから、彦山川から灌漑水路を建設することを決意しました。しかし、測量機器も見識もなく、測量基準縄の縄墨 1 本のみで、水路に関わる住民の協力を得て山野を切り払い、総延長 4 km もの水利計画を起し、延宝元(1673)年から 3 年の歳月と私費を投じて完成させたのが伊原水路です。今もこの水路を流れる彦山川の水が 37ha もの水田を潤しています。伊原の水路脇には明治 28(1895)年の「利水翁」を讃えた顕彰碑が立っています。



利水翁碑



伊原水路

## (5) 近代

### ア 石炭産業による繁栄

明治維新後、近代化に向けた殖産政策として官営八幡製鐵所が創業され、石炭需要が拡大し、筑豊各地に炭鉱が開業しました。蔵内次郎作は明治 18(1885)年、親戚の久良知重敏らとともに峰地炭坑の採掘を始めました。大正 4(1915)年、次郎作が力を注いだ小倉鉄道が東小倉から上香春(現・香春駅)を經由して上添田(現・添田駅)まで開通し、翌 5 年に蔵内鉱業株式会社を設立した。その後、峰地 3 坑等を開坑したが古河鉱業に譲渡され、軍需拡大に伴って、筑豊炭田は国内第 1 の産出量を誇りました。

英彦山も旅館街を中心に炭鉱就業者の保養所として賑わい、添田本町地区も商業施設が拡充し、西側に小倉からの主幹道が併設され西本町と称して賑わいました。峰地炭鉱のあった上添田駅(現・添田駅)に商業施設の中心が移り、映画館、劇場などの娯楽施設も整備されました。

しかし、新エネルギー革命期を迎え、昭和 36(1961)年の峰地 1 坑の閉山を機に衰退し、昭和 44(1969)年に完全閉山となりました。

### イ 炭坑閉山後

炭坑閉山後は、人口流出や残存鉱山による地盤沈下等の問題が発生したため、鉱害復旧事業や新産業の振興が図られ、ボタ山や炭坑住宅は全て取り壊されました。炭鉱という主要産業を失った本町では、豊富な自然を生かした林業、水はけのよい中元寺金ノ原台地を生かした畑作



峰地炭鉱 峰地 1 坑全景

農業などが地場産業の中心となりました。

一方、深山幽谷の豊かな自然と悠久の歴史を育んできた英彦山は文化活動の場ともなり、女流俳人として著名な杉田久女は、英彦山で度々吟行し、数多くの句を生み出しました。「飴して 山ほととぎす ほしいまゝ」は英彦山を詠んだ歌として特に著名です。また、英彦山神社の宮司となった高千穂宣麿男爵はタカチホヘビを発見するなど成果を上げ、自ら開設した「高千穂昆虫学実験所」を九州帝国大学に寄附し、昭和 11(1936)年に昆虫学研究の優となる「九州帝国大学生物学研究所」が置かれることとなりました。そして昭和 25(1950)年、英彦山地区が「耶馬日田英彦山国定公園」として国内最初の国定公園に選定されると、昭和 40(1965)年に町営「国民宿舎ひこさん」、昭和 46(1971)年に県立「英彦山青年の家」が開所され、多くの観光客で賑わいました。彦山駅まで開通していた鉄道は、現在の添田町と東峰村を結ぶ釈迦岳トンネルが貫通したことにより、昭和 31(1956)年より日田彦山線(城野駅から夜明駅まで)が開通しました。この開通により、観光地英彦山の登山口としての彦山駅の年間乗降客は、昭和 31(1956)年に年間 18 万人を越えました。

このような観光振興に力を入れる一方、治水・利水の観点から昭和 46(1971)年に「油木ダム」を、昭和 50(1975)年に「陣屋ダム」を完成させ、農林業や工業などの産業と住環境の改善を図っています。

平成以降も観光業に力を入れており、英彦山においては、平成 6(1994)年に「英彦山温泉しゃくなげ荘」の新設、平成 15(2003)年に「国民宿舎ひこさん」を「ひこさんホテル和」へと再建、平成 17(2005)年には「英彦山花園」の開園と合わせて



図 英彦山案内図(昭和 7(1932)年)  
【出典：英彦山大観】

「英彦山スロープカー」の運行が開始されました。

平野部においては、平成 8（1996）年に町民等の相互交流の場として、ふれあいの館「そえだジョイ」が竣工、平成 11（1999）年に歓遊舎ひこさんを開業し、町内外から添田町産の野菜などを求めて、多くの人を訪れてきました。平成 17（2005）年に歓遊舎ひこさんが道の駅として開駅されると、平成 20（2008）年に JR 日田彦山線に「歓遊舎ひこさん駅」が開業されました。



図 昭和 30（1955）年頃の英彦山観光案内

### 3. 社会的環境

#### (1) 町の沿革

本町は、明治 22 (1889) 年の市制・町村制施行により添伊田村と野田村、庄村が合併して添田村となり、明治 40 (1907) 年に中元寺村と合併、明治 44 (1911) 年の町制施行により添田町となりました。また、明治 22 (1889) 年に落合村と榊田村、彦山村が合併してできた彦山村と昭和 17 (1942) 年に合併し、昭和 30 (1955) 年の津野村との合併により行政区域が拡大され、現在の町域となっています。現在の大字は、明治 22 (1889) 年の市制・町村制施行により成立した 8 つの村の名称に由来するものです。

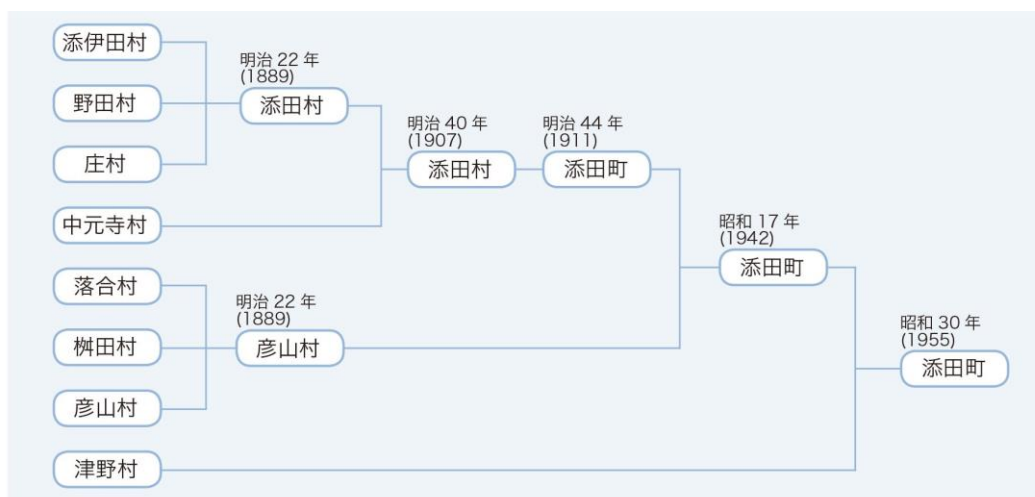


図 町の沿革

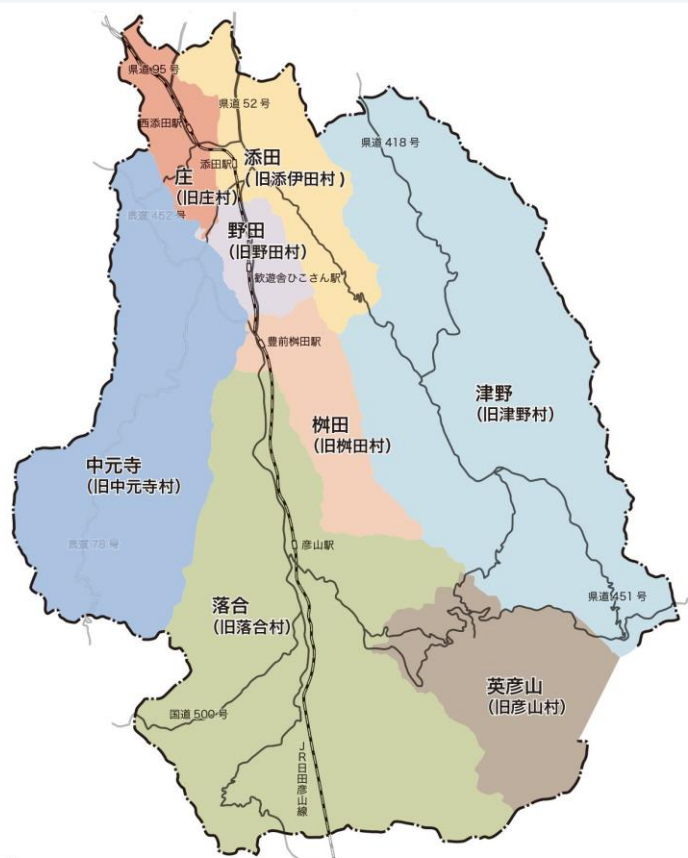


図 大字界

\* 括弧内は旧村名

## (2) 人口

本町の人口は、平成 27 (2015) 年時点で 9,924 人です。昭和 10 (1935) 年以降の人口増加は、大きく町村合併と石炭産業の発展の二つの影響を受けています。町村合併については、昭和 17 (1942) 年に旧添田町と彦山村が合併し、昭和 30 (1955) 年に津野村と合併しており、これにより人口が増加しています。また、石炭産業の発展とともに人口は増加の一途をたどり昭和 30 (1955) 年に 27,978 人となりました。しかし、エネルギー革命による昭和 44 (1969) 年の炭坑完全閉山とともに、最盛期から約 11,000 人もの急激な人口減少を来すこととなり、それ以降も少子化や都市部への人口流出により徐々に減少しており、今後も人口が減少することが推測されます。

一方、昭和 60 (1985) 年以降、高齢化率は増加傾向にあり、昭和 60 (1985) 年に 17.5% であった高齢化率は平成 27 (2015) 年には 38.9% まで増加しています。平成 27 (2015) 年の高齢化率の全国平均は 26.3% であることから、本町は高齢化が特に顕著であることが分かります。

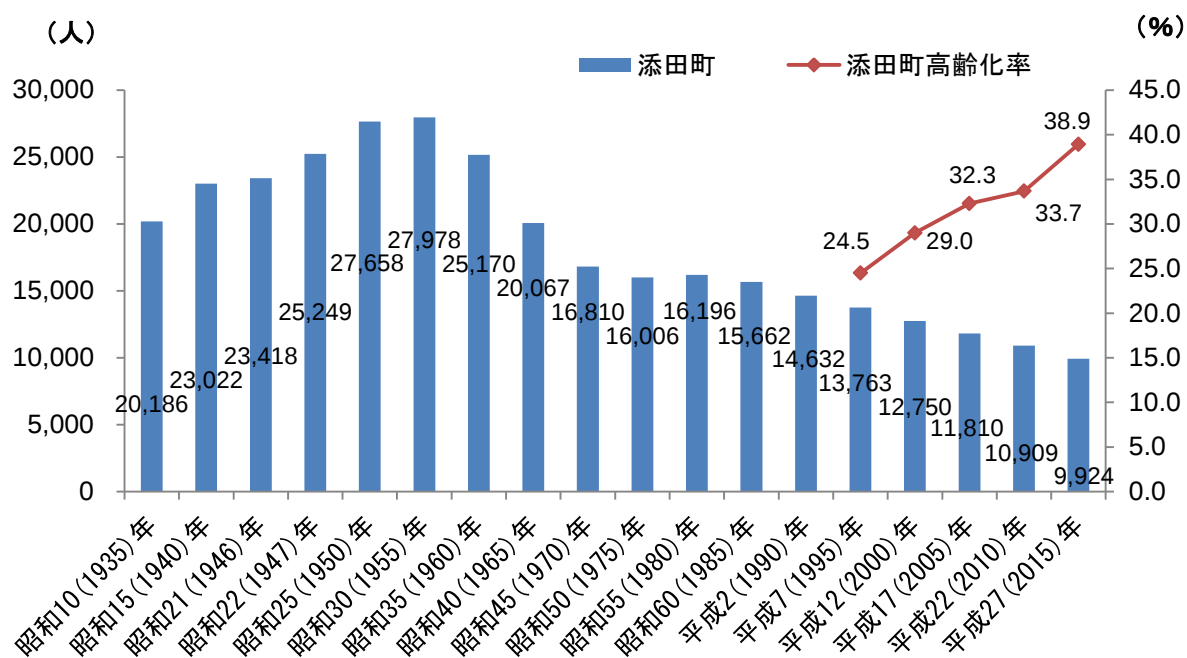


図 人口推移

【出典：国勢調査】

### (3) 交通

本町は、北部以外の三方向を山に囲まれ、昔から他地域との交通のため峠道が発達しており、国道 500 号や県道 78 号、県道 451 号等が整備され広域的な主要道路としての役割を担っています。

鉄道は、小倉駅から日田駅を結ぶ JR 日田彦山線が南北を縦断し、町内には 5 つの駅を有しており、英彦山への玄関口である彦山駅は、英彦山参詣者の交通の要所となっています。

その他の公共交通機関はバスがあり、本町と田川市を結ぶ川崎町経由の西鉄バス筑豊株式会社の 1 路線の他、添田駅を中心としたコミュニティバスが巡回し、学生や高齢者等の移動手段として広く利用されています。

英彦山の参道には、英彦山神宮銅鳥居（重要文化財）から英彦山神宮奉幣殿（重要文化財）まで、スロープカーが整備され、英彦山を参詣する人々に利用されています。

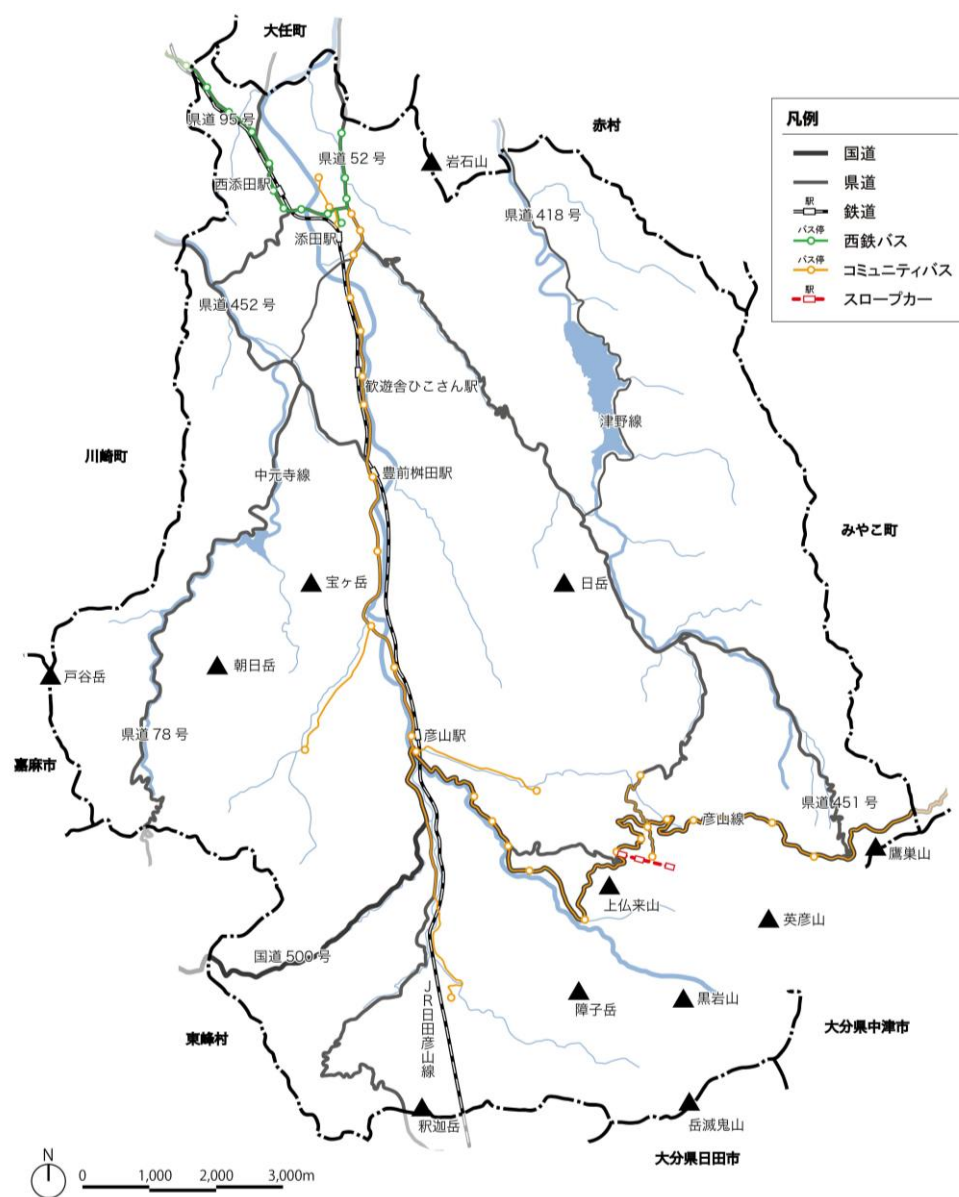


図 交通網

#### (4) 産業

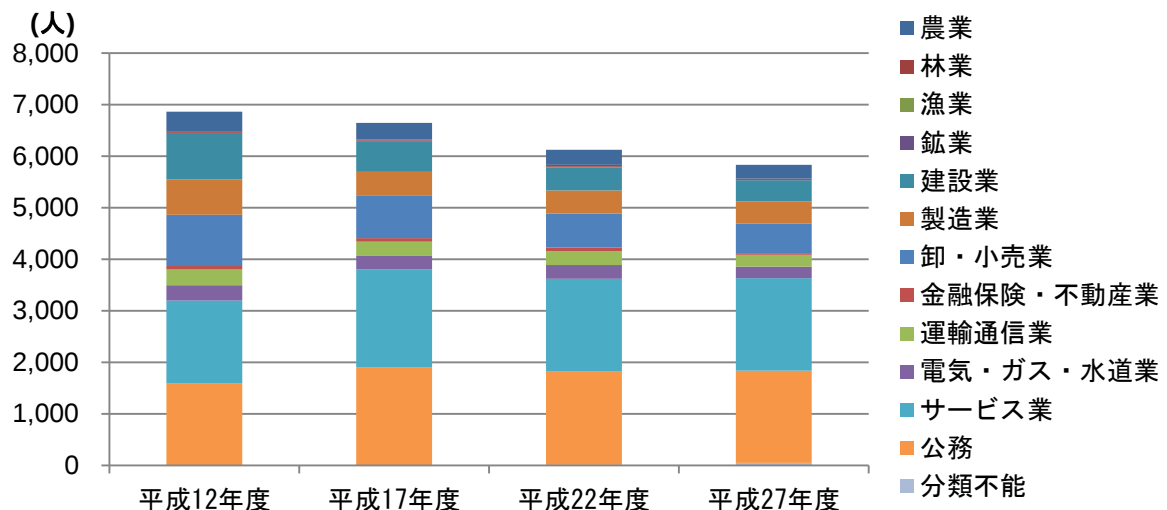
##### ア 産業全般

本町の産業は、炭鉱最盛期には、英彦山への往来により形成された日田道を中心に、生活物品やお土産物等の商店、工場が軒を連ね、活気に溢れていました。また、戦災復興による木材の需要増加に伴い、林業製材業も発達していました。しかし、昭和 44 (1969) 年の炭鉱完全閉鎖に連動して商工業は衰退し、林業においても輸入木材の流通等により衰退の一途をたどっています。農業は、清流を利用した稲作の他、金ノ原台地での大根や人参を中心とした畑作も行われており、近年は、トルコギキョウやユリ等の花卉栽培も盛んに行われています。観光業においては、英彦山花園や道の駅歓遊舎ひこさん等の観光関連施設を整備し、行政と町民・企業が一体となって観光業を発展させ、今日に至っています。

近年の産業別就業人口の推移を見ると、就業人口総数は総人口に比例して減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年には 4,007 人（総人口に占める割合 40.3%）となっています。産業別構成比を見ると、全ての産業は減少傾向にあるものの、直近 10 年間の第 3 次産業の減少率は第 1 次産業や第 2 次産業と比べて低い状況にあります。

図表 産業別就業人口の推移

【出典：国勢調査】



|       | 区分        | 平成12年度 | 平成17年度 | 平成22年度 | 平成27年度 |
|-------|-----------|--------|--------|--------|--------|
| 第一次産業 | 農業        | 381    | 323    | 287    | 265    |
|       | 林業        | 34     | 18     | 42     | 28     |
|       | 漁業        | 0      | 0      | 3      | 2      |
|       | 合計        | 415    | 341    | 332    | 295    |
| 第二次産業 | 鉱業        | 15     | 9      | 7      | 4      |
|       | 建設業       | 887    | 600    | 445    | 409    |
|       | 製造業       | 684    | 464    | 449    | 431    |
|       | 合計        | 1,586  | 1,073  | 901    | 844    |
| 第三次産業 | 卸・小売業     | 998    | 817    | 660    | 573    |
|       | 金融保険・不動産業 | 68     | 73     | 72     | 33     |
|       | 運輸通信業     | 301    | 267    | 268    | 228    |
|       | 電気・ガス・水道業 | 25     | 23     | 21     | 21     |
|       | サービス業     | 1,599  | 1,899  | 1,804  | 1,793  |
|       | 公務        | 225    | 209    | 185    | 173    |
|       | 分類不能      | 1      | 9      | 14     | 47     |
|       | 合計        | 3,217  | 3,297  | 3,024  | 2,868  |
| 総合計   |           | 5,218  | 4,711  | 4,257  | 4,007  |

## イ 観光

本町は、有数の観光資源である英彦山を擁するとともに、観光振興としてバーベキュー等のアウトドアが満喫できる英彦山野営場や、町の花であるシャクナゲ 5,000 本をはじめ 70 種類以上、3 万 2 千本以上の花木が咲き乱れる英彦山花園、桜の名所として名高い添田公園、英彦山修験道に関する重要文化財等が展示されている英彦山修験道館、ドライブオアシスと物産販売所を兼ね備えた道の駅歓遊舎ひこさん、観光客の宿泊施設である英彦山温泉しゃくなげ荘やホテル和等の多種多様な施設が整備されています。また、花火大会やふるさとまつり等の四季折々のイベントを実施することで、年間 100 万人を越える人が訪れています。

観光入込客数は平成 14（2002）年から微減していたが、平成 17（2005）年のスロープカー開業等の取組みにより、平成 18（2006）年は年間約 30 万人増加しました。しかし、平成 18（2006）年以降は観光入込客数が微減しており、英彦山信仰離れと近隣市町村の観光地整備等の影響が考えられます。

平成 27（2015）年の観光入込客数の内訳をみると、「一般行楽」が一番多く、次いで「ハイキング・登山」や「社寺・文化財・史跡参拝見学」、「祭・行事」が目的となっており、英彦山をはじめとする自然や歴史が本町の重要な観光資源であることが窺えます。

（千人）

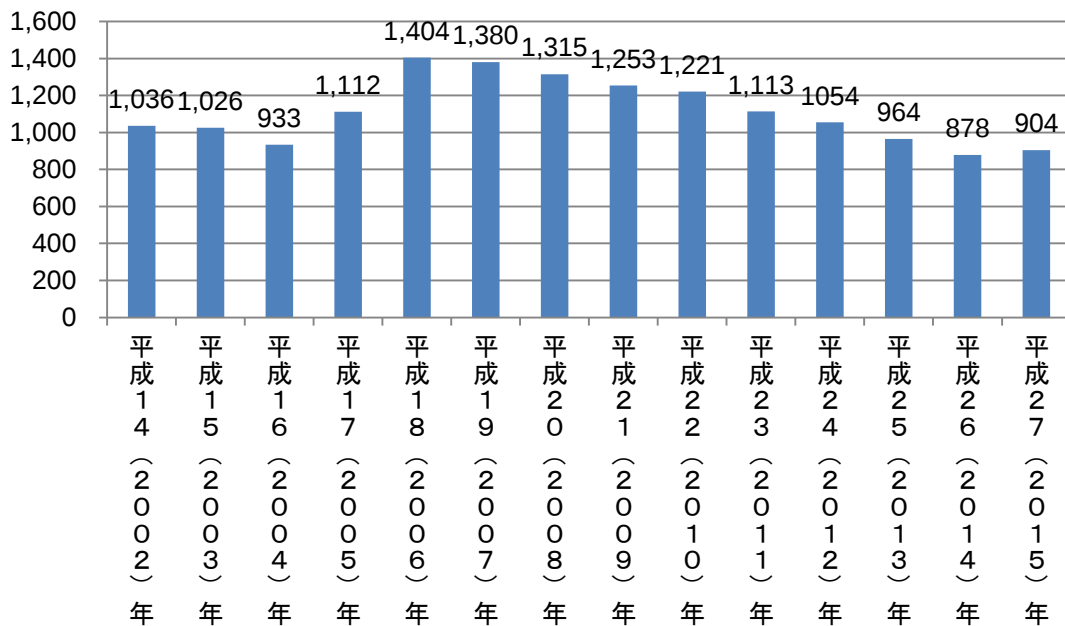


図 観光入込客数の推移

【出典：福岡県観光入込客数推計調査】

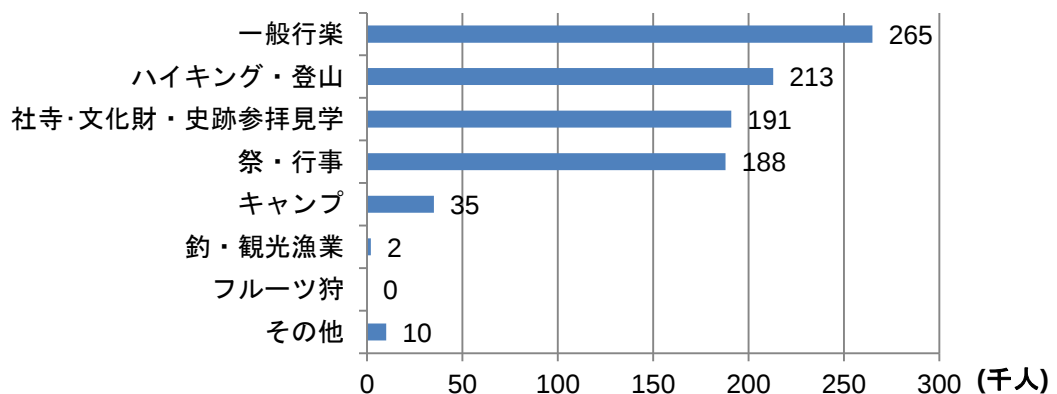


図 観光入込客数の内訳（平成 27（2015）年）

【出典：福岡県観光入込客数推計調査】

#### (5) 歴史的文化遺産の周辺環境を取り巻く法規制

本町の歴史的文化遺産の周辺環境を取り巻く法規制には、本町の広大な森林を守るため森林法に基づく規制、貴重な自然を守るために自然公園法に基づく規制、適切な市街化を図るために都市計画法に基づく規制、適切な屋外広告物の掲出を図るために福岡県屋外広告物条例に基づく規制がかけられています。また、未確認の埋蔵文化財については、文化財保護法に基づき規制がかけられており、周知の埋蔵文化財包蔵地については区域が明示されています。

法規制の概要は次頁以降に整理する通りです。

## ア 森林法

本町の保安林は、本町の南部の山々や岩石城周辺等が指定されています。保安林は、森林法に基づき、水源のかん養や土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣または都道府県知事により指定されており、その環境は、対象区域内における立木の伐採や土地の形質の変更等の行為を行う場合、許可の対象となることで保全が図られています。

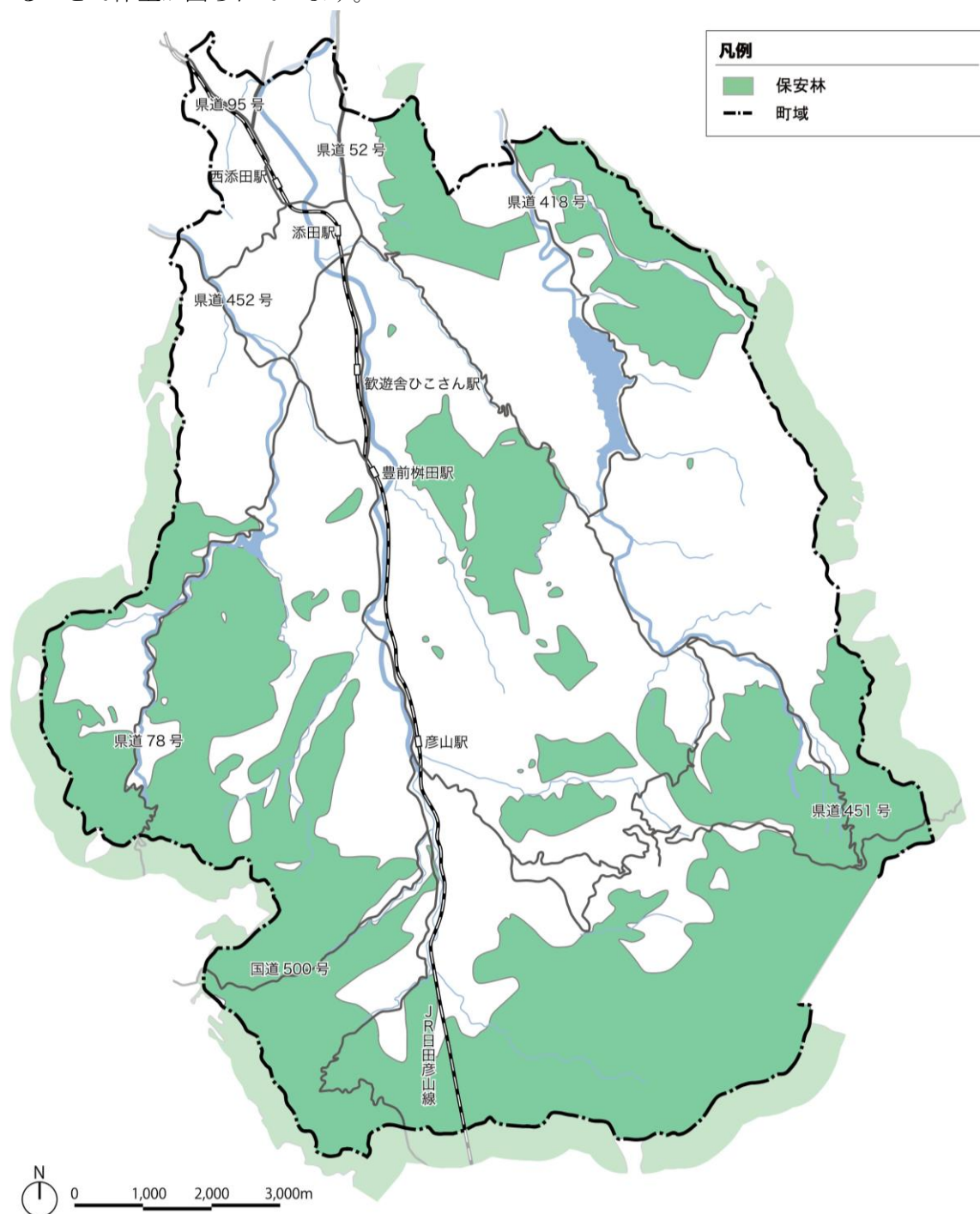


図 保安林区域

## イ 自然公園法

自然公園法に基づく国定公園として、本町の南部に位置する英彦山周辺一帯が耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、その区域内は特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域に区分されています。当公園は、自然公園法に基づき、優れた自然の風景地として環境大臣により指定されており、その環境は、対象区域内における工作物の新築や木材の伐採等の行為を行う場合、許可の対象とすることで保全が図られています（次頁表参照）。

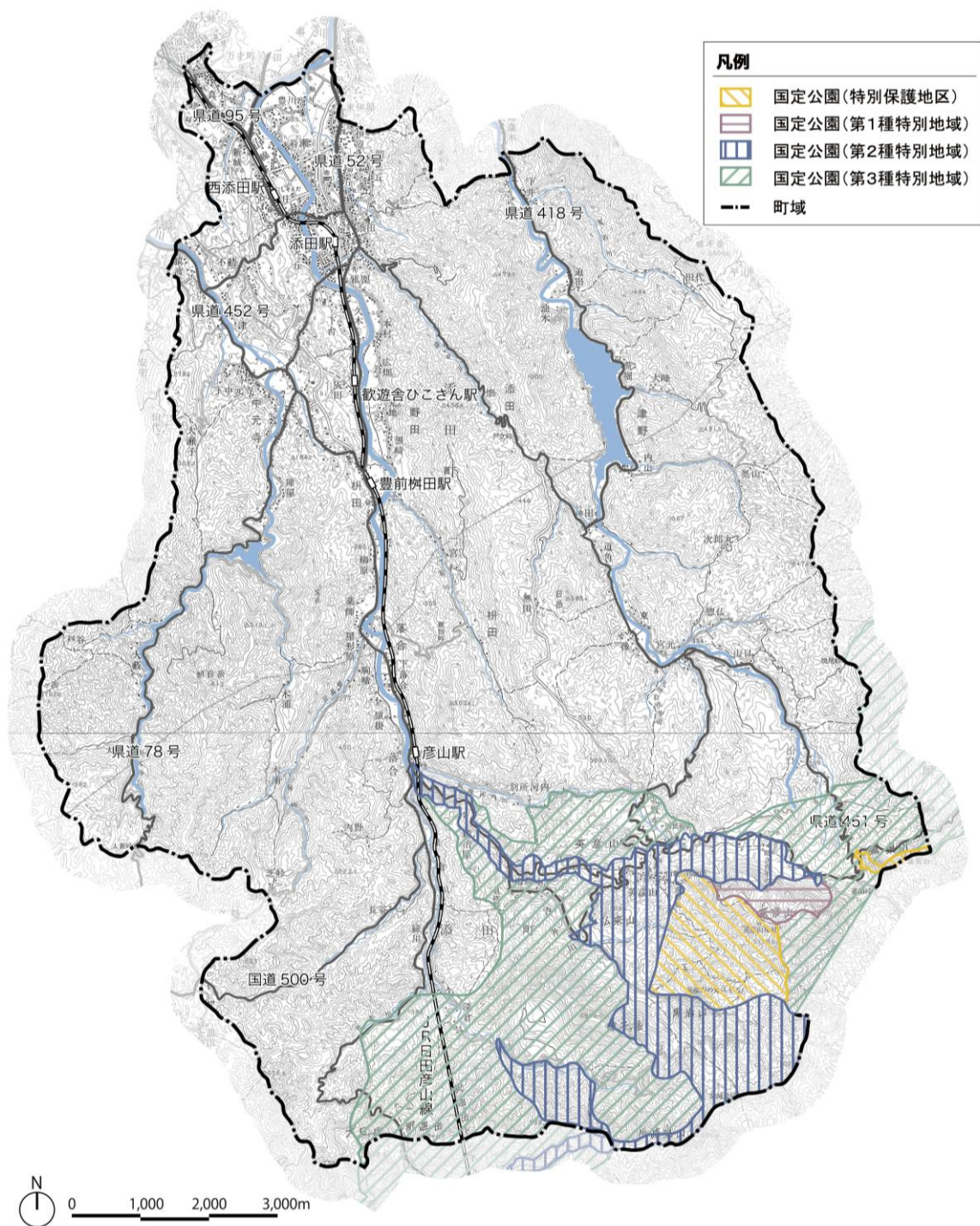


図 国定公園指定区域

表 地域区分と行為規制

| 地域区分    | 説明                                                   | 行為規制                                                                                                                     |
|---------|------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特別保護地区  | 特に嚴重に景観の保護を図る必要のある地区                                 | 許可制<br>学術研究のための行為等極めて限定された範囲の行為のみ許可している。                                                                                 |
| 第1種特別地域 | 特別保護地区に準じ風致を維持する必要性が高い地域であって、現在の風致を極力保護することが必要な地域    | 許可制<br>特別保護地区に準じた扱い。                                                                                                     |
| 第2種特別地域 | 特に農林漁業活動については努めて調整を図ることが必要な地域                        | 許可制<br>林業は30%の択伐を認めている。通常の農林漁業活動に伴う施設や住宅など住民の日常生活に必要な施設は原則として許可している。<br>地形、水利上他には設置できないダム、水力発電所については、各種の条件を付して許可することがある。 |
| 第3種特別地域 | 通常の農林漁業活動については原則として風致の維持に影響を及ぼすおそれが少ない地域             | 許可制<br>林業は皆伐を認めている。工作物の設置については第2種特別地域とほぼ同様。                                                                              |
| 普通地     | 景観上特別地域と一体をなす地域内の集落地・農耕地等であって、風景の保護を図る必要のある地域（海面を含む） | 事前届出制<br>大規模な工作物等風景を害するものについては、保全のための行政措置を講ずる。                                                                           |

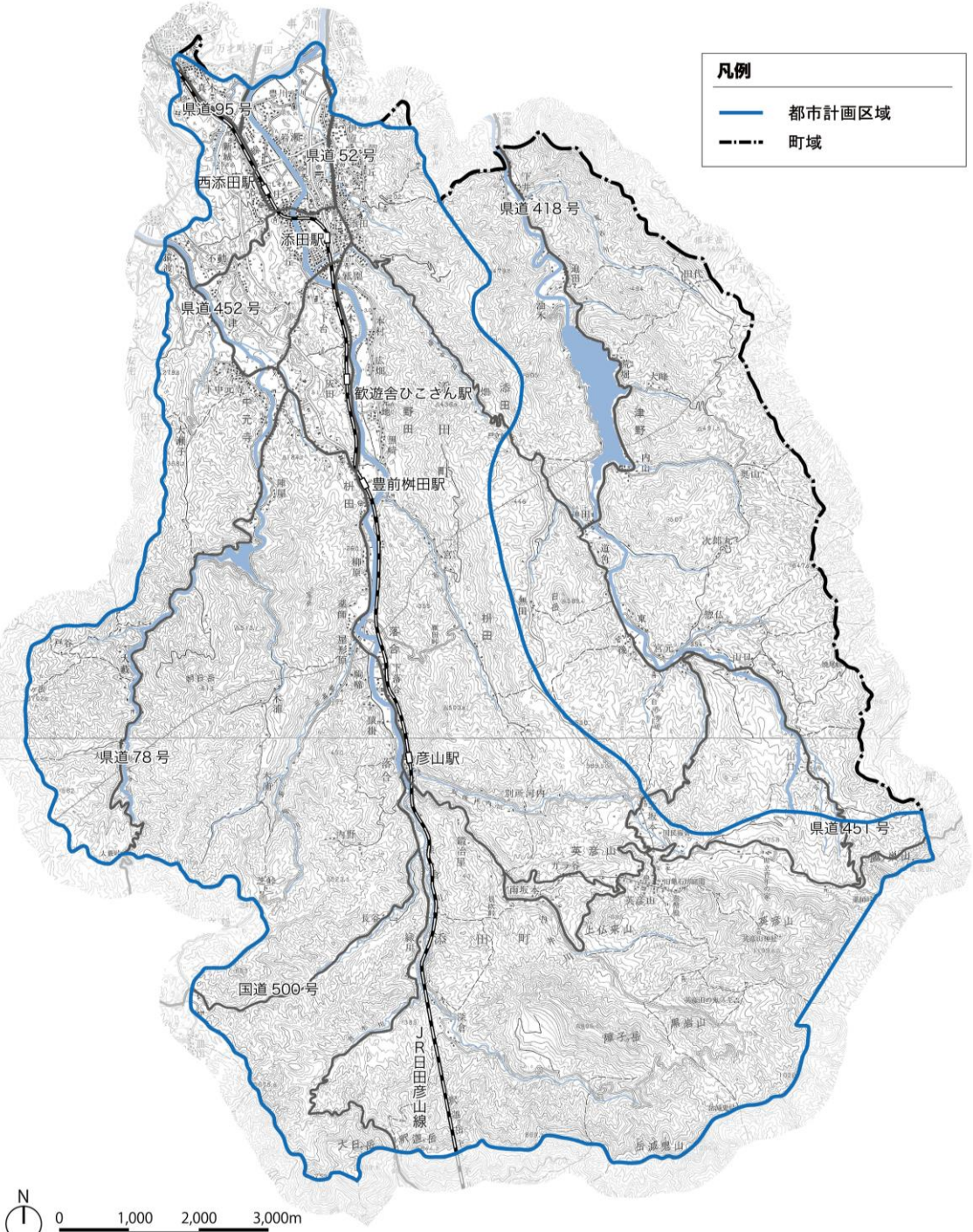
表 許可申請・届出を要する各種行為一覧（●：許可 ▲：届出）

| 行為の種類            | 国立・国定公園            |                  |                  |
|------------------|--------------------|------------------|------------------|
|                  | 特別保護地区<br>法第21条第3項 | 特別地域<br>法第20条第3項 | 普通地域<br>法第33条第1項 |
| 工作物の新築、改築、増築     | ●                  | ●                | ▲<br>(大規模な)      |
| 木竹の伐採            | ●                  | ●                |                  |
| 指定地域での木竹の損傷      |                    | ●                |                  |
| 鉱物や土石の採取         | ●                  | ●                | ▲                |
| 河川、湖沼の水位・水量の増減   | ●                  | ●                | ▲<br>(特別地域内の)    |
| 指定湖沼への汚水の排出等     | ●                  | ●                |                  |
| 広告物の設置・表示        | ●                  | ●                | ▲                |
| 屋外での指定物の集積・貯蔵    |                    | ●                |                  |
| 水面の埋立等           | ●                  | ●                | ▲                |
| 土地の形状変更          | ●                  | ●                | ▲                |
| 指定植物の採取等         |                    | ●                |                  |
| 指定地域での指定植物の植栽・播種 |                    | ●                |                  |
| 指定動物の捕獲等         |                    | ●                |                  |
| 指定区域での指定動物の放出    |                    | ●                |                  |
| 屋根、壁面等の色彩の変更     | ●                  | ●                |                  |
| 指定する区域への立入       | ●                  | ●                |                  |
| 指定区域での車馬等の乗り入れ   |                    | ●                |                  |
| 政令で定める行為         | ●                  | ●                |                  |
| 木竹の損傷            | ●                  |                  |                  |
| 木竹の植栽            | ●                  |                  |                  |
| 動物の放出（家畜の放牧を含む）  | ●                  |                  |                  |

|                      |                            |                            |  |
|----------------------|----------------------------|----------------------------|--|
| 物の集積又は貯蔵             | ●                          |                            |  |
| 火入れ、たき火              | ●                          |                            |  |
| 木竹以外の植物の採取等          | ●                          |                            |  |
| 木竹以外の植物の植栽・植物の播種     | ●                          |                            |  |
| 動物の捕獲等               | ●                          |                            |  |
| 馬車等の乗り入れ             | ●                          |                            |  |
| 地域指定拡張の際の既着手行為       | ▲<br>法第21条第8項<br>事後（3月以内）  | ▲<br>法第20条第6項<br>事後（3月以内）  |  |
| 非常災害のための応急措置         | ▲<br>法第21条第7項<br>事後（14日以内） | ▲<br>法第20条第7項<br>事後（14日以内） |  |
| 木竹の植栽、家畜の放牧（許可行為は除く） |                            | ▲<br>法第20条第8項              |  |

## ウ

五



义

## エ 屋外広告物法

本町における屋外広告物の規制は、福岡県屋外広告物条例によって規制されており、その許可等の事務手続きを本町が担っています。

福岡県屋外広告物条例では、「禁止地域」と「許可地域」の二つの地域区分がされている他、屋外広告物の表示が禁止される「禁止物件」、表示することができない「禁止広告物」、表示することができる「広告物の規格」が定められ、規制がされています。

表 福岡県屋外広告物条例の規制内容と重点区域

|      |                    | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 地域区分 | 禁止地域<br>(条例第4条第1項) | 古墳及び墓地                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      | 許可地域<br>(条例第5条)    | 次に掲げる地域又は場所に広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・国又は地方公共団体の管理する公園、緑地及び運動場</li> <li>・官公署及び学校の敷地内</li> <li>・知事が指定する県道八女香春線のうち添田町の区間の両側500m 以内の地域</li> </ul>                                                                                                             |
| 物件区分 | 禁止物件<br>(条例第4条第2項) | 次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。<br>○広告物を表示してはならない物件（抜粋） <ul style="list-style-type: none"> <li>・橋、トンネル、高架構造物及び分離帯</li> <li>・街路樹、路傍樹及び保存樹</li> <li>・信号機、道路標識、道路の防護柵、カーブミラー</li> <li>・電話ボックス、公衆便所及び郵便ポスト 他</li> </ul> ○立看板、はり紙、はり札等を表示してはならない物件 <ul style="list-style-type: none"> <li>・街路灯柱、電柱、その他これらに類するもの</li> </ul> |
|      | 禁止広告物<br>(条例第6条)   | 次に掲げる広告物又は掲出物件については、これを表示し、又は設置してはならない。<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・著しく汚れ、退色し、又は塗装等がはく離したもの</li> <li>・著しく破損し、又は老朽化したもの</li> <li>・倒壊又は落下のおそれがあるもの</li> <li>・信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがあるもの</li> <li>・道路の見通しを妨げ、又は交通の安全を阻害するおそれがあるもの</li> </ul>                                                       |
|      | 広告物の規格<br>(条例第9条)  | 次に掲げる広告物又は掲出物件について、知事はその表示又は設置の場所、位置、形状、規模、色調等について規格を設けたときは、その規格によらなければならない。（ここでは、規格の内容は省略） <ul style="list-style-type: none"> <li>・広告塔</li> <li>・広告板</li> <li>・建築物の壁面を利用するもの</li> <li>・電柱類を利用するもの</li> <li>・立看板</li> <li>・はり紙、はり札その他これに類するもの</li> <li>・建物から突出する形式のもの</li> <li>・自動車の外壁を利用するもの</li> </ul>                |

## オ 文化財保護法

本町における指定文化財は、文化財保護法及び福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例により、保存のための規制がかけられ堅実に守られています。

周知の埋蔵文化財包蔵地は、下図に示す通り英彦山をはじめ、25ヶ所が明示されています。

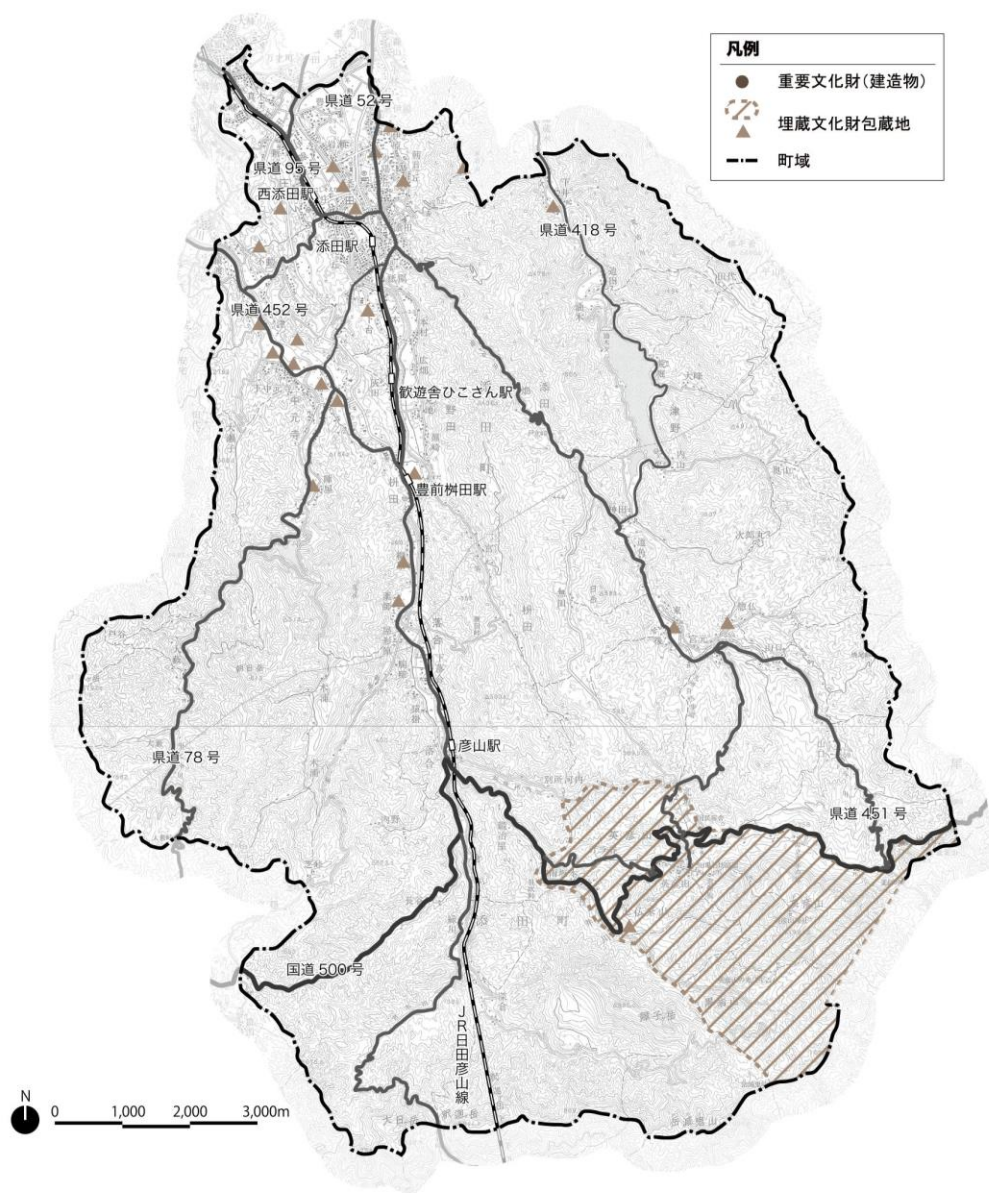


図 周知の埋蔵文化財包蔵

【出典：栴田遺跡発掘調査報告書（H23.3）】

## 4. 歴史文化資産の整理

### (1) 指定文化財等

#### ア 指定等の状況

本町は、美術工芸品も含め様々な指定文化財を有しており、国指定文化財と福岡県指定文化財（以下、県指定文化財）、添田町指定文化財（以下、町指定文化財）を合計すると 32 件の指定文化財が存在します。

多くの指定文化財は、修験道に関する文化財であり、英彦山神宮銅鳥居や奉幣殿等の社殿、山伏の宿坊等の有形文化財が英彦山周辺に分布しています。英彦山の麓には、英彦山への往来により形成された日田道の町家建築や集落の農家住宅等の有形文化財（建造物）が分布しています。これらの文化財は、修験道が興隆した中世から神仏分離により修験道の終焉を迎える近世までを物語る文化財です。

表 指定文化財等の件数

| 類型      |         | 国指定 | 県指定 | 町指定 | 国登録 | 合計 |
|---------|---------|-----|-----|-----|-----|----|
| 有形文化財   | 絵画      | —   | —   | —   | —   | —  |
|         | 彫刻      | —   | 1   | 1   | —   | 2  |
|         | 工芸品     | 2   | 1   | —   | —   | 3  |
|         | 書跡・典籍   | 1   | —   | —   | —   | 1  |
|         | 古文書     | —   | —   | —   | —   | —  |
|         | 考古資料    | 1   | —   | —   | —   | 1  |
|         | 歴史資料    | —   | —   | —   | —   | —  |
|         | 建造物     | 4   | 1   | 1   | —   | 6  |
| 無形文化財   |         | —   | —   | —   | —   | —  |
| 民俗文化財   | 有形民俗文化財 | —   | 4   | —   | —   | 4  |
|         | 無形民俗文化財 | 1   | —   | 1   | —   | 2  |
| 記念物     | 史跡      | 1   | 1   | 1   | —   | 3  |
|         | 名勝      | 1   | 1   | —   | —   | 2  |
|         | 天然記念物   | 2   | 4   | 2   | —   | 8  |
| 文化的景観   |         | —   | —   | —   | —   | —  |
| 伝統的建造物群 |         | —   | —   | —   | —   | —  |
| 合計      |         | 13  | 13  | 6   | —   | 32 |

（平成 29（2017）年 12 月 1 日現在）

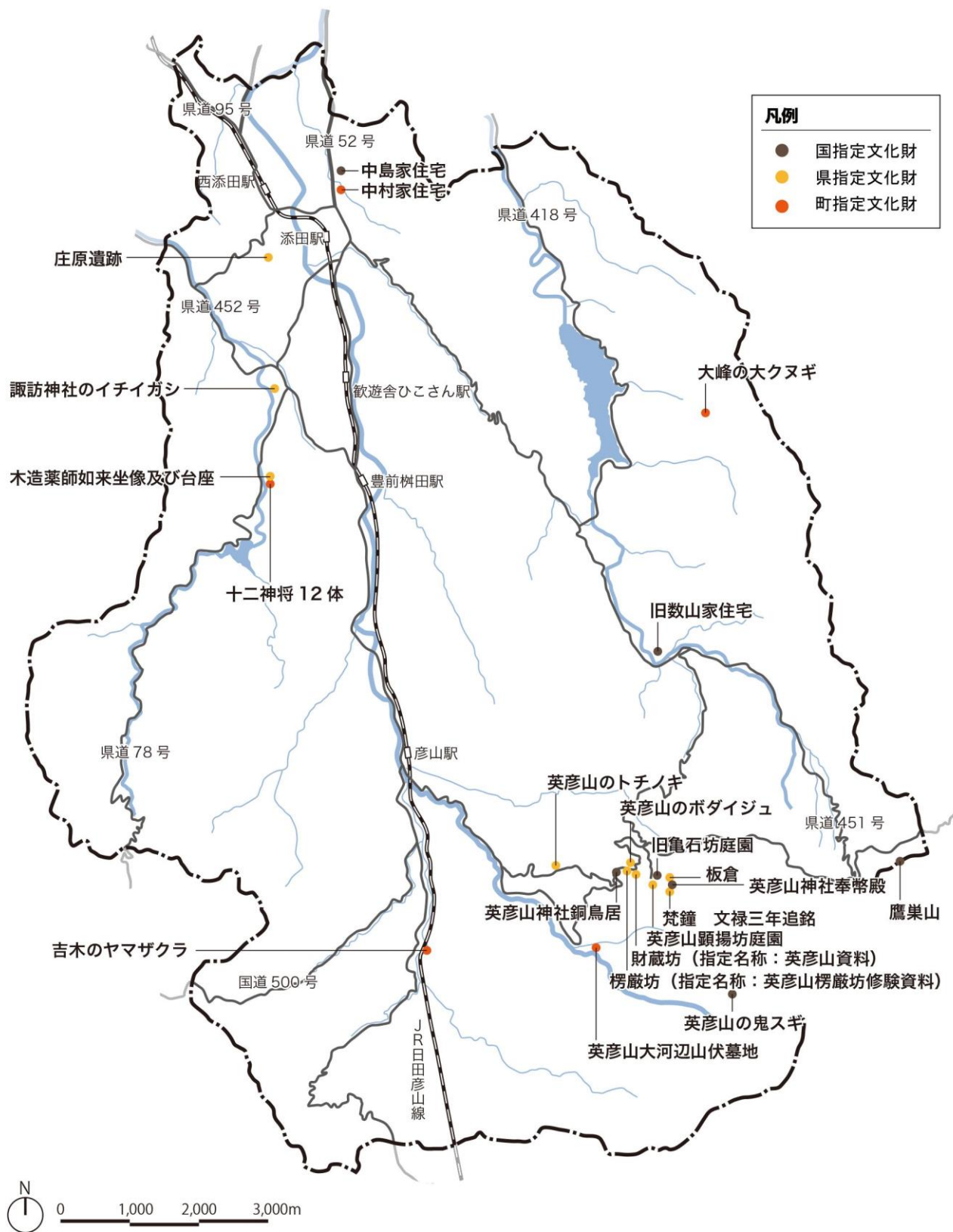


図 指定文化財等の位置

## ア 国指定文化財

国指定文化財は13件あり、その内訳は、工芸品2件、書跡・典籍1件、考古資料1件、建造物4件、民俗無形1件、史跡1件、名勝1件、天然記念物2件であり、その多くは英彦山にまつわる文化財です。

工芸品は、数少ない彦山権現の信仰資料として貴重である「彦山三所権現御正体」と、修験者が使用していた板笈で、室町時代の元龜3（1572）年に製作されたとされる「修験板笈」があります。

考古資料は、末法思想による仏法滅書をおそれ、弥勒再生にそなえるために埋められ、英彦山南岳山頂で発見された「福岡県英彦山経塚出土品」があります。

書跡・典籍は、護国三部経の一つで、他に類例がなく、貴重な遺品である「仁王般若経〈上下〉（色紙金銀箔散）」があります。

建造物は、英彦山に「英彦山神社奉幣殿」と「英彦山神社銅鳥居」があり、添田に「中島家住宅」、津野に「旧数山家住宅」があります。

「英彦山神社奉幣殿」は、小倉藩主細川忠興によって元和2（1616）年に再建されたもので、英彦山神宮最大の木造建造物です。元々は、英彦山霊仙寺の大講堂として建立されたものが、神仏分離により奉幣殿へ改称されたもので、現在も内陣と外陣に区分される等の寺院の講堂としての機能が残されています。明治10（1877）年に屋根替を行った後、明治40（1907）年に国宝指定、昭和5（1930）年に台風罹災を受けて昭和7～9年（1932～34）に解体修理を行いました。文化財保護法制定後の昭和29（1954）年に棟札14枚とともに重要文化財に追録されています。

「英彦山神社銅鳥居」は、佐賀藩主鍋島勝茂が寛永14（1637）年に建立したもので、肥前国の鋳物師によって造られた鋳銅製の鳥居です。柱間約6m、地面下より貫下まで約4.5mで、参道門前を領域とする英彦山神宮大門入口に位置しています。

「旧数山家住宅」は、天保13（1842）年に建築された茅葺の寄棟造の建造物で、よく原型を保っているばかりでなく、県下の直屋の好例として貴重な住宅です。

「中島家住宅」は、江戸時代（19世紀前半）に建築された櫓蟬製造や酒・醤油等の醸造で財を成した旧家の住居とそれらの製造にまつわる蔵で構成され、昔から人通りの多かった添田本町に位置します。県下の町家が入母屋造・妻入が多く見られるなか、切妻造・平入となつて間



彦山三所権現御正体



修験板笈



英彦山神社銅鳥居

口が広く、商家であるのに農家に近い平面をもつ建築物であり、良質で保存状態がよい住宅です。

無形民俗文化財は、上津野と下津野に鎮座する高木神社において、5月3～4日の二日間にわたって行われる神幸祭の際に、万念願を祈念して、奉納される津野神楽（指定名称「豊前神楽」）があります。

史跡は、古代から現代まで続く信仰の山であり、我が国有数の修験道場である「英彦山」があります。

名勝は、英彦山修験道坊家の代表的な庭園である「旧亀石坊庭園」があり、雪舟の作庭と伝えられています。

天然記念物は、樹齢1,200年、樹高38mで森の巨人たち100選にも選ばれた「英彦山の鬼スギ」が英彦山にある他、山頂部が平坦でその周囲が垂直の岩壁をなす典型的なビュート地形の「鷹巣山」があります。



旧亀石坊庭園

表 国指定文化財

| 種別    |         | 指定年月日                  | 名称                | 所在  | 備考                                 |
|-------|---------|------------------------|-------------------|-----|------------------------------------|
| 有形文化財 | 工芸品     | 昭和 34(1959)年 6 月 27 日  | 修験板笈              | 英彦山 | 元亀 3(1572)年奉納品                     |
|       |         | 平成 5(1993)年 6 月 10 日   | 彦山三所権現御正体         | 英彦山 | 径 45cm 銘文「彦山下宮御正体勸進大千房」大友能直寄進      |
|       | 書跡・典籍   | 平成 2(1990)年 6 月 29 日   | 仁王般若経〈上下〉(色紙金銀箔散) | 英彦山 | 上下 2 巻、莊嚴経(色紙経)                    |
|       | 考古資料    | 昭和 63(1988)年 6 月 6 日   | 福岡県英彦山経塚出土品       | 英彦山 | 永久元年銘経筒1口、銅経筒5口分(南岳出土)、銅経筒2口、銅如来立像 |
|       | 建造物     | 明治 40(1907)年 5 月 27 日  | 英彦山神社奉幣殿          | 英彦山 | 元和 2(1616)年細川忠興再建、附棟札 14 枚         |
|       |         | 昭和 14(1939)年 10 月 25 日 | 英彦山神社銅鳥居          | 英彦山 | 寛永 14(1637)年鍋島勝茂建立                 |
|       |         | 昭和 52(1977)年 1 月 28 日  | 中島家住宅             | 添田  | 江戸時代末期、平入町家、瓦葺土蔵造                  |
|       |         | 昭和 53(1978)年 1 月 21 日  | 旧数山家住宅            | 津野  | 江戸後期、直家農家、寄棟造、茅葺                   |
| 民俗文化財 | 無形民俗文化財 | 平成 28(2016)年 3 月 2 日   | 豊前神楽              | 津野  | 津野神楽保存会                            |
| 記念物   | 史跡      | 平成(2017)年 2 月 9 日      | 英彦山               | 英彦山 | 標高約 1,200m の南岳、北岳、中岳の三峰から構成        |
|       | 名勝      | 昭和 3(1928)年 2 月 7 日    | 旧亀石坊庭園            | 英彦山 | 広さ 699 平方メートル、坊舎の庭                 |
|       | 天然記念物   | 大正 13(1924)年 12 月 9 日  | 英彦山の鬼スギ           | 英彦山 | 樹高 38m、胸高周囲 12.4m                  |
|       |         | 昭和 16(1941)年 8 月 1 日   | 鷹巣山               | 英彦山 | 標高 979m、水平地層が露出した卓状(ビュート)の山        |

## イ 県指定文化財

県指定文化財は 13 件あり、その内訳は、彫刻 1 件、工芸品 1 件、建造物 1 件、有形民俗文化財 4 件、史跡 1 件、名勝 1 件、天然記念物 4 件となっています。

彫刻は、平安時代に比叡山の高僧である恵心僧都が民衆の病氣平癒を祈り、薬師如来を安置したと伝えられる「木造薬師如来坐像及び台座」があり、衣文が台座にたれる裳懸座が珍しいものです。

工芸品は、南北朝時代に製作された肥前鐘で、文禄 3（1594）年に当時豊前岩石城の城主であった毛利久八郎が玉屋般若窟から移して寄進した「梵鐘 文禄三年追銘」があります。

建造物は、もと座主院の文庫で、分厚い板材を積み上げ、柱を持たない組積式構造に特徴が表れている「板倉」があります。

有形民俗文化財は、「英彦山資料」と「英彦山楞嚴坊修験資料」、「英彦山修験道関係文書」、「高田家所蔵英彦山修験道文書」があり、いずれも修験道にまつわる文化財です。「英彦山資料」には、参道に沿って立ち並んだ坊舎の一つで、小形ながらほぼ全形を保ち坊舎特有の鍵屋をなす建築物である「財蔵坊」が含まれている他、「英彦山楞嚴坊修験資料」には宿坊建築である「楞嚴坊」が含まれています。

史跡は、弥生時代中期初頭から始まる県内最古級の初期青銅器生産遺跡であると考えられる「庄原遺跡」があります。

名勝は、英彦山修験道坊家の庭園である「英彦山頭揚坊庭園」があります。

天然記念物は、英彦山に樹高 24m の「英彦山のトチノキ」と樹高 17m の「英彦山のボダイジュ」、中元寺に樹高 27m の「諏訪神社のイチイガシ」がある他、5 月頃に英彦山に飛来し、ブッポウソウ目ブッポウソウ科に属する唯一の珍しい鳥である「英彦山のぶっぼうそう」があります。



梵鐘 文禄三年追銘



板倉



財蔵坊

表 県指定文化財一覧

| 種別    |         | 指定年月日                  | 名称            | 所在  | 備考                              |
|-------|---------|------------------------|---------------|-----|---------------------------------|
| 有形文化財 | 彫刻      | 昭和 30(1955)年 7 月 21 日  | 木造薬師如来坐像及び台座  | 中元寺 | 平安時代後期、像高 72cm                  |
|       | 工芸品     | 昭和 41(1966)年 10 月 1 日  | 梵鐘 文禄三年追銘     | 英彦山 | 文禄 3 (1594) 年全高 94cm、毛利氏寄進      |
|       | 建造物     | 昭和 41(1966)年 11 月 15 日 | 板倉            | 英彦山 | 江戸時代、もと座主院の文庫                   |
| 民俗文化財 | 有形民俗文化財 | 昭和 52(1977)年 4 月 9 日   | 英彦山資料         | 英彦山 | 英彦山修験信仰の遺品、財蔵坊を含む               |
|       |         | 昭和 53(1978)年 3 月 25 日  | 英彦山修験道関係文書    | 英彦山 | 鎌倉～江戸、英彦山神宮や坊舎に残る英彦山修験道関係文書・記録等 |
|       |         | 昭和 53(1978)年 3 月 25 日  | 高田家所蔵英彦山修験道文書 | 英彦山 | 廃絶した坊舎の文書・記録類を収集保存したもの          |
|       |         | 平成 3(1991)年 11 月 15 日  | 英彦山楞嚴坊修験資料    | 英彦山 | 英彦山坊家に伝わる江戸時代の修験道資料及び坊舎         |
| 記念物   | 史跡      | 平成 15(2003)年 2 月 5 日   | 庄原遺跡          | 庄   | 弥生時代中期前半の貯蔵穴から銅やりがんなの鋳型が出土      |
|       | 名勝      | 平成 23(2011)年 3 月 18 日  | 英彦山顕揚坊庭園      | 英彦山 | 江戸時代前期、座観式庭園                    |
|       | 天然記念物   | 昭和 32(1957)年 8 月 13 日  | 英彦山のぶっぼうそう    | 英彦山 | 11羽確認(昭和32(1975)年)              |
|       |         | 昭和 39(1964)年 5 月 7 日   | 英彦山のトチノキ      | 英彦山 | 樹高24m、胸高周囲4.5m                  |
|       |         | 昭和 39(1964)年 5 月 7 日   | 英彦山のボダイジュ     | 英彦山 | 樹高17m、胸高周囲1.5m                  |
|       |         | 昭和 46(1971)年 6 月 15 日  | 諏訪神社のイチイガシ    | 中元寺 | 樹高27m、胸高周囲9.6m                  |

## ウ 町指定文化財

町指定文化財は 6 件あり、その内訳は、彫刻 1 件、無形民俗文化財 1 件、建造物 1 件、史跡 1 件、天然記念物 2 件となっています。

彫刻は、県指定文化財である「木造薬師如来坐像及び台座」と同じ小堂内に安置されていて、薬師如来の十二の大願に順応して表された神・本尊を守護する神として江戸時代に造られた「十二神将 12 体」があります。

建造物は、小倉と英彦山を結ぶ日田道沿いに位置する明治後期に建てられた町家で、かつては醤油屋の醸造業を営んでいた、往時の町家建築の特徴を表す「中村家住宅」があります。

無形民俗文化財は、8 月の旧盆に、英彦山神宮参道の途中にある山伏の菩提寺報恩寺跡の広場で行われている祖霊祭をはじめ、各所で踊られている「彦山踊り」があります。



十二神将 12 体

史跡は、英彦山において追善供の護摩檀を含む、英彦山修験道を支えた山伏の墓 50 基余りが発見された「英彦山大河辺山伏墓地」があります。

天然記念物は、落合に樹高 16m の「吉木のヤマザクラ」と津野に樹高 20m の「大峰の大クヌギ」があります。



彦山踊り

表 町指定文化財一覧

| 種別    |         | 指定年月日                 | 名称         | 所在  | 備考                  |
|-------|---------|-----------------------|------------|-----|---------------------|
| 有形文化財 | 彫刻      | 昭和 57(1982)年 6 月 10 日 | 十二神将 12 体  | 中元寺 | 江戸時代前期、立像台座共 92cm   |
|       | 建造物     | 平成 23(2011)年 6 月 10 日 | 中村家住宅      | 添田  | 明治時代後期町家、醤油屋        |
| 民俗文化財 | 無形民俗文化財 | 平成 2(1990)年 3 月 31 日  | 彦山踊り       | 英彦山 | 彦山踊り保存会             |
| 記念物   | 史跡      | 平成 10(1998)年 3 月 20 日 | 英彦山大河辺山伏墓地 | 英彦山 | 江戸時代中期、総数 50 基の山伏墓地 |
|       | 天然記念物   | 平成 3(1991)年 6 月 7 日   | 吉木のヤマザクラ   | 落合  | 樹高16m、胸高周囲4.6m      |
|       |         | 平成 3(1991)年 8 月 7 日   | 大峰の大クヌギ    | 津野  | 樹高20m、胸高周囲3.4m      |

## (2) 未指定文化財等

本町は、指定文化財以外にも歴史的に価値のある歴史的文化遺産を多く有しており、これらは今日も脈々と引き継がれ、風情ある情景を醸し出しています。

### ア 日田道の歴史的建造物

英彦山への往来により形成された日田道沿いには、指定文化財以外にも岩城家住宅等の町家建築や旧添田銀行等の洋館建築、御成門等の歴史的建造物が今日も残されており、家屋の多くは今日も住居として使用されています。



図 日田道の歴史的建造物『明治地租改正絵図』

## イ 祭礼や伝統芸能に関する歴史的建造物

英彦山内には英彦山神宮をはじめ数多くの神社が立地し、英彦山への往来により使われた日田道沿いやその周辺部の各集落にも、英彦山に由来する神社が立地しています。このように、本町には 30 を超える神社が立地しており、これらの神社では、現在も神幸祭をはじめ様々な祭礼や伝統芸能が行われています。

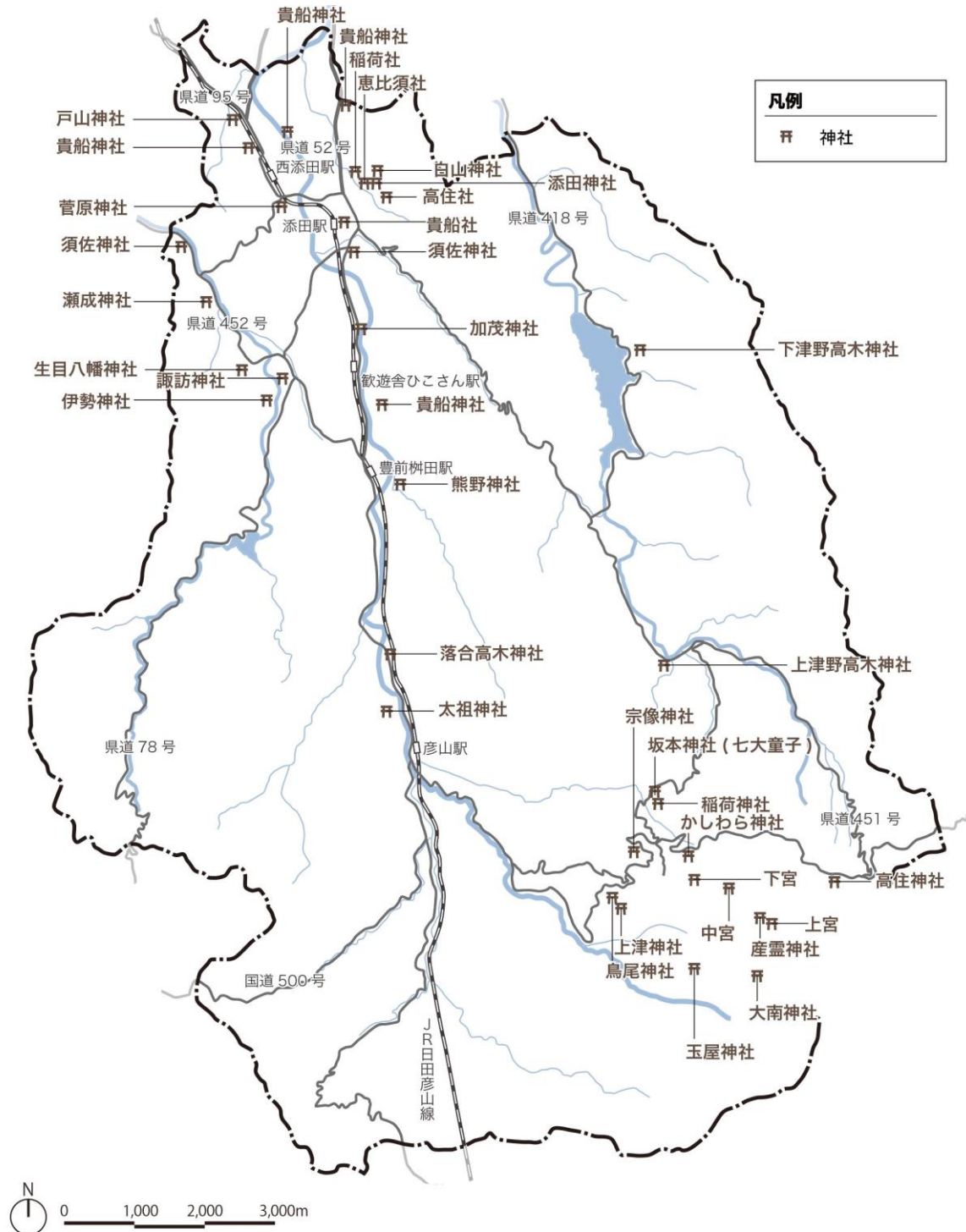


図 神社の位置

## ウ 祭礼と伝統芸能

本町では、英彦山神宮や各地に鎮座する神社で厳粛に執り行われている祭礼や、祭礼の際に奉納される伝統芸能が今日も行われています。

### 【御田祭】

英彦山神宮奉幣殿前の斎庭にしめ縄を張った御田を造り、その中で土づくりから田植えまでの模擬作業を行って、豊作を祈願する予祝行事です。神仏分離以前は、旧暦2月15日に行われていましたが、現在は、毎年3月15日午前中に行われています。現在も、町内はもちろん福岡県南部や佐賀県を中心とする穀倉地帯に住む人々も参拝に訪れています。



田打ち行事

### 【神幸祭】

英彦山神宮の神幸祭は、神仏分離以前は、旧暦2月14日、15日に行われていましたが、現在は、4月中旬の土曜日、日曜日に執り行われています。英彦山神宮奉幣殿から銅鳥居近くの御旅所まで、二日間にわたって十二社権現の御神体を乗せた神輿が往復するもので、その途中では稚児舞や鉦行事、獅子舞等が奉納されています。



参道をお下りする神輿

英彦山の神幸祭が行われた後の5月上旬から中旬にかけて、英彦山麓の町部などでも神幸祭が行われています。これは豊かな自然を擁する英彦山からの水の恵みが麓の田を潤すという水分信仰に由来するものであり、英彦山に近い場所から低地を下るように順々に行われています。添田本町の神幸祭では、神輿の後に山笠山車や提灯山車の練り歩きが行われています。

### 【獅子楽】

獅子楽は、祭礼で奉納される獅子舞と太鼓打ちのことです。

現在は、上落合太祖神社境内の須佐神社で奉納される「上落合獅子楽」と下落合の高木神社境内にある須佐神社で奉納される「下落合獅子楽」、野田の加茂神社で奉納される「野田獅子楽」があり、5月上旬から中旬に行われています。



野田の獅子楽（加茂神社）

### 【相撲】

本町では、祭礼時に神社の境内で行われる相撲（宮相撲）が盛んです。かつては青年相撲として行われており、中元寺瀬成神社の瀬成相撲と上津野高木神社の卯の相撲は、猪位金（田川市）の白鳥神社白鳥相撲と並び、田川の三大相撲に挙げられ、多くの力士と観衆を集め盛大に行われていました。

現在は、青年相撲から子供相撲へと変わっていますが、子々孫々まで継続するとの神への誓いを守り、各地で執り行われています。



卯の相撲（上津野高木神社）

## エ 伝統工芸・産業

本町では、英彦山に由来する伝統工芸や伝統産業があります。

### 【英彦山がらがら】

英彦山がらはらは、文武天皇（飛鳥時代）が英彦山に奉納した鈴が由来とされ、国内でも最古の部類といわれる約 800 年の歴史を持つ土鈴です。戦乱の際に埋めたその鈴の複製を参詣者に分けたことで一般にも広まり、現在でも田畑の水口（水の通渠道）に埋める「水守り」や家の玄関に魔除けとして置くなど、町内は元より県内外の人々の生活を守る存在として広く親しまれています。素焼きならではの乾いた素朴な音色が特徴であり、職人が一つ一つ丁寧に手作業で作るその音は、すべて違った音色を奏でます。



英彦山がらがら

一般的な土鈴は「太陽」を示す赤、「水」を示す青い色が塗られ、藁の紐を通して 5 個 1 組で束ねられて完成します。その他、直径が最大で 20 センチ以上もある大がらや、英彦山にゆかりがある天狗やお多福、サルなどの形をしたユニークなものなど種類も多く存在します。

### 【英彦山面（天狗面）】

中世に、山中に住む霊的存在であると信じられた天狗は、山中で修行を積み修験道の山伏とイメージ的に結び付き、英彦山には天狗が住むという天狗伝説が生まれました。そのような英彦山の天狗伝説をモチーフに制作されている英彦山面は、一つ一つ土の焼き物として手作りされた陶面であり、古来より魔除けとして用いられています。英彦山面は、天狗の他にも七福神、般若、小面、おたふく、おかめひょっとこ、ダルマ、



英彦山面（天狗面）

カラス天狗など様々な種類があります。

### 【柚子こしょう】

柚子こしょうの由来は、柚乃香本舗（落合）創業者である林光美氏が、英彦山の宿坊に古来より霊木として植えられていた柚を使用し、考案して販売したことにあります。その後、好評を博し、昭和 25(1950)年に英彦山神宮宮司婦人で歌人でもあった高千穂峰女が「柚乃香」と命名して、英彦山土産として、英彦山参道や彦山駅等で大々的に販売を開始しました。その販路拡大時に大分県日田駅でも販売し、日田駅で爆発的に売れたため、大分名産の印象がありますが、「柚乃香」が元祖です。なお、タロ・ジロで有名な第3次南極観測隊からの要請により、「柚乃香」が提供されました。



柚子こしょう（柚乃香）

### 【英彦山の豆腐】

英彦山の豆腐は、年間 2,500mm 以上の雨が降る英彦山に源流を持つ彦山川や今川の水を使用している豆腐です。英彦山で作られる豆腐は、山伏達が暮らした宿坊で檀家をもてなす際に振る舞われた食事であり、明治以降は、参道沿いの旅館等で振る舞われていました。昔ながらの製法と英彦山の清水を使用することで、風味豊かなのが特徴です。



英彦山の豆腐



## 第3章 歴史まちづくりの基本的な方針

本章では、歴史まちづくりを進める上での現状と課題を整理し、今後歴史まちづくりを進める上での目標と基本的な方針を示します。また、本町が有する歴史的文化遺産の地域性や相互の繋がりから、本町の特徴を示す関連文化財群を整理します。

### 1. 歴史まちづくりの現状と課題

本町の文化財行政は、英彦山神宮奉幣殿の国文化財指定をはじめ、町制施行以前から歴史的文化遺産単体としての保存活用として取り組んできていましたが、歴史的文化遺産を面的に活用する「歴史まちづくり」への本格的な取り組みは、平成 24(2012)年 3 月に策定した『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』に端を発します。この構想において歴史まちづくりに関する大きな基本的な方針が示されたことで、平成 26(2014)年 5 月に『添田町歴史の風致維持向上計画』を策定し、国より事業の認定を受けたことにより、平成 27(2015)年 3 月には第 5 次総合計画後期基本計画における重点プロジェクトにおいて「歴史まちづくり」を掲げ、今日様々な歴史的文化遺産を活用した歴史まちづくりの取り組みを展開しています。

ここでは、歴史まちづくりに係る個々の視点からの現状と課題を以下に整理します。

#### (1) 歴史的文化遺産の調査研究、保存活用の現状と課題

##### ①全般

本町の歴史的文化遺産のうち指定文化財に指定されている歴史的文化遺産は、国指定文化財が 13 件、県指定文化財が 13 件、町指定文化財が 6 件の合計 32 件の有形・無形文化財が存在しています。これらの指定文化財は、文化財保護法や福岡県文化財保護条例、添田町文化財保護条例の他、関連法令に基づき、これまで保護のための措置が講じられてきています。

一方で、指定されていない歴史的・文化的価値を有する歴史的文化遺産も町内に数多く存在していますが、これらの調査研究は町史、村史等の作成に合わせて概要が示されたにすぎず、悉皆的に調査・研究がなされていない現状があります。また、本町における「周知の埋蔵文化財包蔵地」は、25ヶ所存在し、多くは調査がなされておりますが、まだ内容が判然としないものもあります。人口減少、高齢化が進む本町においては、これら文化財のき損・滅失が危惧されています。

##### ②有形文化財（建造物）

本町にある有形文化財（建造物）は、指定文化財の種別の中で一番多く存在しており、未指定文化財も多く存在しています。

国指定重要文化財建造物中島家住宅は保存活用計画を策定して、平成 28 年度から計画的な保存修理を行い、活用の方針も示されていますが、他の文化財も保存活用のための方針を策定しなければなりません。また、未指定文化財においては、所有者の高齢化や後継者不足などから継承が危惧されています。

### ③無形民俗文化財

本町にある無形民俗文化財は、国指定の豊前神楽と町指定の彦山踊りがあります。

しかし、他にも各集落において脈々と受け継がれている獅子楽や英彦山に関連する芸能、英彦山がらがらといった伝統工芸の活動等は、未指定文化財であり、詳細な調査はされていないため、地域の伝承活動にゆだねられています。人口減少、高齢化が進む本町においては、これらの継承存続が危惧されています。

#### (2) 歴史的文化遺産の修理・整備に関する現状と課題

有形文化財のうち建造物は、屋外に晒されることから経年劣化や災害等の外的要因によりき損したり、き損の進行による滅失が危惧されます。国指定重要文化財である中島家住宅は、昭和の保存修理以降の経年劣化等によりき損が進行していたことから、平成 28(2016)年度より解体修理事業に着手しています。また同様に、旧数山家住宅や財蔵坊は茅葺き屋根の葺替修理をするなど、段階的な修理に取り組んでいます。

一方で、中村家住宅をはじめ、き損が進行しているものの未修理となっている指定文化財がある他、未指定文化財においてもき損が進行しています。

#### (3) 歴史的文化遺産の保存活用を行うための施設の現状と課題

歴史的文化遺産を保存活用する施設は、英彦山修験道館及び英彦山山伏文化財室（スロープカー花駅）があり、これらの施設が英彦山に係る歴史的文化遺産についての展示施設の機能を担っています。しかし、本町が有する歴史的文化遺産は、英彦山だけでも多数ある他、添田中心街周辺の平野部や丘陵部の集落にも多数の歴史的文化遺産を有しており、これらの施設だけで保存・活用を図ることは困難な状況にあります。

また、これら多数の歴史的文化遺産は、歴史的・文化的価値を有しているものの、その価値を説明する案内板や誘導サインの老朽化や未設置等により、ガイダンス機能が不十分な状況にありました。そのため、案内板等の整備を図るために案内板等デザイン方針の検討を行い、整備に取り組んでいます。

英彦山においては、便益施設の老朽化や英彦山内の歴史的文化遺産をはじめとする来訪者を受け入れる施設の機能向上を図るため、施設の整備計画を策定し、取組みを進めています。

中島家住宅をはじめ市街地に立地する文化財においては、来訪者を受け入れるための駐車場やトイレ等の便益施設が不十分で、来訪者にとっては訪れにくい環境となっています。中島家住宅においては、保存活用計画を策定し、来訪者を受け入れるための駐車場用地の確保の他、敷地内における便益施設等の整備に向けた取組みを進めています。

#### (4) 歴史的文化遺産を取り巻く環境に関する現状と課題

文化財の周辺環境は、文化財の魅力に強い影響を持つことから、文化財の保存・活用を図る上では、文化財単体のみに措置を講じるだけでなく、その周辺環境と一体的に措置を講じることにより、文化財の魅力を高めることが重要です。

本町の町域の約 8 割は森林であり、その一部は耶馬日田英彦山国定公園に指定されており、保全が図られています。

また、文化財周辺には、電線類や調和しない道路上工作物などがあることで、文化財の魅力である景観を阻害しています。

#### (5) 歴史的文化遺産の防災・防犯に関する現状と課題

文化財のうち屋外にある有形文化財は、屋外にあることから、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害によりき損、滅失する恐れがあります。滅失のリスクが高い火災については、指定文化財において文化財保護のための防火設備の整備が進められていますが、整備が十分ではない指定文化財も存在します。また、予防対策として所有者や周辺住民への普及啓発に取り組んでおり、文化財予防デーの際は、消防署や地区消防団と連携した取組みを実施しています。

有形文化財（建造物）においては、現行の建築基準法に適合しない文化財が多くあり、耐震性の観点から課題があります。国指定文化財である中島家住宅においては、平成 28（2016）年度から取り組んでいる修理事業に合わせて、耐震診断及び耐震補強工事により耐震性の向上を図っています。

また、全国的に仏像等の盗難事件や建造物への悪質ないたずら等が多発する中、平成 25（2013）年度には本町の中元寺地区にある町指定文化財の「十二神将像」のうち 3 体の盗難事件が起きており、歴史的文化遺産の防犯面での課題があります。このような状況を踏まえ、英彦山山伏文化財室（スロープカー花駅）においては、防犯カメラ等の設置工事を実施しています。

#### (6) 歴史的文化遺産の保存活用の普及啓発に関する現状と課題

本町の歴史的文化遺産の活用は、これまで効果的に行われていなかった状況の中、平成 23（2011）年度に策定した『添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想』の策定以降、積極的に普及啓発に取り組んでいます。

平成 26（2014）年度以降の専門家等による歴史文化の勉強会の開催をはじめ、平成 26（2014）年度には歴史的風致の普及啓発としてチラシの作成、平成 27（2015）年度には、児童・生徒に対する本町の歴史文化への意識向上を図るために学校で使用する副読本の作成、添田本町周辺における歴史的文化遺産の普及啓発として添田本町・岩石山・添田公園周遊マップの作成等を行い、普及啓発に取り組んでいます。

しかし、本町内外の人々の文化財に対する認識はまだ十分な状況とは言えず、更なる啓発が必要となっています。

#### (7) 歴史的文化遺産の保存活用に係る添田町の体制の現状と課題

本町は、歴史的風致維持向上計画の策定・認定を契機に、歴史まちづくりの推進力をもった取組みを進めるため、添田町教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成 25（2013）年添田町教育委員会規則第 2 号）に基づき、平成 25（2013）年 4 月より教育委員会にあった文化財係を企画財政課へ移行、翌年 4 月に企画財政課からまちづくり課へと移行しました。これにより、歴史的文化遺産単体の保存活用だけではなく、それらを活用した歴史まちづくりを推進しています。

本町が指定する文化財への諮問機関として、外部専門家からなる添田町文化財専門委員会がある他、本町が有する歴史的風致の維持向上に資する取組みへの外部専門家等による提案・意

見る機関として、添田町歴史的風致維持向上推進協議会を平成 25(2013)年 12 月に立ち上げ、歴史まちづくりに対する検討体制を構築しています。

### (9) 歴史的文化遺産の保存活用に係る住民や NP0 等の各種団体の現状と課題

本町の歴史的文化遺産を保存活用するためには、添田町をはじめとする行政機関だけで取り組むことは難しく、地域において歴史的文化遺産の保存・活用に取組んでいる団体と連携することが必要不可欠です。

本町において歴史的文化遺産に関わる団体は、下表に示す 7 団体であり、文化財の調査・発信をしている団体や、無形民俗文化財を保護するために活動している団体が存在します。平成 27(2015)年度以降、まちづくり団体への支援を行い、会員募集や情報発信のためのホームページ等の作成への支援を行なっています。

歴史まちづくりを推進する組織として、平成 27(2015)年度より添田本町及び英彦山においてまちづくり団体設立に向けた勉強会を開催してきた結果、添田本町においては平成 29(2017)年 7 月に「重文中島家住宅推進協議会」が発足して、重要文化財中島家住宅の活用を地域で考える取り組みが開始されました。また、英彦山においても平成 29(2017)年 2 月に「英彦山門前町づくり同好会」が発足し、英彦山の歴史まちづくりが推進されています。また現在、歴史的文化遺産をはじめとする資源を活用し、観光まちづくりを推進する組織として、(仮称)DMO そえだの設立を検討しています。

表 本町の歴史的文化遺産の保存活用に関わる団体

| 名称            | 主な活動エリア | 活動概要                          |
|---------------|---------|-------------------------------|
| 郷土史会          | 町全体     | 添田町の歴史・文化の調査・情報発信、郷土史誌そえだの刊行  |
| 上落合須佐神社獅子楽保存会 | 落合      | 上落合集落の獅子楽の継承、毎年 5 月上旬に奉納      |
| 下落合獅子楽保存会     | 落合      | 下落合集落の獅子楽の継承、毎年 5 月上旬に奉納      |
| 津野神楽保存会       | 津野      | 津野集落の神楽の継承、毎年 5 月上旬に奉納        |
| 野田獅子楽保存会      | 野田      | 野田集落の獅子楽の継承、毎年 5 月中旬に奉納       |
| 英彦山神輿を担ぐ会     | 英彦山     | 英彦山神幸祭の神輿担ぎの継承、毎年 4 月中旬の土日に奉納 |
| 彦山踊り保存会       | 英彦山     | 彦山踊りの継承                       |
| 重文中島家住宅推進協議会  | 添田本町    | 重要文化財中島家住宅の活用を地域で取り組む         |
| 英彦山門前町づくり同好会  | 英彦山     | 英彦山の歴史的文化遺産を活用したまちづくりを行う      |

## 2. 歴史まちづくりの目標

歴史まちづくりは、第5次総合計画後期基本計画に示される「豊かな自然と歴史のこころがつくる活力のあるまち」の実現を目的に、以下のような目標を掲げ、歴史まちづくりに取り組んでいきます。

### 歴史まちづくりの目標

**霊峰「英彦山」の下で育まれた歴史文化の保存活用を通じ、  
人々の交流と添田町へのシビックプライド\*を醸成**

添田町の歴史文化は、町のシンボルであり、古くから信仰を集める霊峰「英彦山」への信仰、英彦山への人々の往来や英彦山の豊かな自然の恵みとの関係より形成されています。この添田町の歴史文化（＝アイデンティティ）の保存活用を進めることで、地域住民や来訪者の添田町への理解を深め、人々の交流を促し、ひいては添田町への愛着を醸成することを目指します。これにより、添田町へのファンを増やし、定住者や企業者の定着、増加を期待します。

\*シビックプライドとは、まちに対する町民の誇りを指す言葉であり、自分自身が関わって地域を良くしていこうとする、ある種の当事者意識に基づく自負心も含めた言葉です。

### 3. 歴史まちづくりの方針

#### (1) 基本方針

歴史まちづくりの目標を実現するため、まちづくりの核となる歴史的文化遺産の価値を堅実に保存するとともに、歴史的文化遺産の魅力を積極的に活用することを通じて、地域住民や来訪者の理解や交流、愛着の醸成を図ります。また、地域に関わる主体や民間企業等と添田町、その他関係機関が各々の特徴を活かした連携した取組を展開することで、推進力や持続性をもった歴史まちづくりを展開していきます。



#### 基本方針1 歴史的文化遺産の価値を堅実に保存

歴史まちづくりは、まちづくりを展開する上で核となる価値を明確にするとともに、これを後世に継承することが必要不可欠です。調査・研究や整備を通じて、まだ明瞭でない価値を顕在化しつつ、歴史まちづくりの展開や災害、周辺環境の変化などを通じて価値が損なわれないよう、歴史的文化遺産の周辺環境も含めた、保存に向けた対策を講じていきます。

#### 基本方針2 歴史的文化遺産の魅力を積極的に活用

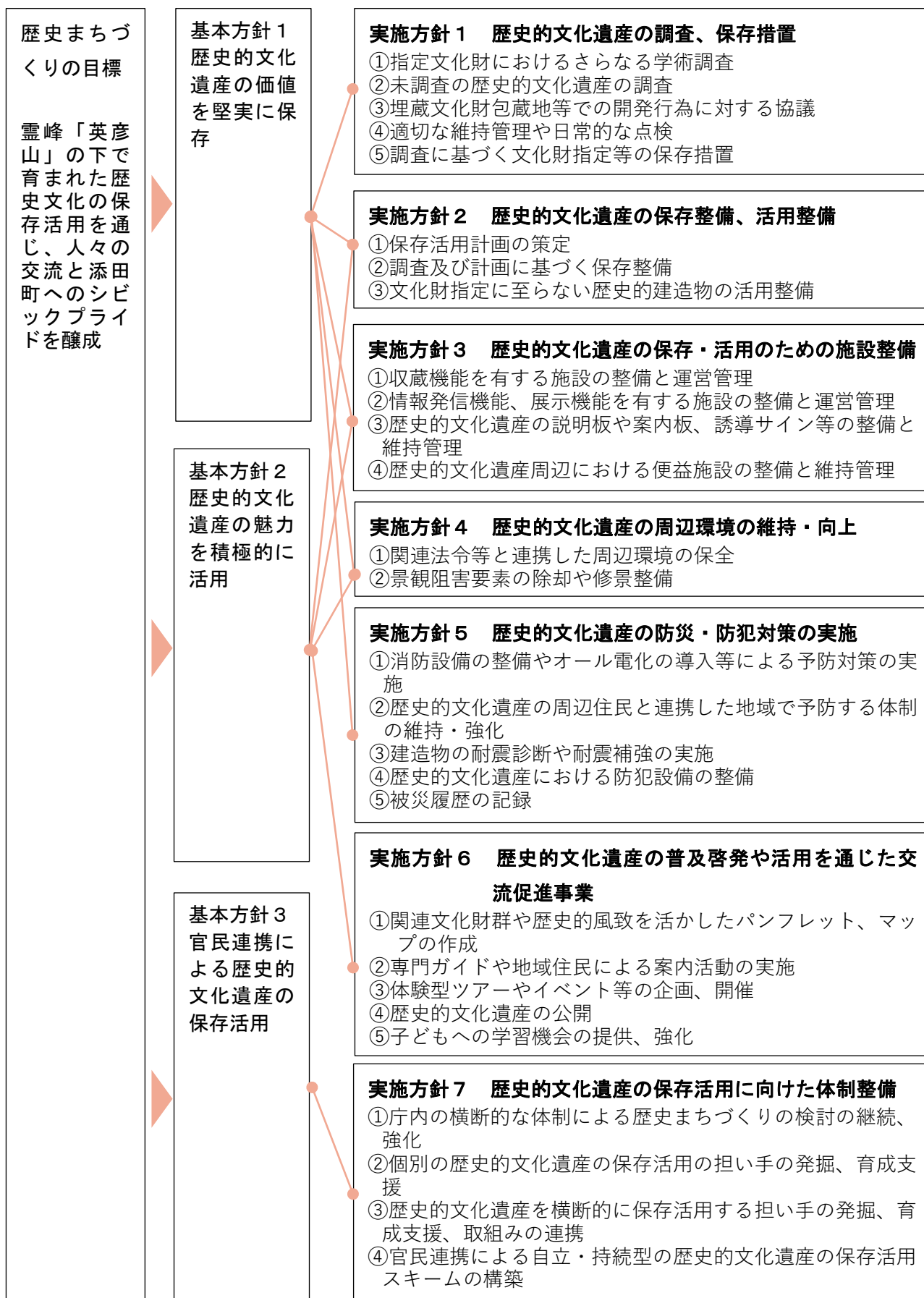
歴史まちづくりは、歴史的文化遺産の価値の保存を前提に、歴史的文化遺産の活用を通じて、来訪者や地域住民の理解の向上や交流の促進、愛着の醸成につながります。活用に向けた歴史的文化遺産の整備や周辺施設の整備、周辺環境の魅力の向上、歴史的文化遺産の普及啓発や活用を通じた交流促進など、活用に向けた取組を展開していきます。

#### 基本方針3 官民連携による歴史的文化遺産の保存活用

本町は広大な町域の中に、数多くの歴史的文化遺産を有しています。そのような状況下、本構想に示す歴史まちづくりの目的を達成するためには、従来の保存偏重型の取組から活用面もより一層力を入れた、幅広い高度な取組みの展開が必要となります。地域に関わる様々な主体が連携しつつ、各々が自主的な取組みを展開するような、官民が連携した歴史まちづくりを展開できる体制の構築を図ります。

## (2) 実施方針

歴史まちづくりの基本方針を実現するため、以下の実施方針に取り組んでいきます。



本町に数多く存在する歴史的文化遺産の価値を把握・保存するため、指定文化財におけるさらなる学術調査の実施、未調査の歴史的文化遺産の調査の実施、埋蔵文化財包蔵地等での開発行為に対する協議の実施を通じて歴史的文化遺産の実態を把握し、適切な維持管理や日常的な点検、調査に基づく文化財指定等の保存措置を講じていきます。

#### ①指定文化財におけるさらなる学術調査

本町に存在する 32 の指定文化財は、文化財としての価値が認められ、各々の主体により後世に継承する歴史的文化遺産として指定されています。しかしながら、研究手法が発展したこと等により、指定時には実施できなかった調査等を推進します。

#### ②未調査の歴史的文化遺産の調査

本町は古くからの歴史文化を有する地域であるものの、広大な敷地を有していることから、未調査の歴史的文化遺産や調査の進捗が乏しい地域が存在します。限られた人的資源の中で最大限の成果を得るため、計画的かつ緊急度の高いものを優先的に、歴史的文化遺産の価値の把握に努めます。

#### ③埋蔵文化財包蔵地等での開発行為に対する協議

本町は 25 の周知の埋蔵文化財包蔵地を有しており、多くは調査がなされておりますが、まだ内容が判然としないものもあります。周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事等を行おうする際の届出や、それ以外の場所における歴史を理解する上で重要な遺構が発見された場合の届出等について、その義務を徹底するとともに、福岡県教育委員会の指導助言を仰ぎながら、開発に係る関係者と十分な協議の上、その保存を図ります。

#### ④適切な維持管理や日常的な点検

歴史的文化遺産を後世に保存する上では、所有者や地域住民等による適切な維持管理と日常的な点検を行うことが大切であり、これによりき損の早期発見につながります。所有者や地域住民等が一体となって清掃や雑草の手入れ、整理整頓といった日頃からの維持管理を実施したり、日常生活の一部として点検を実施するなど、地域での取組みを醸成するため、所有者等へ適切な助言を行いながら、意識向上に努めます。

#### ⑤調査に基づく文化財指定等の保存措置

未調査の歴史的文化遺産や未調査事項のある指定文化財の中には、潜在的に他にはない固有の価値を有していると考えられます。調査を実施の上、未調査の歴史的文化遺産において特に価値を有するものや、指定文化財における追加調査により更なる価値が認められるものについては、文化財保護法等に基づく文化財指定や歴史まちづくり法に基づく歴史的風致形成建造物など、保存のための措置を講じていきます。

歴史的文化遺産のうち有形のものは、経年劣化や災害等の外的要因によりき損したり、き損の進行による滅失をまねく恐れがあるため、計画的な保存活用を図るための保存活用計画の策定を進めるとともに、指定文化財等における調査及び計画に基づく保存整備の実施、理解向上や交流促進、愛着醸成に向けた活用整備を実施します。

### ①保存活用計画の策定

本町に存在する 32 の指定文化財は、文化財としての価値の保存を前提に整備や活用、周辺環境も含めた対策を検討することが重要です。現在、指定されている文化財の保存活用を計画的に進めるため、段階的に保存活用計画の策定を進めていきます。

### ②調査及び計画に基づく保存整備

歴史的文化遺産の歴史の真正性を担保するため、過去の改変履歴や調査記録等の活用と、新たな調査研究を実施し、これを踏まえた保存整備を実施します。

指定文化財の保存整備においては、調査研究を基に策定した保存活用計画を踏まえ、保存整備を実施することとし、緊急度の高いものから、計画的・段階的に取り組んでいきます。保存整備の実施にあたっては、文化財保護法や福岡県、添田町の文化財保護条例に基づくとともに、文化庁や福岡県教育委員会、福岡県文化財保護審議会、添田町文化財専門委員会等の関係機関の指導を仰ぎつつ、それらと連携して実施します。また、所有者等の財政的負担の軽減を考慮し、各種補助制度を積極的に活用します。

未指定文化財の保存整備は、歴史的風致形成建造物に指定した建造物については、公開活用を想定した内部の修理等に対する支援を実施します。それ以外の未指定文化財は、所有者等と協議しながら、保存のための対策を検討します。

### ③文化財指定に至らない歴史的建造物の活用整備

本町の有する歴史的建造物は、高齢化や後継者不在等により、空き家や低未利用の状態を通じてき損が進行していることから、これらを後世に継承する上でも、活用整備を進めることが重要です。

空き家となっている歴史的建造物の流通を促すとともに、借り手と貸し手のマッチングを図るような仕組みの構築を検討します。また、店舗等の公開を前提とする歴史的建造物については、歴史的風致形成建造物の指定を通じた整備事業への支援を実施するなど、歴史的建造物のリノベーションを進めます。

本町にある数多くの歴史的文化遺産の保存・活用を図る上では、美術工芸品等の歴史的文化遺産をまとめて保存する収蔵機能を有する施設の整備、文化財の総合的な情報発信や展示機能を有する施設の整備、個別の歴史的文化遺産の説明板や案内板、誘導サイン等の整備、歴史的文化遺産における便益施設の整備を実施し、適切な運営管理、維持管理を実施します。

#### ①収蔵機能を有する施設の整備と運営管理

本町の有する動産の歴史的文化遺産をまとめて所蔵する施設は、既設の修験道会館を基軸に適切な運営管理を図ります。まとめて収蔵できない歴史的文化遺産は、指定文化財をはじめとする歴史的建造物等を活かし、収蔵機能を有する施設として活用を図ります。民間所有の動産の歴史的文化遺産については、所有者等へ適切な助言を行いながら、意識向上に努めます。また、史資料は電子データ化を進め、保存活用しやすい環境整備を進めます。

#### ②情報発信機能、展示機能を有する施設の整備と運営管理

本町の歴史的文化遺産の情報発信は、既に実施している道の駅やスロープカー花駅等の拠点となる公共施設でのまとめた情報発信に加え、まち歩きの際に測地的に情報を得ることできるよう、指定文化財をはじめとする歴史的建造物等を活用した情報発信機能、ガイダンス機能を有する施設整備や、ユビキタス機能を活かした施設整備を進めます。また、適切な情報発信等を行えるよう、適切な運営管理を図ります。情報発信にあたっては、多言語に対応した情報発信を図ります。

#### ③歴史的文化遺産の説明板や案内板、誘導サイン等の整備と維持管理

本町の有する歴史的文化遺産で老朽化が進行している説明板や案内板、誘導サイン等は、策定した案内板等デザイン方針に基づき再整備を進めるとともに、未設置の歴史的文化遺産については整備を推進します。整備にあたっては、保存活用計画の対象地内を優先的に進めることとし、段階的に整備を進めます。また、多言語に対応した整備を図ります。

#### ④歴史的文化遺産周辺における便益施設の整備と維持管理

本町の有する歴史的文化遺産周辺で老朽化が進行している便益施設は、改修や再整備を進めるとともに、未設置の歴史的文化遺産周辺については整備を推進します。整備にあたっては、保存活用計画の対象地内を優先的に進めることとし、段階的に整備を進めます。

### 実施方針4 歴史的文化遺産の周辺環境の維持・向上

#### 基本方針1、2

本町の歴史的文化遺産は、背景に広がる自然環境と一体となることでその魅力が創出されていることから、森林法や自然公園法等の関連法令と連動した周辺環境の保全とともに、景観阻害要素の除却や修景整備を実施します。

#### ①関連法令等と連携した周辺環境の保全

町域の約8割は森林であり、その一部は森林法に基づき保安林に指定されたり、自然公園法に基づき耶馬日田英彦山国定公園に指定されたりしていることから、歴史的文化遺産の周辺の雄大な自然は、引き続き森林法や自然公園法に基づき、保全に努めます。

## ②景観阻害要素の除却や修景整備

歴史的文化遺産周辺の景観を阻害する要素は、要素の改善や除却を通じて、文化財の魅力の向上を図ります。また、歴史的文化遺産の説明板や案内板、誘導サイン等の公共サイン、便益施設等の公共施設は、新たに設置する際や劣化によりその機能を発揮できていないものを再整備する際、歴史的文化遺産や周辺の環境と調和したものとしします。

## 実施方針5 歴史的文化遺産の防災・防犯対策の実施

### 基本方針1

歴史的文化遺産のうち有形のものは、火災や地震、落雷、水害、台風等の災害によりき損、滅失する恐れがあることから、各々の災害の被災リスクに応じた対策を実施します。

滅失のリスクが高い火災は、火災の発生予防対策として、消防設備の整備やオール電化の導入等の防犯設備の設置、火災が発生した際の対応策として、歴史的文化遺産の周辺住民と連携した地域で予防する体制の維持・強化を図ります。

昨今発生頻度が高い地震は、歴史的文化遺産の建造物における耐震診断や耐震補強の実施し、盗難やいたずら被害の対策として、歴史的文化遺産における防犯設備の整備を図ります。

また、被災履歴の記録できる体制を整えます。

### ①消防設備の整備やオール電化の導入等による予防対策の実施

火災による被害を防ぐ上では、発生の予防対策を講じることが重要であることから、消防法で義務付けられている自動火災報知機や消防設備等の防犯設備の設置を進めるとともに、オール電化の導入を検討し、歴史的文化遺産を保存する上で必要と考えられる防火設備の設置を図ります。

### ②歴史的文化遺産の周辺住民と連携した地域で予防する体制の維持・強化

火災が発生した際に被害を最小限に食い止めることも大事であることから、歴史的文化遺産の所有者等に対して防災に係る周知啓発と防災教育に取り組みます。文化財防災デーには、町消防団と連携して文化財施設での消火訓練を推進します。

### ③建造物の耐震診断や耐震補強の実施

歴史的建造物は、現在の建築基準法施行以前に建てられた建造物であることから、現在の耐震基準を満たしていないため、活用を図る上では耐震性能を向上が求められます。

建造物の耐震診断や耐震補強工事の実施を通じた耐震性能の向上を図り、き損・滅失のリスクの軽減を図ります。

### ④歴史的文化遺産における防犯設備の整備

近年の全国的な歴史的文化遺産の盗難やき損等の事件発生に応じるように、本町においても指定文化財の盗難が発生したことも踏まえ、防犯対策を講じることが重要です。

美術工芸品等の有形文化財は、防犯環境設計の考え方にに基づき、盗難や人為的なき損等の被

害にあわないよう防犯設備の設置を推奨するとともに、所有者の意識改革等により、防犯性能の向上を図ります。

## ⑤被災履歴の記録

歴史的文化遺産を後世に継承する上では、被災した経験を基に、同様の被害が起こらないような対策を講じることが重要であることから、被災履歴を記録する体制を整備します。

## 実施方針6 歴史的文化遺産の普及啓発や活用を通じた交流促進事業

### 基本方針2

歴史的文化遺産をより多くの方に知って頂き、交流を促すため、関連文化財群や歴史的風致を活かしたパンフレット、マップの作成を進めるとともに、ガイドボランティアや地域住民によるガイド活動の実施、体験型ツアーやイベント等の企画、開催、歴史的文化遺産の公開、子供をはじめとした町民への学習機会の提供、強化を図ります。

### ①関連文化財群や歴史的風致を活かしたパンフレット、マップの作成

本町の歴史文化を分かりやすく、興味を持ちやすく伝えていくためには、個別の歴史的文化遺産の情報発信に加えて、複数の歴史的文化遺産の相互の関係性を活かしながら紹介することが大切です。

関連文化財群や歴史的風致といった、複数の歴史的文化遺産の相互の関係性に着目した魅力をパンフレットやマップ等を通じた情報発信を行うことにより、現地での回遊の促進にもつなげていきます。パンフレットやマップの作成にあたっては、多言語に対応した情報発信を図ります。

### ②専門ガイドや地域住民による案内活動の実施

歴史文化を分かりやすく伝える上では、人と人のコミュニケーションの中から正確な情報を伝えることが効果的です。

添田町観光ガイドボランティア等による専門のガイド活動を行えるよう、担い手の育成や利用しやすい環境整備を図ります。ガイドにあたっては、英語をはじめとした外国語による専門ガイドの発掘、育成に努めます。

また、深い専門的な知識の提供に限らず、住民一人一人が地域の紹介を行い、交流が生まれるような環境を整えるため、町民に対する学習機会の提供を継続的に実施します。

### ③体験型ツアーやイベント等の企画、開催

歴史文化をより深く認識してもらう上では、情報の提供による認知だけではなく、実際の体験やイベント等を通じて伝えることが効果的です。

複数の歴史的文化遺産を巡るまち歩きイベントや、修験道を体験する宿坊ツアーなど、訪れてみたくなるイベント等を官民連携で企画を検討し、開催します。企画の検討にあたっては、住民や来訪者等を交えたワークショップを通じた検討とともに、モニターツアー等による研究、

検証の取組みへの支援を図ります。

開催にあたっては、住民と来訪者の双方が参加したくなるようなイベントの開催も検討し、相互の交流を促進します。

#### ④歴史的文化遺産の公開

本町にある歴史的文化遺産のうち、建造物は外観を見ることはできるものの、内部は文化財指定された一部の建物のみ見学が可能となっているものの、公開されていないため内部を見ることができない建造物もあります。

所有者への働きかけを行いながら、庭園等も含め、建造物等の公開に向けた取組を推進します。また、建造物等の修理や埋蔵文化財の発掘調査などを実施する際は、現場を公開することを通じて、学習の機会の提供を図ります。

#### ⑤子どもへの学習機会の提供、強化

町への愛着の醸成や歴史的文化遺産を継承する上では、将来の保存活用の担い手である子ども達に対して、個々の歴史的文化遺産や相互の関係性である魅力を学習する機会を提供することが重要です。

作成した添田町を紹介する教科書を活用した学校での学習の機会の提供や、実際の物に触れる機会の提供等、学校教育でのカリキュラムづくりを進めます。

### 実施方針 7 歴史的文化遺産の保存活用に向けた体制整備

#### 基本方針 3

本町が有する数多くの歴史的文化遺産の保存活用を官民連携により取り組むため、庁内の横断的な体制による歴史まちづくりの検討の継続、強化とともに、個別の歴史的文化遺産の保存活用の担い手の発掘と育成支援、取組みの連携、歴史的文化遺産を横断的に保存活用する担い手の発掘と育成支援、取組みの連携、活用を通じた資金循環型の歴史的文化遺産の保存活用スキームの構築を図ります。

#### ①庁内の横断的な体制による歴史まちづくりの検討の継続、強化

本町は、歴史まちづくりを積極的に推進するため、歴史的文化遺産の保存活用に係る内容を横断的に企画・検討を行うまちづくり課を組織し、外部専門機関である添田町文化財専門委員会や添田町歴史的風致維持向上協議会へ意見を求めながら、取組みを進めています。

今後も庁内を横断的、継続的に取り組める、観光や生活環境の振興係と一体となった現在の体制を維持しつつ、必要に応じて体制を再検証し、強化を図りながら、歴史まちづくりを推進します。

#### ②個別の歴史的文化遺産の保存活用の担い手の発掘、育成支援

本町には有形・無形の多種多様な歴史的文化遺産があるものの、その歴史的文化遺産の保存活用は、所有者やその他担い手の愛着やボランティア精神、使命感等の要因に影響を受けるも

のであり、特に未指定文化財はその要因を強く受けるものです。

今後も歴史的文化遺産の保存活用を継続的に取り組んでいくため、所有者やその他担い手、添田町をはじめとする行政が歴史的文化遺産の保存活用の意義を共有しつつ、歴史的文化遺産の保存活用の担い手が自立して、持続的な取組を展開していけるよう支援を行い、官民連携により担い手を発掘し、育成する取組みの展開を図ります。

英彦山がらがら等の作成する担い手が少なく、高齢化により、技術の継承が危惧される無形の歴史的文化遺産については、優先的に後継者の育成等に努めます。

### ③歴史的文化遺産を横断的に保存活用する担い手の発掘、育成支援、取組みの連携

本町の歴史的文化遺産は英彦山の下で育まれ、歴史的文化遺産の立地や特性には相互の関係性があるもので、その相互の関係性に魅力があるものです。

歴史的文化遺産を横断的に保存活用するため、郷土史会などの添田の歴史を調査研究する組織に加えて、より積極的に活用を図るための（仮称）DMO そえだや低未利用な地域の歴史的建造物群を活用する組織等の設立、特定地域の歴史的文化遺産群を保存活用するエリアマネージャーの発掘を支援するとともに、自立して持続的な取組を展開していけるよう支援しながら、官民連携による取組の展開を図ります。

### ④官民連携による自立・持続型の歴史的文化遺産の保存活用スキームの構築

歴史まちづくりを各主体が自立して、持続的に進めていく上では、各主体の役割を明確にし、連携して取組みを進めることが重要です。行政は、主に歴史的文化遺産の保存や民間が歴史まちづくりを主体的に進める環境整備に取り組みつつ、民間は、主に歴史的文化遺産の活用を個人や団体で取り組み、住民のライフスタイルの一部として定着することや、取組みを通じて収益事業として定着をすることなどが重要となります。

専門的観光ガイドの有料化や、歴史的建造物における有料コンテンツの創出等による資金循環型のスキーム構築を図るなど、歴史的文化遺産の保存活用スキームの構築を進めていきます。

### (3) 歴史まちづくりの進め方

#### 1) 主体に着目した歴史まちづくりの進め方

今後の歴史まちづくりは、町が取り組みを先導しつつ、様々な民間によるまちづくりが芽吹き、持続的に取り組むことを町が支援するような、官民連携によるまちづくりを進めていきます。

町は、歴史まちづくりを進める上で、基礎となる歴史的文化遺産の保存に係る取り組みを推進するとともに、民間による自立・持続的なまちづくりを行うための支援を進めます。歴史的文化遺産の活用にあたっては、歴史的文化遺産の鑑賞や研究成果の公表・紹介といった公開活用に取り組みます。

民間は、町の社会経済情勢や地域の現状・課題を踏まえ、歴史的文化遺産の今日的な意義と機能を付加した活用を通じて、観光や産業の振興、生活振興等の地域振興に資する取り組みを進めることを期待します。

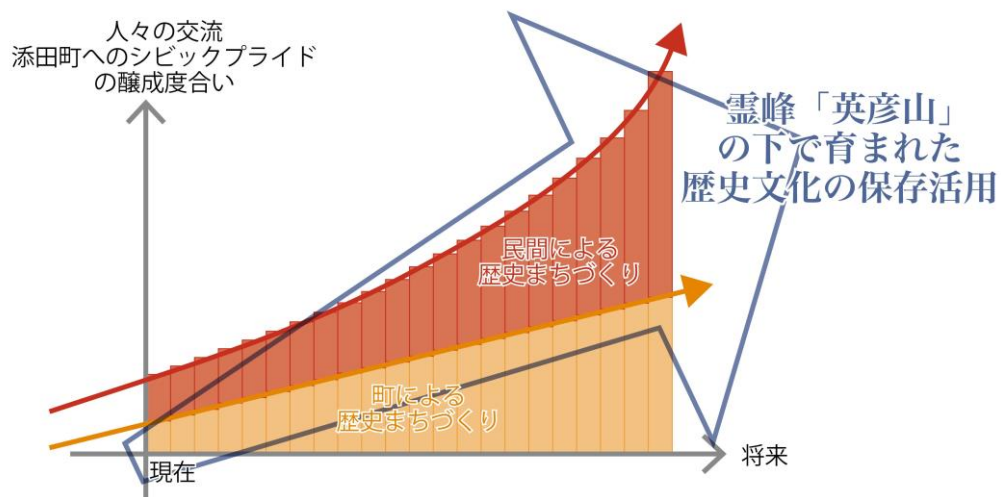


図 歴史まちづくりの進め方の方向性

## 2) 官民連携による横断的な歴史まちづくりの協議の場の醸成

今後の歴史まちづくりは、本基本構想に示される方針に基づき、具体の事業の内容の立案、実施体制、資金計画等を含めた事業計画を立案し、具体的に事業を進めていきます。

今後実施する個別事業を複合し、総体として地域の魅力の向上につなげていくため、まちづくり課文化財係が事務局となり、個別具体の事業内容の総合調整を、地元住民や民間企業、有識者等で構成される協議の場において実施します。現在、町では歴史まちづくり事業を進めるための添田町歴史的風致維持向上推進協議会を組織しており、当面はこの場において検討を行うこととします。今後は、現在組織の設立が検討されている（仮称）DMO そえだや地域おこし協力隊、地元企業、新規企業者、地元活動団体等の参画を得ながら、歴史まちづくりの幅広く協議する場として醸成していきます。

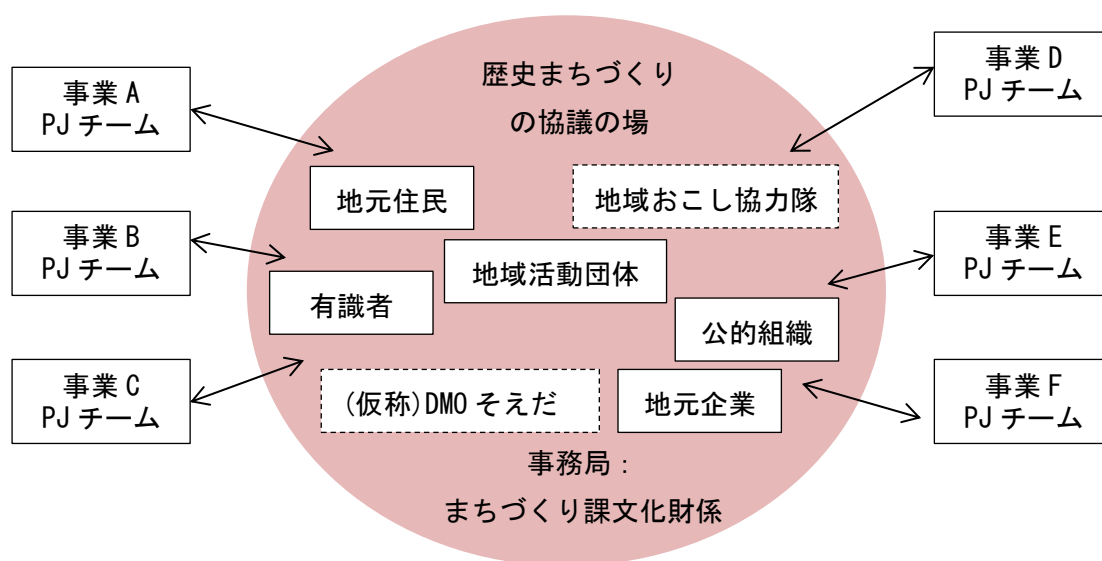


図 歴史まちづくりに係る事業の総合調整の場のイメージ

### 3) 地域振興の視点から歴史的文化遺産を活用する担い手の発掘、支援

地域振興及び行政運営の視点から、歴史的文化遺産を活用し、地域課題を解決するため、町ではその担い手の発掘を進めるとともに、持続的に歴史まちづくりを展開する担い手の支援を進めていきます。

担い手の発掘は、町内と町外ともに随時努めていきます。町内においては、地域でまちづくりに取り組む担い手による歴史的建造物を活用など、歴史文化に囚われずに連携を模索することから発掘に努めます。町外においては、地域の魅力を積極的に発信とともに、外部の人材募集を広く周知していきます。また、町が先導的に担い手を発掘するため、地域の歴史的建造物を活用する担い手を募集・登用したり、エリアマネージャーの登用を通じた担い手を発掘したりするなど、検討を進めていきます。

担い手への支援は、担い手に対する勉強の場の提供や、歴史的文化遺産の魅力の発信技術の実践的な取得支援、歴史的建造物を活用した起業支援などとともに、担い手通しの交流を促進することで、新たな保存活用イノベーションが生まれる土壌の形成を検討します。また、将来の担い手を育成するため、子ども達の学校教育において歴史的文化遺産を題材にした実践的な教育などを検討していきます。

#### ■担い手の発掘の取り組み例

- ・地域でまちづくりをする志のある担い手と連携した歴史的文化遺産の保存活用の模索
- ・町外に対する魅力の発信（情報発信、イベントなど）と外部の人材発掘のための募集、広報活動
- ・歴史まちづくりに係るクラウドファンディング活用を通じた添田町の町外ファンの発掘
- ・歴史的建造物等を活用した地域の雇用創出のきっかけの創出（宿坊等の PPP（例：公設民営））
- ・特定地域でのエリアマネージャーの登用を通じた担い手の発掘

#### ■担い手の支援の取り組み例

- ・地域団体や住民に対する勉強の場の提供（他都市の専門家や歴史まちづくりの担い手を招いた勉強会の開催など）
- ・担い手通しの交流促進による歴史的文化遺産の保存活用イノベーションの機械の醸成
- ・歴史的文化遺産を活用した起業活動に対する支援
- ・地域の歴史的文化遺産を題材にした歴史的文化遺産の魅力のプロモーション技術取得の支援（専門家を招いた写真講座、ライティング講座など）
- ・学校における歴史まちづくり教育と事業（無形の歴史的文化遺産の体験、歴史的文化遺産を題材にした企業家育成など）

## 4. 本町の関連文化財群

### (1) 関連文化財群の考え方・捉え方

関連文化財群とは、「有形・無形、指定・未指定を問わず、地域に存在するさまざまな文化財を、歴史的、地域的な関連性に基づいて一定のまとまりを設定するもの」と『「歴史文化基本構想」ハンドブック』において示されています。

本町における歴史文化の特徴は英彦山にあり、英彦山を舞台として育まれた歴史文化、英彦山との関係性の中で育まれた歴史文化が添田町歴史的風致維持向上計画において見いだされています。本町の関連文化財群を設定するにあたっては、以下のような歴史的文化遺産を対象に設定することとします。

#### ■対象とする歴史的文化遺産

- ・指定文化財に加えて、未指定文化財等を含む歴史的文化遺産
- ・複数の歴史的文化遺産を組み合わせることにより、ストーリーを構築することができる歴史的文化遺産

### (2) 関連文化財群の設定

本町の関連文化財群は、本町のシンボルであり、古くから信仰を集める霊峰「英彦山」を核とし、英彦山との関係性、歴史文化の活用面を重視し、以下のように設定します。

- テーマ① 英彦山神宮と松会祈年祭
- テーマ② 英彦山門前と彦山踊り
- テーマ③ 英彦山詣でと英彦山権現講
- テーマ④ 英彦山豊前坊高住神社と信仰
- テーマ⑤ 英彦山水系流域と伝統芸能
- テーマ⑥ 英彦山参詣に至る街道・要衝の地と祭り

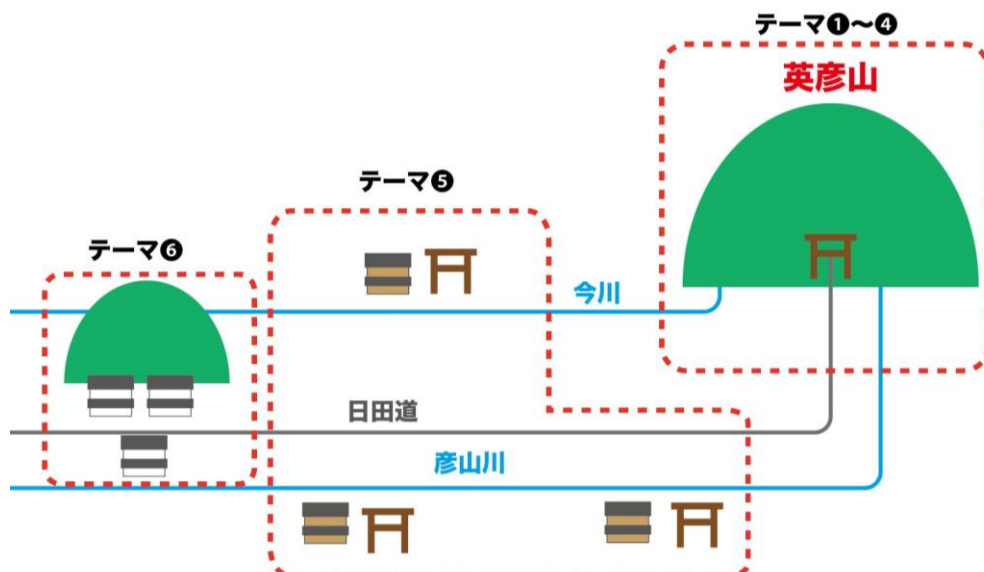


図 関連文化財群のまとまりのイメージ

## テーマ① 英彦山神宮と松会祈年祭

### ア 概要

英彦山神宮の歴史は古く、西国山岳霊場の中心として興隆したことに端を発します。鎌倉初期（13世紀）の『彦山流記』には「二百余宇禅庵輾軒 如望諸仏浄土莊嚴」とあり、この頃には英彦山には多くの行者が集い、軒を連ねて集落を形成していたことが分かっています。その後、神仏習合による彦山権現が誕生すると、上宮、中宮、下宮を中心に十二所権現を配置する諸堂社が建立されました。そして、彦山高僧である増慶により彦山権現を讃える「松会」祭礼が整えられると、山中講衆は組織化し、院や坊が各谷に配置され、大講堂を本堂とした境内伽藍が整備され、「彦山霊仙寺」としての寺格が確立されました。近世には、戦国動乱期の坊舎堂宇が消失しますが、諸大名の庇護の元で再興を遂げ、参道を主軸に多数の坊舎が建ち並ぶなど、修験集落の最盛期を迎えます。

江戸時代、このように隆盛を極めた英彦山では、松会祈年祭が英彦山修験道の中心的な行事として行われていました。かつては「御潮井採り」「柱松」「御田祭」「神幸祭」の順に行われていましたが、明治維新の廃仏毀釈、神仏分離のために、山伏の離山、人口激減などの影響から、開催時期や形を変えつつ、現在も「柱松」や「御潮井採り」、「御田祭」、「神幸祭」として護持されています。

この神事は、英彦山神宮下宮の祭礼として、英彦山神宮奉幣殿から英彦山神宮銅鳥居を結ぶ参道空間において、往時の面影を保ちながら今日も厳粛に執り行われています。

### イ 主な歴史的文化遺産

テーマ①の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産は、以下のようなものが挙げられます。

表 テーマ①の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産

| 小テーマ  |                                                                                     | 主な歴史的文化遺産の名称                                          |
|-------|-------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| 柱松神事  | 松会の名の由来ともなる大柱を斎庭に立て、英彦山権現に万物成就を祈念するトートム（表象）信仰を示す神事。                                 | 英彦山神宮奉幣殿、梵鐘、英彦山大権現松会之図                                |
| 御潮井採り | 往時英彦山最大の行事であった「勅宣度松会祈年祭」の前行として行われる行事であった。今も御田祭、神幸祭の前のお浄めのため「山中祓い」をする神事。             | 英彦山神宮奉幣殿、英彦山神宮銅鳥居、参道、七大童子社、上津野高木神社、下津野高木神社、英彦山大権現松会之図 |
| 御田祭   | 松会の最後に執り行われる行事で、神輿の還幸が行われ、神輿が斎庭に到着して神輿休めに安置されると、御田司が田植えの所作を英彦山権現に奉納して五穀豊穡を祈願する予祝行事。 | 英彦山神宮下宮、英彦山神宮奉幣殿、梵鐘、英彦山大権現松会之図、英彦山資料（御田祭で用いる道具）       |
| 神幸祭   | 平安時代に増慶上人が創始し、彦山十二社権現が「下宮」から御幸する祭礼として行われる行事。                                        | 英彦山神宮奉幣殿、英彦山神宮銅鳥居、参道、旅殿、英彦山大権現松会之図、英彦山資料（御田祭で用いる道具）   |

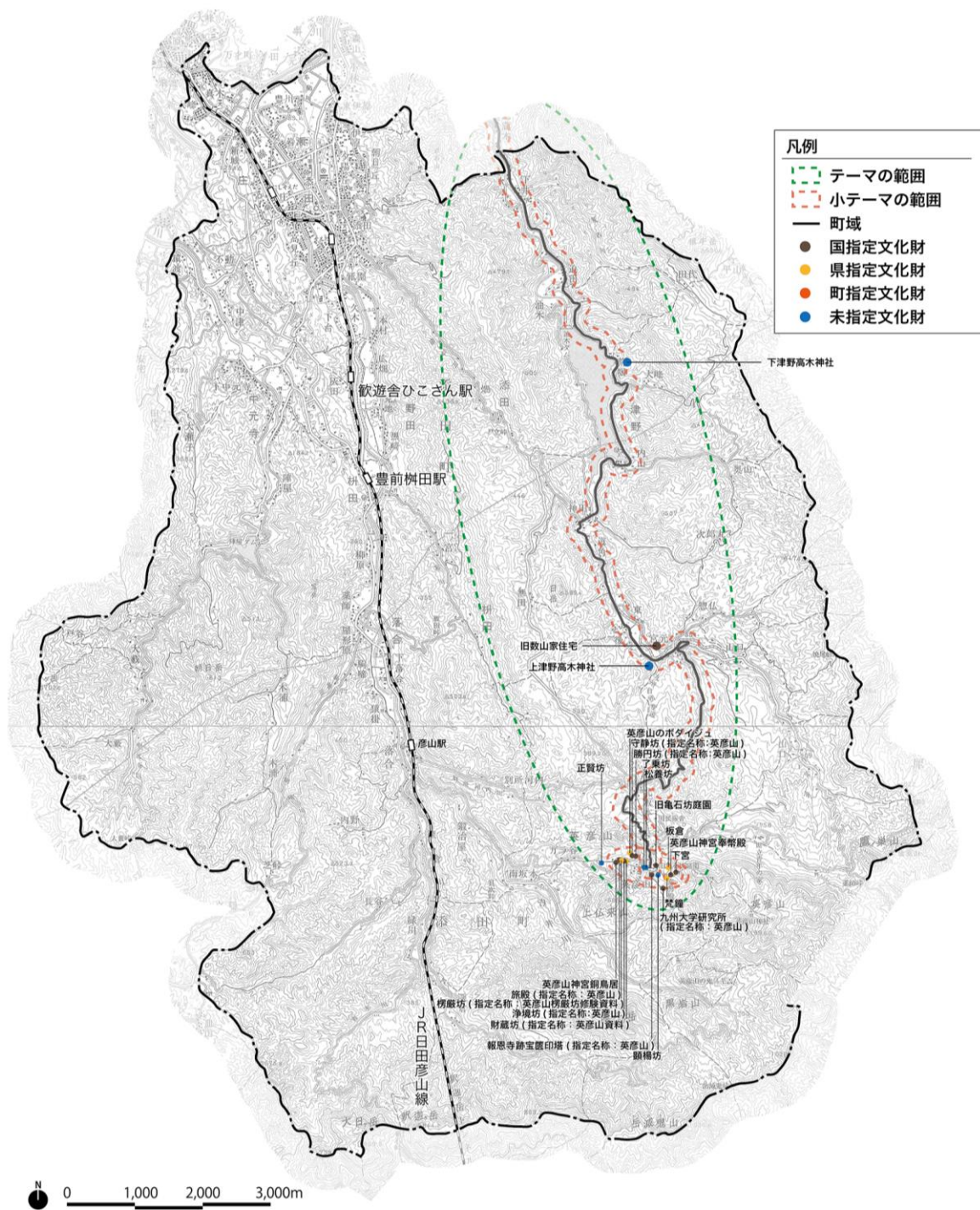


図 テーマ①にまつわる歴史的文化遺産の位置

## テーマ② 英彦山門前と彦山踊り

### ア 概要

彦山踊りの由来は、元弘 3(1333)年に助有法親王が座主として下向した時に始められたといわれています。古くから先人達によって、踊り伝え語り伝えて今日まで継承されているものです。

『田川地方 民謡・童謡研究集』によると、昭和 3(1928)年、炭坑節の撰者として知られる小野芳香は彦山踊りの譜面を収録しており、この頃には現在の彦山踊りの型ができていることが分かります。また、昭和 10(1935)年頃の古写真から、英彦山神宮銅鳥居の下にある勢溜や、旅館や土産物屋が立ち並ぶ前にある町溜で彦山踊りが踊られていることが分かります。昭和 45(1970)年の『英彦山民俗資料緊急予備調査』によると、彦山踊りは江戸期～大正期までは主に盆会や祝祭事で踊られ、8月15日、16日頃を中心に、その前後に行われる各谷の祭礼でも踊られ、下谷弁天講、英彦山町大日講、西谷観音講と地藏講、上谷伽藍講などの座の終わりに踊られていました。

現在の彦山踊りは、5月の英彦山山開き前夜祭や報恩寺跡で行われる8月14日の英彦山神宮の祖霊祭の後に踊られています。祖霊祭では午後8時に新盆の祖霊を祀る祭典の後、遠方より帰省した縁者や英彦山地区住民総出で彦山踊りが始まります盆会の8月14日、この日ばかりは遠く山を離れた子や孫たちも帰省し、祖霊とともに山懷に抱かれます。月明かりに照らされた祖霊祭の行われる報恩寺跡境内には、久しぶりに子供たちのはしゃぐ声が響き、かつての賑わいが思い返されます。町溜、勢溜では大きな輪をつくり、三味線や笛、太鼓の音頭、口説き手の声が闇夜に静かに溶け込み、菅笠姿の踊り手のしなやかな足運びは、深山にも「みやこ情緒」が感じられます。

### イ 主な歴史的文化遺産

テーマ②の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産は、以下のようなものが挙げられます。

表 テーマ②の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産

| 主な歴史的文化遺産の名称                           |
|----------------------------------------|
| 町溜、宝篋印塔、勢溜、下乗石、法恩寺跡、彦山踊り、板倉、富士屋旅館、花山旅館 |



## テーマ③ 英彦山詣でと英彦山権現講

### ア 概要

英彦山権現講とは、英彦山を信仰している人々が成した社会組織であり、彦山講や権現講などとも呼ばれています。この英彦山権現講は、毎年または数年に一度、代表者により英彦山を参詣することが習わしとなっています。昭和 54（1979）年発刊の『川副町史』（旧川副町は現・佐賀市）によると、江戸時代から「権現講」として英彦山に参詣していたことが記されています。また、「ヒコサンミヤーイに行く」と言って、3 月 15 日の御田祭頃に参詣していたことが明治 35（1902）年の旧川副町堂面東組の『権現講帳簿』に見られます。英彦山の六助旅館（現・鷹巣高原ホテル）の『宿泊台帳』によると、現在も佐賀県神埼地域から「権現講」として継続的に英彦山を参詣していることが知られています。

英彦山権現講は、九州一円に広がっているため、様々な英彦山権現講が存在しています。地域ごとの檀数などから示された江戸時代の『檀方帳』によると、英彦山信仰が九州一円に広がっていることが分かるとともに、佐賀県や長崎県において信仰が強大であったことが示されています。

福岡県南部や佐賀県からの代参のほか、大分県日田地方でも毎年春に代参者を立て、英彦山神社の春の「御田祭」に参詣しています。英彦山から帰路につくとき、参詣者は講中への土産として、神札や英彦山がらを授与所で求めて帰ることが習わしです。英彦山がらからは、現在、参道沿いの土産でも求めることができます。権現講では、英彦山の特産品であったシャモジを買い求め、帰路それを打ち鳴らしながら帰ると、村内ではサカ迎えが行われました。また、上宮の熊笹を持ち帰り、整腸薬として煎じて飲んだり、牛馬の守りとして食べさせたと伝えられています。

「英彦山詣で」は「半参宮」と言われており、2 度参詣すれば「伊勢参り」したのと同じ御利益があるとされていました。このような参詣は昭和前半まであったと伝わっています。

英彦山権現講は、九州一円 42 万軒にも達し、「十方檀那」と称された信者が英彦山参りのために各村々で作った信仰組織のことで、毎年、九州の各地域にある英彦山権現講の代表者が参詣する「英彦山詣で」が脈々と受け継がれています。英彦山権現講の参詣は、英彦山参詣路を通して英彦山神宮を参拝するもので、時代の移ろいの中で参詣する様相は変化しているものの、英彦山を参詣する光景から英彦山信仰を感じ取ることができるものです。

### イ 主な歴史的文化遺産

テーマ③の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産は、以下のようなものが挙げられます。

表 テーマ③の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産

| 主な歴史的文化遺産の名称                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------|
| 英彦山神社奉幣殿、下宮、中宮、上宮、産霊神社（行者堂）、旧数山家住宅、野田宮田家住宅、津野七ツ石、雲母坂、日田道、おひら、宿坊、英彦山がら、代参講 |

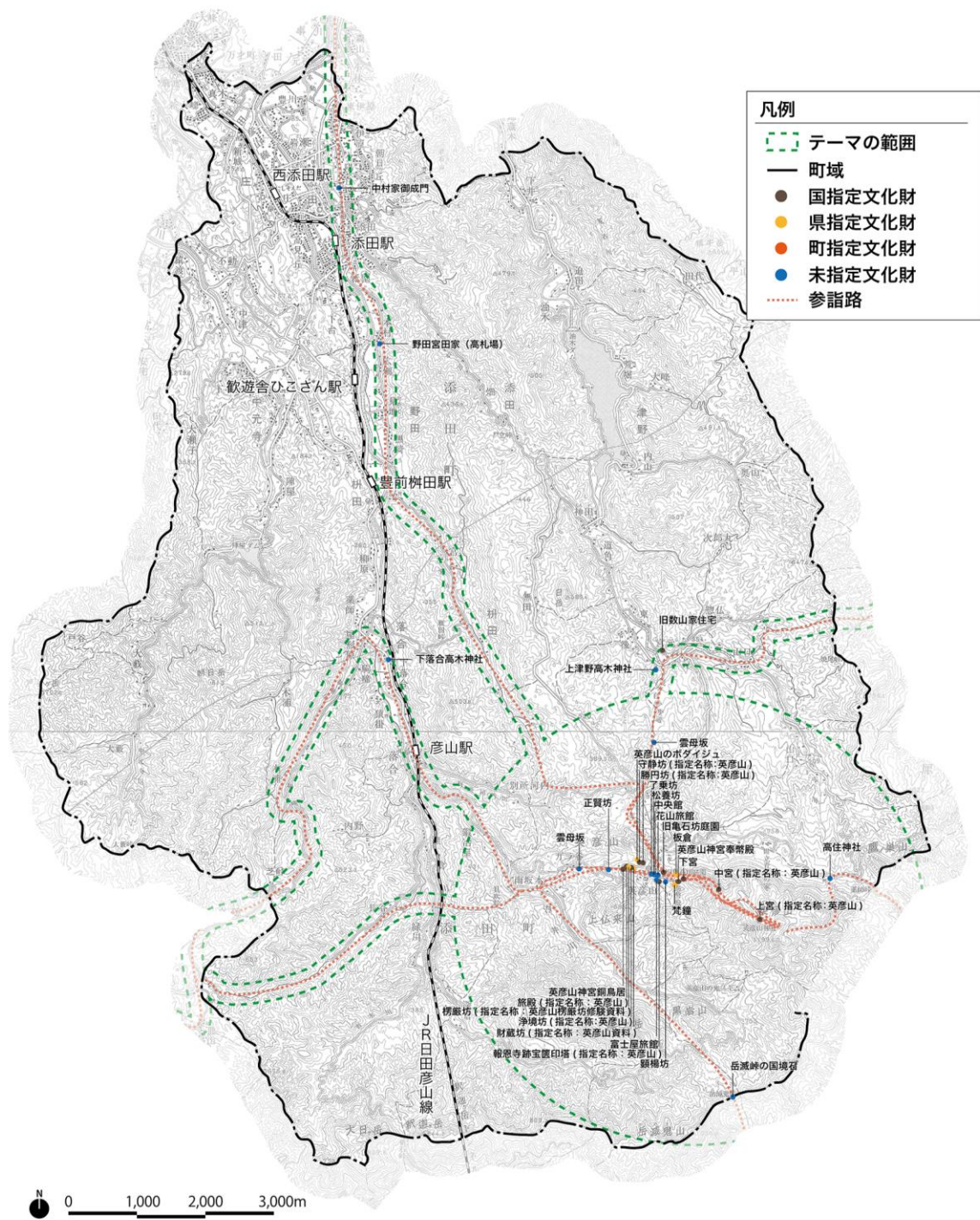


図 テーマ③にまつわる歴史的文化遺産の位置

## テーマ④ 英彦山豊前坊高住神社と信仰

### ア 概要

英彦山では古来より春の松会、秋の豊前坊大祭が行われていました。春は霊仙寺境内で万物生成を予祝して松会を行い、秋には豊前坊で万物成就を祝って神幸祭を行ってきており、その後全ての神々に感謝し、採燈護摩供を行っています。豊前坊は、時代の流れの中で高住神社と名を変えましたが、今も英彦山信仰の東の玄関としてその役割を果たし、牛馬信仰の中心地として農村部から多くの参詣者を集めています。

高住神社の社は、修行の窟の岩屋に取り付いて建てられ、周辺にも逆鉾岩等に見られるような奇岩に富み、身のすくむような断崖絶壁である望雲台行場など、天狗の住処に相応しい景勝地となっています。また、高住神社は、英彦山北岳（法鉢岳、標高 1192m）の登山口に位置し、多くの参詣者が訪れています。

豊前坊信仰は英彦山権現信仰と並び英彦山信仰の中核をなすもので、牛馬の守神として農村部に多くの信者を抱えていました。権現講で英彦山を参詣する時には、必ず豊前坊も参詣したと伝わっています。『大分縣地方史 21 号』に所収された「日田郡津江の代参講」によると、前津江村（現・日田市）星弘集落では、毎年春秋の 2 回、代参者 2、3 名をクジで決めて参拝させたとあります。春は英彦山市の立つ 3 月 15 日、秋には豊前坊の市の立つ旧 8 月の丑日に参詣した。前津江からは 9 里の道のりで日田の小野川沿いに登り、岳滅鬼峠から英彦山入りしました。代参者の他に初参りの者数名が同行しました。上宮にも参詣し、豊前坊では牛馬の安全を祈願して熊笹を持ち帰り、牛馬に与えられました。

このように牛馬への信仰が篤かったことから、豊前坊境内には江戸時代に田川 6 名の大庄屋によって銅製御神牛が寄進されており、農村部に深い信仰があったことが窺えます。

昔から英彦山権現を参詣した者は、必ず帰途に豊前坊を参詣しました。江戸時代の紀行文『日本九峰修行日記』には「豊前坊といふ天狗の宮へ詣づ」とあり、『西遊雜記』では豊前坊は「名高き天狗堂」とあります。天狗の堂として、英彦山の重要な行堂であったことが分かります。

### イ 主な歴史的文化遺産

テーマ④の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産は、以下のようなものが挙げられます。

表 テーマ④の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産

| 小テーマ        |                                                                       | 主な歴史的文化遺産の名称                      |
|-------------|-----------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|
| 神幸祭（豊前坊丑日祭） | 万物成就を祝って行われる高住神社の神幸祭は、古くは丑祭りといい、8 月初旬丑の日に行われてきた（江戸時代から豊前坊秋の大祭として知られる） | 高住神社、石鳥居、英彦山神宮銅鳥居、英彦山神宮御旅所、神輿、稚児舞 |
| 豊前坊採燈護摩供    | 英彦山に伝承されてきた修験道の修法を今日に伝えている行事                                          | 豊前坊院天宮寺、採燈護摩供所作、峰入中秘密行要口決、英彦山神社日記 |



## テーマ⑤ 英彦山水系流域と伝統芸能

### ア 概要

天水分の山「英彦山」は、豊かな自然を擁しており、豊かな水量を持つ彦山川や今川等の河川が麓に流れ出でています。これらの河川は、農耕を営む人々にとっての生命の源であり、かつ水害を引き起こす脅威でもありました。こうした山に対する感謝の念と畏敬の念が山岳信仰を発生させ、文武天皇が雨乞いの勅願を発したこと等により「筑紫霊験所」として農耕における水分信仰の中心となりました。

彦山川の水源地の一つは、奉幣殿の境内に祀られている天水分神にあります。天水分神は、流水を疎通、分配することを司る神として祀られ、古くから人々に信仰されてきました。また、今川の水源地は、高住神社の獅子口にある。

農耕の予祝祭として行われる神幸祭は、英彦山から始まり、水が低きに流れるように神幸祭も下流地域に広がっていきます。この神幸祭は、水分信仰から英彦山神などに豊穰を祈る祭りとして行われ、山伏修験から影響を受けた神楽や獅子楽の伝統芸能が各所で奉納されてきました。今日も、本町の各集落で神楽や獅子楽が奉納されており、神楽は豊前地方だけでも 30 箇所以上で奉納されています。

春、英彦山水系の村々では春告げの祭として神幸祭が行われ、豊穰を祈るために神々と結ぶ神楽や獅子楽が奉納されてきました。山神への崇敬、畏敬を忘れず、英彦山水系の村々の若衆や子供たちの奉納する躍動みなぎる神楽や獅子楽は山里の特徴ある風情として地域に浸透しています。山間に鳴る笛の音、太鼓の響きは山へと木霊し、山と里を結ぶ情景が今も続けられています。

### イ 主な歴史的文化遺産

テーマ⑤の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産は、以下のようなものが挙げられます。

表 テーマ⑤の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産

| 小テーマ   |                                                                                                 | 主な歴史的文化遺産の名称                                         |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------|
| 津野と神楽  | 上津野と下津野に鎮座する高木神社において、毎年5月3～4日の二日間にわたって行われる神幸祭の際に、万念願を祈年して、奉納される伝統芸能                             | 上津野高木神社、上津野の御旅所、下津野高木神社、下津野の御旅所、旧数山家住宅、津野神楽（豊前神楽）    |
| 落合と獅子楽 | 上落合に鎮座する太祖神社境内にある須佐神社と下落合に鎮座する高木神社境内にある須佐神社において、毎年5月上旬に行われる神幸祭の際に、豊穰と泰平を祈年して獅子舞と樂打ちが神社境内と御旅所で奉納 | 太祖神社、御旅所、獅子頭、獅子胴衣、獅子楽、下落合高木神社、御旅所、落合獅子楽、獅子頭、獅子胴衣、獅子楽 |
| 野田と獅子楽 | 野田の鎮守加茂神社において、毎年5月中旬の二日間にわたって行われる神幸祭の際に五穀豊穰を祈願し、神徳を感謝し、神霊を奉る氏子の奉仕                               | 加茂神社、貴船神社、御旅所、獅子頭、獅子胴衣、獅子楽                           |

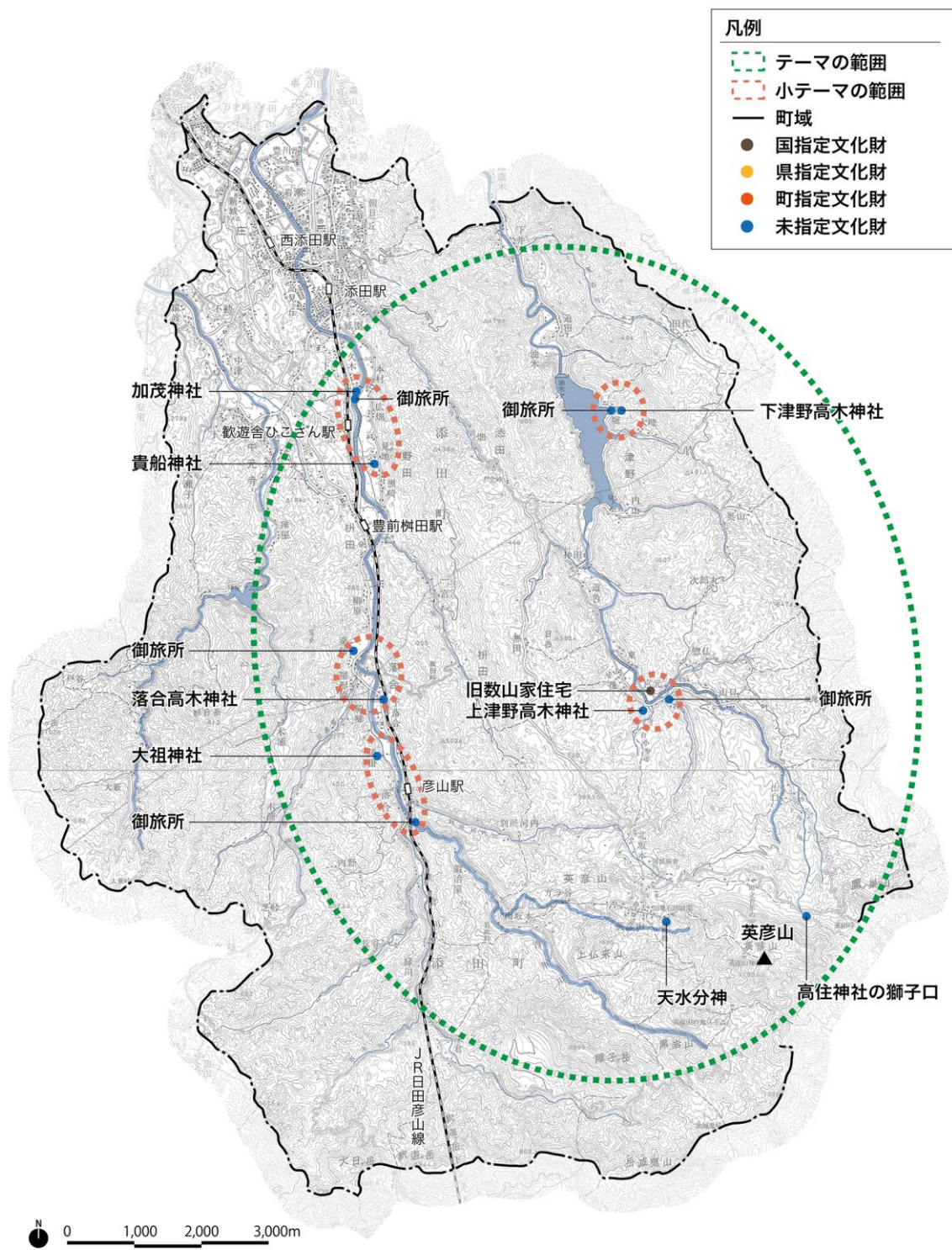


図 テーマ⑤の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産の位置

## テーマ⑥ 英彦山参詣に至る街道・要衝の地と祭り

### ア 概要

添田本町地区の市街地の形成は、中世山城である岩石城の城下として形成されたことに端を発します。岩石城は、英彦山修験道の行場でもあった奇岩と急峻な山裾で構成され「豊前一の堅城」という要城でしたが、築城以降、様々な武将に攻められ、帰属を変更しながら、江戸時代初期の一国一城令により廃城となりました。

廃城後、岩石城を中心として、その麓に位置する現在の添田本町地区などに城下町が形成されました。南から北へと貫く日田道が小倉から天領日田を結んだことにより、添田本町地区は英彦山参詣路としての役目を果たす日田道の要衝として繁栄しました。慶長7（1602）年、細川忠興は小倉入りしてから領内の検地を行い、「手永」制という行政制度を導入しました。手永は、小倉藩の統括支配の制度の一つで、田川郡には6手永を配置し、その一つを添田に設けました。添田本町地区は添田手永の中心をなした場所です。中心地として発展した添田本町地区には、商家として重要文化財「中島家住宅」、藩公御成のとき開かれたという通称「御成門」、町指定文化財「中村家住宅」や現在も商業を営んでいる醤油屋などの歴史的建造物が良好な市街地を形成しています。また、不動川に架かる本町橋の背後にある岩石城大手門跡には「法光寺」が建てられました。

このような市街地を形成してきた添田本町地区においては、古来、5月中旬に上添田にある須佐神社の祇園祭が行われており、上添田組と町組が共同して祭礼を行い、白山宮から神輿が出て、御旅所に移り、翌日須佐神社に登り、白山宮に還御していました。その後、時代とともに白山権現社から須佐神社等を勧請し、年々祭りが大きくなり、また村人達を動員した祇園祭となり、近郷近在では稀にみる一大行事として、現在のような神幸祭になったとされています。江戸時代、小倉藩主小笠原公も代々添田祇園祭に勅使代参を立てていたことを物語るように、現在、神幸祭で使われる山鉾の最上段横幕には、小笠原公の三階菱の家紋が施されています。

添田本町地区の神幸祭は、英彦山にまつわる神幸祭の流れと祇園祭の流れを汲む祭として、今は疫病退散や町内安全を祈願しています。この神幸祭は、岩石城の城下町に端を発して整備された日田道沿いの町割りの上に、中島家住宅を中心とする町家建築が軒を連ねる中で老若男女関わらず参加する祭りであり、白山神社の権現信仰と相まって比類なき情緒が残されています。

### イ 主な歴史的文化遺産

テーマ⑥の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産は、以下のようなものが挙げられます。

表 テーマ⑥の関連文化財群を構成する歴史的文化遺産

| 主な歴史的文化遺産の名称                                              |
|-----------------------------------------------------------|
| 中島家住宅、中村家住宅、岩石城跡、宮崎家住宅、須佐神社、白山神社、御旅所、御成門、法光寺、大庄屋中村家古文書、山鉾 |

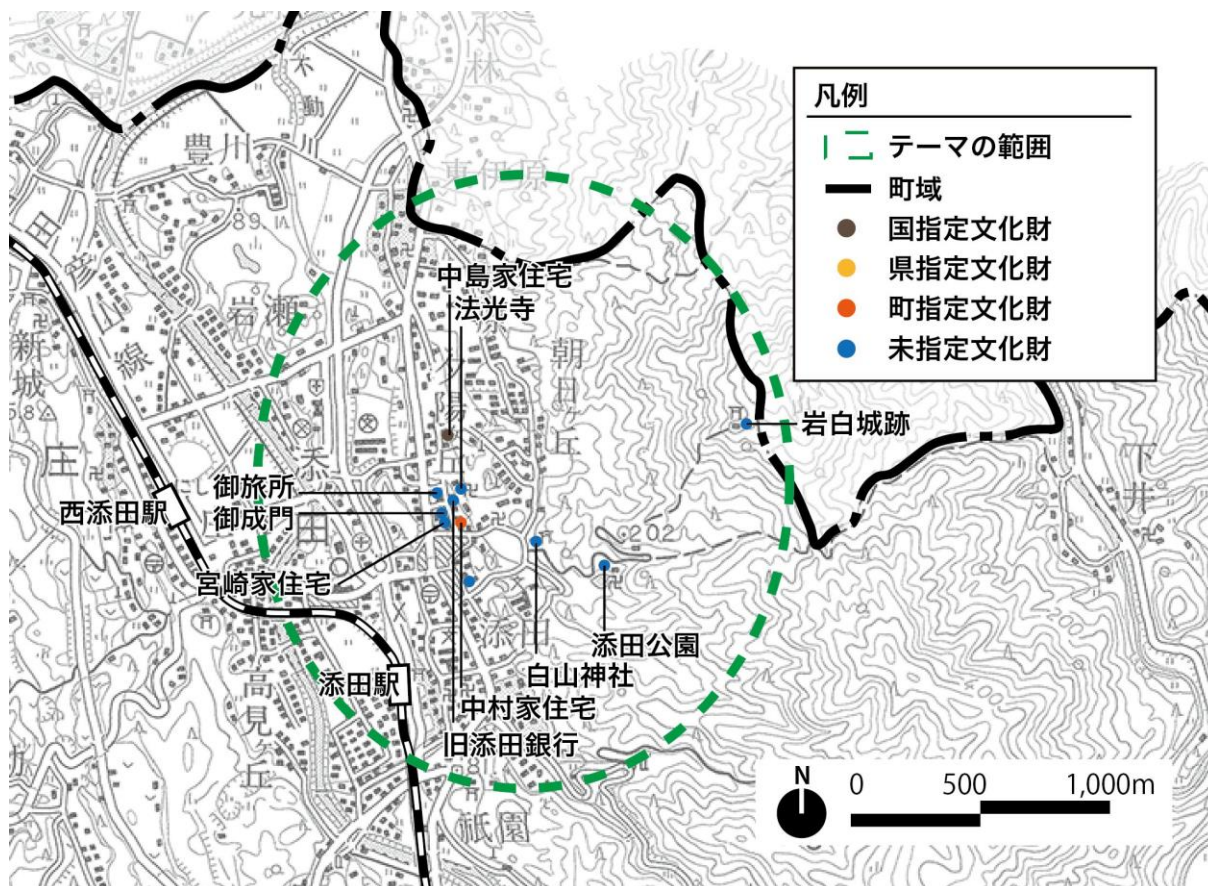


図 テーマ⑥にまつわる歴史的文化遺産の位置

## 第4章 歴史まちづくりの進め方

本章では、歴史まちづくりを進める上での保存活用区域の設定の考え方、保存活用計画の策定の考え方を整理します。また、添田町が重点的に進めるべき区域、計画を設定します。

### 1. 歴史文化保存活用区域

#### (1) 歴史文化保存活用区域の設定方針

歴史文化保存活用区域は、歴史的文化遺産の集積状況や本構想で設定した関連文化財群、歴史的文化遺産とその周辺環境が一体となった価値の形成状況等を鑑みつつ、重点的に取り組む地域を対象に設定します。

区域設定の要件は以下に示す通りです。

##### ■区域設定の要件

- ・歴史的文化遺産が集積するエリア
- ・複数の歴史的文化遺産の相互の関係性（関連文化財群）を有し、これを包含するエリア
- ・歴史的文化遺産とこれらを取り巻く環境が一体となって価値を有するエリア
- ・官民連携により歴史まちづくりを重点的に進めるエリア

### 2. 保存活用計画

#### (1) 保存活用計画の策定方針

保存活用計画は、本構想の対象である添田町域内を対象に、添田町が策定することとし、次に示す内容を定めることとします。策定にあたっては、関係組織や地域住民等の意向も踏まえつつ、策定することとします。

なお、計画の対象区域は、原則、歴史文化保存活用区域を対象区域とします。

##### ■保存活用計画に定める事項

- ア 計画の対象区域
- イ 対象区域における歴史文化、歴史的文化遺産の特徴
- ウ 歴史まちづくりの方向性と実施方針
- エ 歴史まちづくりの進め方

### 3. 歴史まちづくりを重点的に進める区域、計画

#### (1) 英彦山地区保存活用計画

##### ア 計画の対象区域

対象区域は、国史跡英彦山に指定地、英彦山の遺跡が残ると考えられる埋蔵文化財包蔵地を対象とします。

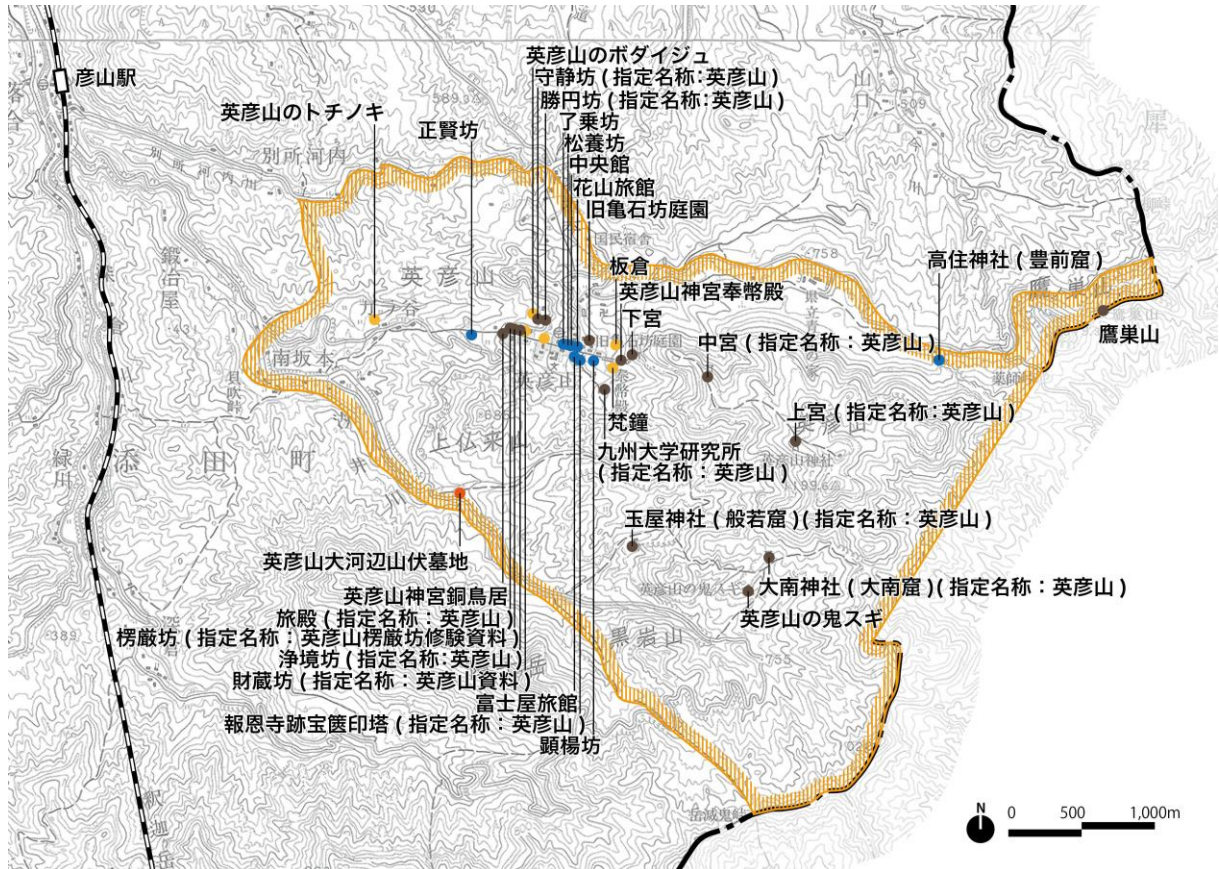


図 英彦山地区保存活用計画の対象区域

##### イ 対象区域における歴史文化、歴史的文化遺産の特徴

英彦山地区は、英彦山をはじめとする豊かな自然環境の中に、重要文化財の英彦山神宮銅鳥居から英彦山神宮奉幣殿を結ぶ英彦山神宮の参道と、その沿道に宿坊や土産屋、旅館等が建ち並ぶ門前町を共通の舞台として、柱松神事や御潮井採り、御田祭、神幸祭から成る松会祈年祭が今日まで受け継がれています。英彦山神宮奉幣殿より西側の山頂域には、上宮や産霊神社、中宮、下宮等の社殿、窟等の修験遺跡が豊富に残されています。

また、英彦山の北側に位置する高住神社では、護摩壇や参道の下に位置する旅殿までを往来する神幸祭が行われています。

英彦山地区には、次頁のような歴史的文化遺産が集積しています。

表 英彦山地区における主な歴史的文化遺産

| 名称                    | 概要                                                        | 文化財指定等        |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------|---------------|
| 英彦山神宮奉幣殿              | 元和 2 (1616) 年、英彦山靈仙寺の大講堂として建立された英彦山神宮最大の木造建造物             | 国指定文化財(建造物)   |
| 英彦山神宮銅鳥居              | 寛永 14 (1637) 年に建立された、肥前国の鋳物師により造られた鋳銅製の鳥居                 | 国指定文化財(建造物)   |
| 英彦山                   | 上宮、中宮、下宮、窟                                                | 国指定文化財(史跡)    |
| 旧亀石坊庭園                | 英彦山修験道坊家の代表的な庭園で、雪舟の作庭と伝えられる庭園                            | 国指定文化財(名勝)    |
| 鷹巣山                   | 山頂部が平坦でその周囲が垂直の岩壁をなす典型的なビュート地形の山                          | 国指定文化財(天然記念物) |
| 英彦山の鬼スギ               | 樹齢 1,200 年、樹高 38m で森の巨人たち 100 選にも選ばれた樹木                   | 国指定文化財(天然記念物) |
| 板倉                    | もと座主院の文庫で、分厚い板材を積み上げ、柱を持たない組積式構造の建造物                      | 県指定文化財(建造物)   |
| 財蔵坊(指定名称: 英彦山資料)      | 参道沿いに立地する、小形ながらほぼ全形を保ち坊舎特有の鍵屋をなす建造物                       | 県指定文化財(民俗有形)  |
| 楞嚴坊(指定名称: 英彦山楞嚴坊修験資料) | 参道沿いに立地する宿坊建造物                                            | 県指定文化財(民俗有形)  |
| 梵鐘 文禄三年追銘             | 南北朝時代に製作された肥前鐘で、文禄 3 (1594) 年に岩石城城主の毛利久八郎が玉屋般若窟から移して寄進した鐘 | 県指定文化財(工芸品)   |
| 英彦山のトチノキ              | 樹高 24m の樹木                                                | 県指定文化財(天然記念物) |
| 英彦山のボダイジュ             | 樹高 17m の樹木                                                | 県指定文化財(天然記念物) |
| 英彦山大河辺山伏墓地            | 英彦山において追善供の護摩檀を含む、英彦山修験道を支えた山伏の墓 50 基余りが発見された             | 町指定文化財(史跡)    |
| 彦山踊り                  | 8 月の旧盆、英彦山神宮参道の途中にある山伏の菩提寺報恩寺跡の広場で行われている祖霊祭をはじめ、各所で踊られている | 町指定文化財(民俗無形)  |
| 花山旅館                  | 参道沿いに立地する旅館                                               | —             |
| 富士屋旅館                 | 参道沿いに立地する旅館                                               | —             |
| 中央館                   | 参道沿いに立地する旅館                                               | —             |
| 頭楊坊                   | 参道沿いに立地する宿坊                                               | —             |
| 正賢坊                   | 参道沿いに立地する宿坊                                               | —             |
| 松養坊                   | 参道沿いに立地する宿坊                                               | —             |
| 了乗坊                   | 参道沿いに立地する宿坊                                               | —             |
| 高住神社(豊前窟)             | かつての修験窟であり、藤原恒雄により創建された神社                                 | —             |
| 松会祈年祭                 | 修験道の中心的な行事であり、今日、松柱、御汐井採り、御田祭、神幸祭として執り行われている              | —             |

## ウ 歴史まちづくりの方向性と実施方針

英彦山地区では、次に掲げる歴史まちづくりの方向性のもと、実施方針に基づき取組みを進めていきます。

### 英彦山地区の歴史まちづくりの方向性

**英彦山関連文化財群の保存活用による、  
観光・交流を通じて英彦山門前町を再興**

## 実施方針 1 歴史的文化遺産の調査、保存措置

### ●史跡英彦山の保存と活用

国史跡に指定された英彦山について、現在検討中の保存活用計画を策定するとともに、その運用により史跡英彦山の価値の保存活用を計画的に推進します。

### ●英彦山の調査の推進

英彦山地区内の歴史的文化遺産は、平成 22 年度から平成 27 年度にかけて英彦山総合調査により歴史的文化遺産の把握を行ったものの、対象範囲は広大で未調査となっている内容もあることから、継続的に調査を推進します。

### ●文化財保護法に基づく現状変更、英彦山内の重要な構成要素の保存、追加指定の検討

国史跡の指定地内で重要な構成要素と位置付けられる歴史的文化遺産は、文化財保護法に基づく保存の措置を講じるとともに、現状変更の取扱い基準の運用により周辺環境の保全を図ります。英彦山内で国史跡に指定されていない土地の歴史的文化遺産は、特に価値を有するものやき損・滅失が進むものなど、優先度の高い土地の所有者等へ働きかけを行い、追加指定を検討します。

### ●指定文化財や歴史的風致形成建造物の指定等を通じた保存措置

英彦山地区内にある英彦山神宮奉幣殿や英彦山神宮銅鳥居、財蔵坊等といった指定文化財は、引き続き文化財保護法や条例に基づく保存措置を講じていきます。

英彦山地区内にある宿坊や旧旅館、庭園、参道沿いの石段や石垣といった未指定文化財の歴史的建造物は、指定文化財や歴史的風致形成建造物の指定等を通じて、保存整備に対する各種支援を実施します。

### ●北坂本の景観保全

英彦山修験集落において、集落景観を良好に維持している北坂本は、往時の雰囲気をお語る景観であることから、棚田景観や道筋や地割といった個々の歴史的遺産の保全を検討します。

## **実施方針 2 歴史的文化遺産の保存整備、活用整備**

### **● 損傷が進んでいる英彦山内の歴史的文化遺産を保存整備**

英彦山地区内の社殿や坊舎、庭園、石造物等といった歴史的文化遺産は、所有者等の協力を得ながら、史跡や歴史的風致形成建造物として国庫補助等の活用による保存整備事業を進めていきます。

### **● 坊舎や旅館、庭園を活用整備**

英彦山門前に建ち並ぶ坊舎や旅館等の建築物、坊舎に付帯する庭園等は、所有者等の協力を得ながら、今後の公開活用に向けて、史跡や歴史的風致形成建造物として国庫補助等の活用による活用整備事業を進めていきます。

### **● 九州大学英彦山生物学実験所を利活用**

座主院跡の上に建築された現、九州大学英彦山生物実験所は、英彦山神社宮司の高千穂家により開設された歴史的建造物として、所有者である九州大学と協力・連携を図りながら、今後の公開活用を進めていきます。

## **実施方針 3 歴史的文化遺産の保存・活用のための施設整備**

### **● 門前町全体でのビジターセンター化の強化、整備**

門前町には、往時の町割りの上に石段や石垣、鳥居、宿坊等の建造物が残るなど、修験集落としての空間特性が色濃く残る場所である一方、現在の英彦山へのアクセス路は交通手段や目的により多様となっていることから、門前町全体を一つのビジターセンターと見立て、機能の強化、整備を進めていきます。門前町にある宿坊や公共施設等を活用しつつ、ガイドンス機能や展示機能、飲食・物販機能などを分散配置し、門前町全体の回遊促進を図ります。

### **● スロープカー花駅を活用した展示機能や情報発信機能、交流機能の強化、整備**

花駅は交通結節点として来訪者の最初の玄関口となる場所の一つとして、現在、英彦山山伏文化財室が置かれ、歴史的文化遺産の展示が行われていることから、スロープカー花駅における展示機能や情報発信機能、交流機能等の強化、整備を進めていきます。英彦山修験道館における展示機能を統合しつつ、初心者に対する英彦山の魅力を伝える機能の強化を図ります。

### **● ひこさん花公園の英彦山特有の歴史文化の発信の強化、整備**

添田町の花であるしゃくなげや高山植物の生きた展示場所として、門前町で花公園として有料公開されているものの、英彦山特有の文化が感じにくい側面があることから、門前町にあるという特性を活かした修験道や英彦山の貴重な植物を紹介するなど、英彦山特有の歴史文化の発信の強化、整備を進めていきます。

### **● 回遊ルートとなる歩行者空間の整備、修繕、管理運営**

英彦山門前町から上宮までの山内は、レクリエーションの九州自然歩道や山林を管理する林

道等の登山道が整備されているものの、災害等により荒れたり、滅失した登山道もあることから、整備主体である環境省等と協議・調整を図りながら、定期的な修繕や管理運営、必要に応じて新規整備を進めていきます。

英彦山門前町では、既存の道路空間は整備されているものの、経年劣化も進行することから、主軸である参道、参道と一定の距離がある座主院跡や守静坊、北坂本集落等の歴史的文化遺産、交通結節点である別所駐車場、ひこさんホテル和等の観光施設と英彦山門前町を結ぶルートについて、定期的な修繕や管理運営、必要に応じて新規整備を進めていきます。

#### ●便益施設を整備、修繕、管理運営

英彦山地区には、英彦山神宮上宮及び英彦山神宮奉幣殿、門前町中腹の駐車場の周辺においてトイレ、英彦山神宮奉幣殿の境内及び山頂域に休憩所が整備されているものの、整備後の経年劣化と厳しい気象条件等により老朽化が進行していることから、段階的に再整備を図ります。また、トイレが少ない歴史的文化遺産周辺においては新規の整備を検討するとともに、参道沿いは休憩所が少ないことから、宿坊跡や既存の宿坊等の建造物を活用し、休憩所兼交流を促す場の整備を検討し、整備を図ります。

#### ●英彦山修験道館の資料保管庫としての機能の維持管理

英彦山地区内で発掘された遺物や美術工芸品といった歴史的文化遺産は、現在、英彦山修験道館及びスロープカー花駅にある英彦山山伏文化財室で保管・展示がなされているものの、資料の収蔵機能を適切に維持する上でも、英彦山修験道館は収蔵庫としての機能に特化して維持管理を図ります。

#### ●誘導サインや解説板等の整備と適切な維持管理

英彦山地区には、英彦山全体の位置関係等を説明する総合案内板や個別の宿坊を説明する説明板、個別の宿坊へ誘導を図る誘導サインが整備されているものの、整備後の経年劣化と厳しい気象条件等により老朽化が進行していることから、策定した案内板等デザイン方針に基づき再整備とともに、未設置の歴史的文化遺産の整備を推進します。添田町以外が整備する案内サイン等については、策定した案内板等デザイン方針に準拠するよう協議・調整を図ります。

整備にあたっては、英語をはじめとした日本語以外の外国語による情報発信が可能なように、多言語に対応した整備を図ります。

また、整備した案内サイン等の適切な維持管理が行われるよう、定期的な確認を行えるよう、体制を整えます。

### **実施方針4 歴史的文化遺産の周辺環境の維持・向上**

#### ●国定公園、保安林の枠組みによる自然環境の保全

英彦山地区の大部分を占める自然は、自然公園法に基づく国定公園、森林法に基づく保安林として自然環境の保全が図られていることから、今後もこれら法令に基づく適切な運用を図り、自然環境の保全を図ります。

また、歴史的文化遺産の景観を維持するため、歴史的文化遺産周辺には間伐された樹木等を煩雑に置かないよう、協議・調整を図ります。

#### ●上水パイプの撤去、街灯や消火栓等の道路上工作物の修景整備の実施

門前町の参道の景観を維持・向上するため、参道に沿って地上に露出している上水パイプや、歴史的景観と色彩が調和していない消火栓、街灯等の道路上工作物は、埋設化したり、色彩の変更や環境になじむシンプルなデザインとするなど、修景整備を推進します。

### 実施方針5 歴史的文化遺産の防災・防犯対策

#### ●自然災害等による歴史的文化遺産のき損・滅失を予防する対策

英彦山地区は、自然豊かな地域であるため、自然災害による被害が多いことから、公園や農林部局との協議・調整、連携を図りながら、水害や台風被害、土砂災害等の対策を進めます。また、社殿や宿坊等の木造建造物の火災や落雷の被災リスクを低くするため、消火設備や落雷設備の設置を段階的に進めます。

### 実施方針6 歴史的文化遺産の普及啓発や活用を通じた交流促進事業

#### ●専門ガイドや地域住民により歴史的文化遺産を紹介

英彦山地区に豊富に存在する歴史的文化遺産を分かりやすく来訪者等に伝えるため、専門のガイド活動が行えるよう、担い手の育成やガイドを利用しやすい環境整備を推進します。

また、地域住民や英彦山を訪れた町民が来訪者と交流する中で、英彦山の歴史的文化遺産を紹介できるよう、町民向けの学習機会の提供を図ります。

#### ●多言語対応の案内マップやパンフレットの作成

英彦山の歴史的文化遺産を紹介する案内マップは町や観光協会などの主体により作成されているものの、外国人向けの案内マップはないことから、多言語対応の案内マップの作成を進めます。個別の歴史的文化遺産を紹介するパンフレットは少ないことから、段階的にパンフレットの作成を進めます。

また、既に作成されている案内マップやパンフレットは、作成されてから時間が経過し、情報が古い場合や、新たに明らかになった情報が掲載されていない場合など、段階的に情報を更新しながら、作成を進めます。

#### ●ホームページや映像、SNS等の電子媒体による情報発信ツールの強化、整備

英彦山を広く発信するツールは、観光協会や添田町、英彦山神宮のホームページ、地域おこし協力隊のFacebook等があるものの、英彦山の歴史や英語対応の情報が提供されているのは英彦山神宮のホームページのみであり、情報提供が弱い状況にあります。ホームページやSNS等を通じて、英彦山の歴史や英彦山神宮と窟、宿坊等の相互の関係性の紹介や多言語対応による情報の提供を図ります。

また、英彦山の魅力を分かりやすく発信するため、映像情報等を活用するなど、情報発信ツ

ールの強化、整備を図ります。

#### ●宿坊等を活用した観光プランの開発の支援

英彦山は日本三大修験道に数えられる国内においても貴重な資源であることから、この優位性を活かし、歴史的文化遺産を活用した観光プランの開発支援を通じて、歴史的文化遺産の普及啓発、交流を促進します。

開発支援にあたっては、着地型観光を検討するための地域住民等をまじえた検討や、窟を活用した修験体験や宿坊を活用した宿泊体験など、アイディアの効果検証を行うモニターツアーや社会実験等の実施を支援します。

#### ●宿坊や庭園等の公開

門前町に存在する宿坊や庭園等は、財蔵坊が公開されている以外は、公開されていない状況にあります。所有者等との協議・調整を図りながら、宿坊や庭園等の公開に向けた取組を推進します。

### 実施方針 7 歴史的文化遺産の保存活用に向けた体制整備

#### ●歴史まちづくりを推進する外部の担い手の発掘、受け入れ態勢の構築

英彦山は人口減少、高齢化が著しく進行しているため、歴史まちづくりを進める担い手が不足しており、歴史まちづくりを推進力をもって進めるためには、外部の担い手を受け入れながら、まちづくりの取組みを進めることが重要となります。外部の担い手の発掘を進めるとともに、外部の担い手が地域に入りやすいよう町が介在するなど、受け入れ態勢の構築を進めていきます。

#### ●英彦山地区における官民連携による歴史まちづくりを協議・調整する場を形成

英彦山地区における歴史まちづくりを官民連携により進めていくため、関係主体が同じ目線で協議・調整を図る場の形成を図ります。

#### ●官民連携による利活用を通じた自立・持続型の保存活用スキームの検討、構築

歴史まちづくりを各主体が自立して、持続的に進めていく上では、各主体の役割を明確にし、連携して取組みを進めることが重要です。行政は、主に歴史的文化遺産の保存や民間が歴史まちづくりを主体的に進める環境整備に取り組みつつ、民間は、主に歴史的文化遺産の活用を個人や団体で取り組む、活動を通じて収益事業としての定着を図ることなどが重要となります。

専門的観光ガイドの有料化や、歴史的建造物における有料コンテンツの創出等による資金循環型のスキーム構築を図るなど、歴史的文化遺産の保存活用スキームの構築を進めていきます。

### エ 歴史まちづくりの進め方

英彦山地区は、平成 26(2014)年に添田町歴史的風致維持向上計画の重点区域に位置付けられ、歴史的文化遺産の保存、活用に係る取組みを進めるとともに、平成 28(2016)年には国史跡に指

定されることで、地区内の歴史的文化遺産を面的に保存する取組みを推進しています。

引き続き、町による歴史的文化遺産の保存を通じた価値を顕在化させるとともに、歴史まちづくりを民間が主体的に取り組む環境整備を進めます。これら呼び水に、歴史的文化遺産を活用する担い手の発掘、育成を進め、資源を活用したコンテンツ開発や利活用スキームを構築するなど、官民連携による歴史まちづくりを進めていきます。

表 英彦山地区における事業の進め方

|                                                 | 短期                        |                        |                                      | 中期                             | 長期                       |
|-------------------------------------------------|---------------------------|------------------------|--------------------------------------|--------------------------------|--------------------------|
|                                                 | 平成 30 年度<br>( 1 年後)       | 平成 31 年度<br>( 2 年後)    | 平成 32 年度<br>( 3 年後)                  | 平成 34 年度<br>( ～5 年後)           | 平成 39 年度<br>( ～10 年後)    |
| 実施方針 1<br>歴史的文化遺産<br>の調査、保存措<br>置               | 史跡英彦山保<br>存活用計画策<br>定     | 史跡英彦山保存活用計画運用          |                                      |                                |                          |
|                                                 | 英彦山内庭園群調査の取りまとめ           |                        | 英彦山内庭園群<br>の名勝指定検討                   | 英彦山内庭園群<br>の名勝の指定、保<br>存活用計画策定 | 英彦山内庭園群<br>の保存活用計画<br>運営 |
|                                                 | 歴史的風致形成建造物の指定             |                        |                                      |                                |                          |
| 実施方針 2<br>歴史的文化遺産<br>の保存整備、活<br>用整備             |                           | 宿坊整備に向<br>けた基本計画<br>策定 | PPP による宿<br>坊整備に向<br>けた提案、事業者<br>の募集 | 宿坊整備に向<br>けた基本設計、<br>実施設計、整備   | 観光振興に向け<br>た宿坊の運営管<br>理  |
| 実施方針 3<br>歴史的文化遺産<br>の保存・活用の<br>ための施設整備         |                           |                        | 花駅の設計                                | 花駅の整備                          | 花駅の運営管理                  |
|                                                 |                           | 別所駐車場の<br>設計           | 別所駐車場の整<br>備                         | 別所駐車場の管理運営                     |                          |
|                                                 |                           |                        |                                      | 花 工 房 跡 の 設<br>計、整備            | 花工房跡の運営<br>管理            |
|                                                 |                           | 英彦山体育館<br>の解体撤去        | 英彦山体育館跡<br>地広場の設計                    | 英彦山体育館跡<br>地広場の整備              | 英彦山体育館跡地<br>広場の運営管理      |
|                                                 |                           | 駐車場の設計                 | 駐車場の整備                               | 駐車場の管理運営                       |                          |
|                                                 | サイン整備(概ね 2 基/年)、管理運営      |                        |                                      |                                |                          |
| 実施方針 4<br>歴史的文化遺産<br>の周辺環境の維<br>持・向上            | 自然公園法、森林法等の適切な運用          |                        |                                      |                                |                          |
|                                                 |                           |                        | 参道修景整備事業(上水パイプ)                      |                                |                          |
|                                                 |                           | 参道修景整備事業(消火栓)          |                                      |                                |                          |
| 実施方針 5<br>歴史的文化遺産<br>の防災・防犯対<br>策の実施            | 防災訓練の実施(適宜)               |                        |                                      |                                |                          |
|                                                 | 防災設備の整備(適宜)               |                        |                                      |                                |                          |
| 実施方針 6<br>歴史的文化遺産<br>の普及啓発や活<br>用を通じた交流<br>促進事業 | 専門ガイド育成                   |                        |                                      |                                |                          |
|                                                 | 多言語対応の案内マップやパンフ<br>レットの作成 |                        |                                      |                                |                          |
|                                                 | 電子媒体による情報発信ツールの<br>強化、整備  |                        |                                      |                                |                          |
|                                                 | 観光プラン開発事業                 |                        | 観光プランの提供                             |                                |                          |
|                                                 | 宿坊や庭園の公開                  |                        |                                      |                                |                          |
|                                                 | 勉強会の開催                    |                        |                                      |                                |                          |
|                                                 | 児童・生徒の意識向上推進事業            |                        |                                      |                                |                          |
| 実施方針 7<br>歴史的文化遺産<br>の保存活用に向<br>けた体制整備          |                           |                        | 宿坊整備に合わ<br>せた運営管理の<br>担い手の発掘         | 宿坊整備の担い手による運営管理                |                          |
|                                                 | 歴史まちづくりの協議・調整の場<br>の形成    |                        | 歴史まちづくりの協議・調整の場での検討                  |                                |                          |
|                                                 | 歴史まちづくりの担い手の発掘            |                        |                                      |                                |                          |

## (2) 添田本町等地区保存活用計画

### ア 計画の対象区域

対象区域は、旧小倉街道を中心に、岩石城跡と城下町のまわりを認識でき、古くから添田本町として地域のつながりを示す『添田本町大絵図』を踏まえた区域を対象とします。

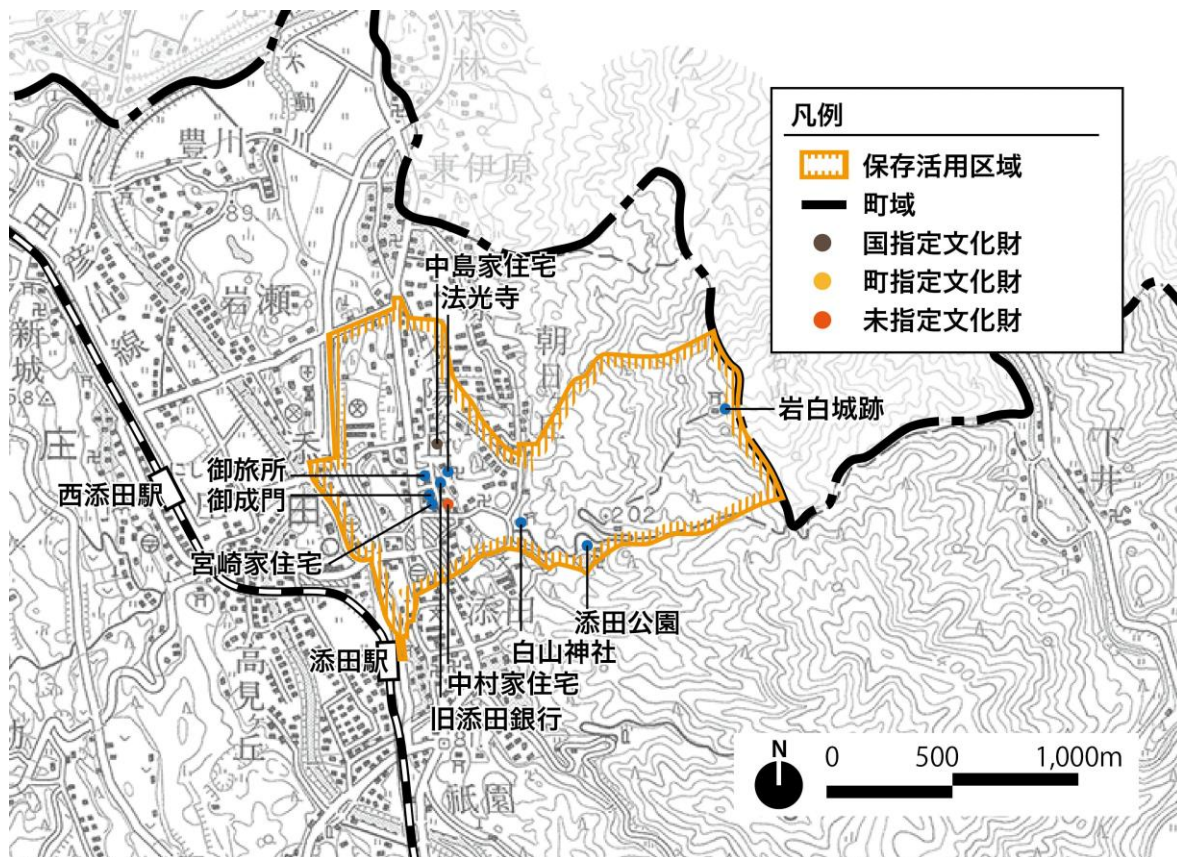


図 添田本町等地区保存活用計画の対象区域

## イ 対象区域における歴史文化、歴史的文化遺産の特徴

岩石城の城下町に端を発し、添田手永として現在の添田本町形成の礎となる町割りが形成され、主要街道に建ち並んだ町家のある町並みを活動舞台として、神幸祭が現在も受け継がれています。

添田本町等地区には、以下のような歴史的文化遺産が集積しています。

表 添田本町等地区における主な歴史的文化遺産

| 名称    | 概要                                                | 文化財指定等      |
|-------|---------------------------------------------------|-------------|
| 中島家住宅 | 江戸時代（19 世紀前半）に建築された<br>燗味噌製造や酒・醤油等の醸造で財を成した旧家の建造物 | 国指定文化財(建造物) |
| 中村家住宅 | 明治後期に建てられた町家で、かつては<br>醤油屋の醸造業を営んでいた建造物            | 町指定文化財(建造物) |
| 御成門   | 添田手永の中心として発達した添田本町等地区の中核で、小倉藩主を迎えるための門            | －           |
| 法光寺   | 浄祐の開祖と伝えられ、岩石城大手門跡に建てられた寺                         | －           |
| 宮崎家住宅 | 白山神社の宮柱家(神社を守り継いでいく柱元)で、明治期の本瓦葺の建造物               | －           |
| 旧添田銀行 | 明治 34(1901)年に開業し、昭和 7(1932)年の解散後、民間として活用されている洋館建築 | －           |
| 岩石城跡  | 保元(1158)年に平清盛の家臣が築城した中世山城の跡                       | －           |
| 白山神社  | 岩石城の築城の折、白山明神を興して岩石山西麓に移した神社                      | －           |
| 添田公園  | 岩石城の山麓を活かして開園された公園                                | －           |
| 神幸祭   | 夏の疫病退散や村中安全を祈願して、神輿と山笠が巡行するお祭り                    | －           |

## ウ 歴史まちづくりの方向性と実施方針

添田本町等地区では、次に掲げる歴史まちづくりの方向性のもと、実施方針に基づき取り組みを進めていきます。

### 添田本町等地区の歴史まちづくりの方向性

英彦山参詣で発展した関連文化財群の保存活用による、  
交流・文化的生活を通じてまちの豊かさを向上

## 実施方針 1 歴史的文化遺産の調査、保存措置

### ●歴史的建造物をはじめとする街道沿いの歴史的文化遺産の調査の推進

添田本町等地区内の歴史的建造物は、指定文化財である中村家住宅及び中島家住宅の調査に加えて、宮崎家住宅や御成門の現状把握調査は進められているものの、その他の歴史的建造物や旧小倉街道沿いの町並みの学術調査は未実施です。また、古文書等の史資料調査や神幸祭をはじめとする無形の歴史的文化遺産の調査も進められていないことから、継続的に調査を推進します。

### ●指定文化財や歴史的風致形成建造物の指定等を通じた保存措置

添田本町等地区内にある中島家住宅や中村家住宅といった指定文化財は、引き続き文化財保護法や条例に基づく保存措置を講じていきます。

添田本町等地区内にある町屋や洋館、社寺といった未指定文化財の歴史的建造物をはじめ、岩石城跡や古文書等の歴史的文化遺産は、指定文化財や歴史的風致形成建造物の指定等を通じて、保存整備に対する各種支援を実施します。また、相続の際に取り壊しが進む歴史的建造物が多いことから、所有者等に働きかけを行います。

## 実施方針 2 歴史的文化遺産の保存整備、活用整備

### ●中島家住宅の保存整備、活用整備の推進

中島家住宅は、経年劣化や地盤沈下等の影響によりき損が進行していることから、保存活用計画策定後、全解体修理とともに活用に向けた整備事業を推進しています。継続的に事業を推進するとともに、添田本町等地区で立ち上げを検討しているまちづくり団体や地元自治会等と協議・調整を図りながら、建造物の価値の発信とともに地域の交流拠点となるよう検討、整備を進めていきます。

### ●中村家住宅の保存整備、活用整備の推進

中村家住宅は、平成 23（2001）年に町指定文化財の指定とともに公有化されたものの、現在は活用されずに空き家のままとなっていることから、き損が進行しています。歴史まちづくりの進捗状況を鑑み、段階的に保存整備、活用整備を進めていきます。整備にあたっては、添田

本町等地区で立ち上げを検討しているまちづくり団体や地元自治会等と協議・調整を図りながら、保存活用計画を策定後、計画的に進めていきます。

#### ●街道沿いの歴史的文化遺産建造物の保存整備、活用整備の推進

添田本町等地区には未指定文化財の歴史的建造物が集積しているものの、空き家のまま放置されることでき損が進行し、整備費用の負担が大きいことなどから整備が進まない状況があります。空き家となっている歴史的建造物の流通を促す仕組みを検討するとともに、店舗等の公開を前提にする歴史的建造物を歴史的風致形成建造物に指定することを通じて、整備事業への支援を進めていきます。

### 実施方針 3 歴史的文化遺産の保存・活用のための施設整備

#### ●中島家住宅や中村家住宅を活用した情報発信機能や展示機能の整備

添田本町等地区には、地域の歴史文化を発信する場がないことから、指定文化財である中島家住宅や中村家住宅を活用しながら、地域の歴史文化の情報発信機能や展示機能を整備していきます。

#### ●回遊ルートとなる歩行者空間の整備、修繕、管理運営

添田本町等地区内は、日田道といった歴史的街道が回遊ルートとなっているものの、かつての歩行者空間であった不動川沿いの小径を散策路とするなど、回遊ルートの整備を進めるとともに、定期的な修繕や維持管理を進めていきます。

#### ●便益施設を整備、修繕、管理運営

添田本町等地区には、トイレやベンチ、広場等といった休憩や交流をする場として添田公園があるものの、添田公園から一定の距離がある中島家住宅や中村家住宅周辺にはこれらの場がないことから、法光寺前のまとまった空地や空き地等を活用しながら、休憩や交流の場の整備を進めていきます。

また、添田公園のまとまった駐車場はあるものの、中島家住宅や中村家住宅周辺に駐車場がないことから、空き地を活用し、来訪者を受け止めるための駐車場整備を推進します。

#### ●誘導サインや解説板等の整備と適切な維持管理

添田本町等地区には、地区全体の位置関係等を説明する総合案内板や岩石城跡等へ誘導を図る誘導サインが整備されているものの、個別の歴史的文化遺産の解説板が未整備である他、中島家住宅や中村家住宅等への誘導サインがないことから、策定した案内板等デザイン方針に基づき、未設置の歴史的文化遺産の整備を推進します。

整備にあたっては、英語をはじめとした日本語以外の外国語による情報発信が可能なように、多言語に対応した整備を図ります。

また、整備した案内サイン等の適切な維持管理が行われるよう、定期的な確認を行えるよう、体制を整えます。

#### **実施方針 4 歴史的文化遺産の周辺環境の維持・向上**

##### **●添田公園の整備**

岩石城が立地していた岩石山の山麓を活かして開園された添田公園は、自然豊かな環境を維持するとともに、回遊や交流を促す場として、既存散策路も含め未整備となっている散策路再整備を推進します。

##### **●町並みの修景整備の支援制度の検討**

日田道沿いは、英彦山参詣の要衝として発展した歴史を物語る中島家住宅や中村家住宅等の歴史的建造物が立地しており、歴史を感じられる場として修景整備の支援制度を検討します。

#### **実施方針 5 歴史的文化遺産の防災・防犯対策**

##### **●中島家住宅及び中村家住宅の防犯設備の整備**

近年の歴史的文化遺産の悪質なき損の事件が発生していることから、指定文化財である中島家住宅及び中村家住宅においては、防犯性能を向上させるため、防犯設備の整備を推進します。

##### **●中島家住宅の耐震診断、耐震補強の整備**

中島家住宅は、経年劣化や地盤沈下等により柱が傾くなど、構造上の課題があることから、耐震診断を実施の上、全解体の後、耐震補強を進めていきます。

#### **実施方針 6 歴史的文化遺産の普及啓発や活用を通じた交流促進事業**

##### **●専門ガイドや地域住民により歴史的文化遺産を紹介**

添田本町等地区に存在する歴史的文化遺産を分かりやすく来訪者等に伝えるため、専門のガイド活動が行えるよう、担い手の育成やガイドを利用しやすい環境整備を推進します。

また、地域住民や地域を訪れた町民が来訪者と交流する中で、添田本町の歴史的文化遺産を紹介できるよう、町民向けの学習機会の提供を図ります。

##### **●多言語対応の案内マップやパンフレットの作成**

添田本町の歴史的文化遺産を紹介する案内マップは町で作成しているものの、外国人向けの案内マップはないことから、多言語対応の案内マップの作成を進めます。個別の歴史的文化遺産を紹介するパンフレットは少ないことから、段階的にパンフレットの作成を進めます。

##### **●ホームページや映像、SNS 等の電子媒体による情報発信ツールの強化、整備**

添田本町を広く発信するツールは、観光協会や添田町のホームページ、地域おこし協力隊の Facebook 等があるものの、添田本町の歴史や英語対応の情報が提供されているホームページはなく、情報提供が弱い状況にあります。ホームページや SNS 等を通じて、添田本町の歴史や中島家住宅と日田道、英彦山等の相互の関係性の紹介や多言語対応による情報の提供を図ります。

また、添田本町の魅力を分かりやすく発信するため、映像情報等を活用するなど、情報発信ツールの強化、整備を図ります。

#### ●中村家住宅等の公開

中村家住宅は、平成 23（2001）年に町指定文化財の指定とともに公有化されたものの、現在は公開されずに活用されていないことから、公開活用を進めていきます。また、未指定文化財である歴史的建造物は、活用用途に応じ、公開を図れるものは歴史的風致形成建造物の指定を通じて、公開活用を進めていきます。

### **実施方針 7 歴史的文化遺産の保存活用に向けた体制整備**

#### ●添田本町等地区における官民連携による歴史まちづくりを協議・調整する場を形成

添田本町等地区における歴史まちづくりを官民連携により進めていくため、現在立ち上げを進めているまちづくり団体や地元自治会、その他関係主体が同じ目線で協議・調整を図る場の形成を図ります。

#### ●歴史まちづくりを推進する外部の担い手の発掘

歴史まちづくりを進める上では、現在の担い手に加えて、外部からの担い手が入ることで活性化が図られることから、外部の担い手の発掘を進めていきます。

#### ●官民連携による利活用を通じた自立・持続型の保存活用スキームの検討、構築

歴史まちづくりを各主体が自立して、持続的に進めていく上では、各主体の役割を明確にし、連携して取組みを進めることが重要です。行政は、主に歴史的文化遺産の保存や民間が歴史まちづくりを主体的に進める環境整備に取り組みつつ、民間は、主に歴史的文化遺産の活用を個人や団体で取り組む、活動を通じて収益事業としての定着を図ることなどが重要となります。

専門的観光ガイドの有料化や、歴史的建造物における有料コンテンツの創出等による資金循環型のスキーム構築を図るなど、歴史的文化遺産の保存活用スキームの構築を進めていきます。

### **エ 事業の進め方**

添田本町等地区は、平成 26(2014)年に添田町歴史的風致維持向上計画の重点区域に位置付けられ、歴史的文化遺産の保存、活用に係る取組みを進めており、平成 27(2015)年には地域のマップやパンフレットを作成し、平成 28(2016)年からは中島家住宅の保存整備、活用整備を推進しています。

引き続き、町による歴史的文化遺産の保存を通じた価値を顕在化させるとともに、歴史まちづくりを民間が主体的に取り組む環境整備を進めます。これらと呼び水に、歴史的文化遺産を活用する担い手の発掘、育成を進め、資源を活用したコンテンツ開発や利活用スキームを構築するなど、官民連携による歴史まちづくりを進めていきます。

表 添田本町等地区における事業の進め方

|                                                 | 短期                           |                           |                           | 中期                                                  | 長期                   |
|-------------------------------------------------|------------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------------------------------|----------------------|
|                                                 | 平成 30 年度<br>（ 1 年後）          | 平成 31 年度<br>（ 2 年後）       | 平成 32 年度<br>（ 3 年後）       | 平成 34 年度<br>（～5 年後）                                 | 平成 39 年度<br>（～10 年後） |
| 実施方針 1<br>歴史的文化遺産<br>の調査、保存措<br>置               | 歴史的文化遺産の調査                   |                           |                           |                                                     |                      |
|                                                 | 歴史的風致形成建造物の指定（所有者同意を得た建物を適宜） |                           |                           |                                                     |                      |
| 実施方針 2<br>歴史的文化遺産<br>の保存整備、活<br>用整備             | 中島家住宅整備事業                    |                           |                           | 公開活用に向けた中島家住宅の運営管                                   |                      |
|                                                 |                              |                           | 中村家住宅整備<br>に向けた基本計<br>画策定 | PPP による中<br>村家住宅整備<br>に向けた提案、<br>事業者の募集、<br>基本設計、実施 | 中村家住宅の<br>運営管理       |
|                                                 |                              |                           |                           | 歴史的風致形成建造物の整備（所有者<br>同意を得た建物を適宜）                    |                      |
| 実施方針 3<br>歴史的文化遺産<br>の保存・活用の<br>ための施設整備         |                              | 中島家住宅における情報発信、展示<br>機能の整備 |                           |                                                     |                      |
|                                                 | サイン整備(概ね 2 基/年)、管理運営         |                           |                           |                                                     |                      |
|                                                 |                              | 駐車場の設計                    | 駐車場の整備                    | 駐車場の管理運営                                            |                      |
|                                                 |                              |                           |                           |                                                     | 休憩や交流の場<br>の整備       |
|                                                 |                              |                           |                           |                                                     | 回遊ルート of 整<br>備      |
| 実施方針 4<br>歴史的文化遺産<br>の周辺環境の維<br>持・向上            |                              | 中島家住宅敷地内におけるトイレ           |                           |                                                     |                      |
|                                                 |                              |                           | 添田公園の設計                   | 添田公園の整備                                             | 添田公園の管理<br>運営        |
|                                                 | 修景支援制度の検討                    |                           | 修景整備                      |                                                     |                      |
| 実施方針 5<br>歴史的文化遺産<br>の防災・防犯対<br>策の実施            | 防災訓練の実施(適宜)                  |                           |                           |                                                     |                      |
|                                                 | 中島家住宅の耐震補強、防災設備の整備           |                           |                           |                                                     |                      |
|                                                 |                              |                           |                           | 中村家住宅の防<br>災設備の整備                                   |                      |
| 実施方針 6<br>歴史的文化遺産<br>の普及啓発や活<br>用を通じた交流<br>促進事業 | 専門ガイド育成                      |                           |                           |                                                     |                      |
|                                                 |                              |                           |                           | 多言語対応の案内マップやパンフレッ<br>トの作成                           |                      |
|                                                 |                              |                           |                           | 電子媒体による情報発信ツールの強<br>化、整備                            |                      |
|                                                 |                              |                           |                           | 中島家住宅の公開                                            |                      |
|                                                 |                              |                           | 中村家住宅の公開                  |                                                     |                      |
|                                                 | 勉強会の開催                       |                           |                           |                                                     |                      |
|                                                 | 児童・生徒の意識向上推進事業               |                           |                           |                                                     |                      |
| 実施方針 7<br>歴史的文化遺産<br>の保存活用に向<br>けた体制整備          | 添田本町等地区における地元団体<br>設立        |                           |                           | 地元組織による中島家住宅の運営管理                                   |                      |
|                                                 | 歴史まちづくりの協議・調整の場<br>の形成       |                           | 歴史まちづくりの協議・調整の場での検討       |                                                     |                      |
|                                                 | 歴史まちづくりの担い手の発掘               |                           |                           |                                                     |                      |



(改訂) 添田町歴史的文化遺産活用まちづくり基本構想

発 行 日 平成 30 年 3 月

発行・編集 添田町 まちづくり課

〒824-0691

福岡県田川郡添田町大字添田 2 1 5 1

TEL 0947-82-1231 (代表) FAX 0947-82-2869

HP <https://www.town.soeda.fukuoka.jp/>